

湯沢市

文化財保存活用地域計画

令和3年12月



目次

ページ

序章

1	計画作成の背景・目的	1
2	文化財とは	2
3	計画作成の体制・経過	3
4	地域計画の位置付け	5
5	計画期間	15

第1章 湯沢市の概要

1	自然的・地理的環境	16
2	社会的状況	23
3	歴史的背景	29

第2章 湯沢市の文化財の概要と特徴

1	指定等文化財の概要と特徴	43
2	未指定文化財の概要と特徴	52
3	埋蔵文化財の概要と特徴	56

第3章 湯沢市の歴史文化の特徴

1	いで湯の宝庫“湯沢”、地熱のまち“ゆざわ”	58
2	祈りのカタチとくらし	58
3	街道と産業の発達	58
4	院内銀山の繁栄	59

第4章 文化財の保存と活用に関する将来像・基本的方向性・基本方針

1	湯沢市の文化財の保存と活用に関する 将来像・基本的方向性・基本方針	60
2	重点施策(市内展示施設のネットワーク化の実現)	61
3	文化財の一体的・総合的な保存と活用 (関連文化財群による保存と活用の展開)	61

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

1	歴史文化の次代への確実な維持・継承	63
2	郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信	71
3	重点施策(市内展示施設のネットワーク化の実現)	77

第6章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

1	関連文化財群に関する事項	
	・関連文化財群とは	80
	・関連文化財群の設定と考え方	80
	・関連文化財群とその課題・方針・措置	80

第7章 文化財の防災・防犯

1	文化財の防災・防犯に関する現状と課題	98
2	文化財の防災・防犯に関する方針	98
3	文化財の防災・防犯に関する措置	99

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1	湯沢市の体制	100
2	体制整備の方針	101

【例言】

本計画書では、市内の指定等の文化財や展示施設をより知っていただくため掲載写真の下方に可能な限りQRコードを付していますので、文化財や関連する詳細な情報を、スマートフォン等でスキャンして御覧いただけます。

序章

1. 計画作成の背景・目的

湯沢市は、平成17(2005)年3月22日に湯沢市、稲川町、雄勝町及び皆瀬村が合併して誕生しました。秋田県の南東部、山形県と宮城県の県境に接し、奥羽山脈や出羽丘陵に囲まれた横手盆地の南端で東北地方の真ん中あたりに位置しています。

市域の一部は栗駒国定公園にも含まれ、雄大な自然と山の幸に恵まれています。

国指定史跡「岩井堂洞窟^{いわいどうどうくつ}」をはじめとする縄文時代の遺跡が数多く残される等、先史の時代から人がこの一帯に暮らしていたと推測されています。

市の名前「湯沢」のとおり豊富な温泉に恵まれ、小安峡^{おやすきょう}、秋の宮、泥湯等の温泉郷が市の南端部を取り囲んでいます。加えて昭和40(1965)年代から進められている地熱資源の活用は、東日本大震災以降、再生可能エネルギーへの関心の高まりとともに全国的にも注目され「地熱のまち“ゆざわ”」として内外へ発信しています。

湯沢市の歴史文化は、脈々と培われ、さまざまな伝統や産業、農作物、観光資源等が生まれ、現代へと継承されてきています。市内全域に残る特色ある地質、地形やそれらに関する自然環境や生態系、歴史、文化を豊富に有していることから、平成24(2012)年に日本ジオパークに認定されています。

文化財保護行政においては、文化財の保存と活用を通して、郷土愛の醸成や地域の活性化を図る等、市が掲げる「あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち」の一役を果たしてきています。

一方、人口減少・少子高齢化を背景に、地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急な課題となる中、指定・登録文化財、未指定の文化財の保存と活用は、次世代への継承、さらには地域の活性化を図る上で、ますます重要になってきていることから5か年の計画期間で湯沢市文化財保存活用地域計画(以下、「地域計画」という。)を作成します。

特に、湯沢市の中心部には、市全体の歴史について、満遍なく知り、学習できる施設はなく、収蔵資料を適正な環境下で保存できる所がないことから、昭和40(1965)年代以降、文化財保存団体からは、何度も議会等へ博物館建設を願う陳情が提出されてきた経緯があります。平成29(2017)年には、市内の文化財保存、商工、観光関係の全団体から歴史資料展示施設の整備を望む声が上がったことを受け、市は市民を交えた検討会や市民アンケート調査の実施等により整備について検討してきました。令和2(2020)年湯沢駅周辺複合施設整備の基本構想が策定され、新たな展示施設(センター拠点)の設置を加えることになりました。今後、センター拠点と既存の展示施設(サテライト拠点)を有機的に結びつけ、市内をまち歩きしながら歴史文化に親しみ、学ぶことのできる仕組み等の形成や保存環境の適正化を含む拠点整備を本計画の重点施策

に据えて施策を実行していきます。

市内に点在する魅力的な文化財を、把握・調査研究等をし、あわせて観光資産として捉えながら「歴史文化の次代への確実な維持・継承」「郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信」によって文化財の保存と活用の持続可能性を高め、個性ある地域の再生・活性化に資するよう、地域・民間・行政協働での取り組みを加速させます。

2. 文化財とは

地域計画の中で示す「文化財」は、文化財保護法が示すとおり指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、湯沢市にとって歴史上、芸術上、学術上又は鑑賞上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な、文化的に生み出され作り出されたすべてを指します。

また、湯沢市の歴史や文化を支える人々の活動や周辺環境も含めたものを「歴史文化」と呼ぶこととします。

湯沢市文化財保存活用地域計画（地域計画）の「文化財」とは

文化財保護法における「文化財」

未指定の「文化財」(例)

有形文化財	建造物・美術工芸品 等	
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術 等	川連漆器
民俗文化財	民俗資料 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 等	七夕絵どうろうまつり 稲庭うどん 犬っこまつり 伝説 小野小町・能恵姫 等
記念物	遺跡、名勝地、動物・植物 等	小安峡大噴湯

文化的景観

伝統的建造物群

文化財の保存技術

埋蔵文化財

歴史上、芸術上、学術上、鑑賞上価値の高い、人々の生活の理解のために必要な、文化的に生み出され、作り出されたすべてをいう。



七夕絵どうろうまつり



犬っこまつり

3. 計画作成の体制・経過

(1) 作成体制

平成30(2018)年の文化財保護法の改正(平成31年4月1日施行)を踏まえ、湯沢市では文化財保護法第183条の9に基づく協議会として、令和元(2019)年度より湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会を設置しました。

全8回(うち書面決議1回)の協議会と市文化財保護審議会において審議や意見聴取を行いました。その他、庁内検討や地域説明会・意見交換会の開催、市民アンケートの実施、さらには山田地区モデル事業(地域ゆかりの文化財を国立博物館から借用しての里帰り展示会・講演会・地域計画について考える座談会を地域と行政が一体となって開催)の実施など市民の声を取り入れながら計画作成を行いました。

(2) 作成経過

期 日 等	実 施 概 要
平成31 (2019) 年	4月1日 湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の設置
令和元 (2019) 年	8月26日 第1回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	10月28日 第2回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	11月18日 ～12月6日 地域計画作成に係る地域説明会・意見交換会の開催(11か所)
	12月23日 第3回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
令和2 (2020) 年	2月13日 第4回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	3月12日 文化財保存活用地域計画作成アドバイザーとの協議 (文化庁派遣事業)(京都府立大学 准教授 上杉和央氏)
	7月2日 第5回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	7月29日 ～8月19日 湯沢市文化財保存活用に関する市民アンケートの実施 (対象 15歳以上の市民1,400人)
	11月5日 第6回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
令和3 (2021) 年	1月6日 ～7日 文化庁地域文化創生本部文化財調査官 岡本公秀氏による現地指導
	1月13日 ～26日 地域計画作成に係る地域説明会・意見交換会の開催(11か所)
	1月29日 第7回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取
	3月23日 ～28日 地域計画作成に係る山田地区モデル事業の開催 (文化財展・講演会・座談会)



湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の様子



地域説明会・意見交換会の様子

期 日 等	実 施 概 要	
令和3 (2021) 年	5月17日	第8回湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催・意見聴取(書面決議)
	7月21日	市文化財保護審議会において地域計画を審議・意見聴取
	7月27日	庁議(市庁内の決定機関)において地域計画を協議
	7月29日	市教育委員会において地域計画について協議
	8月4日	庁議において地域計画を再協議
	8月6日 ～8月25日	地域計画のパブリックコメント実施(市民からの意見聴取)

湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会委員名簿

令和3年3月31日現在

No.	所 属	職 名	氏 名	備考(交代時期)
1	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室	室長	武 藤 祐 浩	
2	秋田県立博物館	館長	高 橋 正	会長
3	秋田県教育庁払田柵跡調査事務所		谷 地 薫	副会長
4	東北歴史博物館	学芸班長	政 次 浩	
5	公立大学法人 秋田公立美術大学	助教	阿 部 由布子	
6	前湯沢市ジオパーク推進協議会		山 崎 由貴子	
7	湯沢市立駒形小学校	校長	近 田 浩 治	
8	湯沢市湯沢文化財保護協会	会長	齊 藤 茂 美	
9	稲川文化財保護協会	会長	松 村 政 男	
10	皆瀬文化財保護協会	事務局長	高 橋 勇 一	
11	一般社団法人 湯沢市観光物産協会	事務局長	佐 藤 隆 康	
12	湯沢市雄勝観光協会	会長	高 橋 修 一	
13	湯沢地区自治協議会	会長	飯 塚 哲 夫	(～令和2年5月31日)
		会長	土 田 忠 明	(令和2年6月1日～)
14	湯沢7地区自治連絡協議会	会長	石 川 陽太郎	(～令和2年5月31日)
		会長	大 山 茂	(令和2年6月1日～)
15	稲川地域自治連絡協議会	委員長	後 藤 昭 久	
16	雄勝野づくり連絡協議会	会長	戸 部 尚 武	(～令和2年11月10日)
		会長代理	佐 藤 力	(令和2年11月11日～)
17	皆瀬地域自治組織	会長	生 木 政 雄	(～令和2年5月31日)
		会長	小野田 敏 昭	(令和2年6月1日～)
18	湯沢商工会議所	青年部理事	京 野 健 幸	
19	ゆざわ小町商工会	事務局長	佐 藤 聡	

湯沢市文化財保護審議会委員名簿(平成31年度～令和2年度)

令和3年3月31日現在

No.	役職	氏 名	職業等	備考
1		沓 澤 則 雄	漆器工芸家	
2	会長	高 橋 喬 司	林業、郷土史家	
3		金 岡 寧	無職(文化財所有者)	
4	副会長	齊 藤 茂 美	無職(文化財所有者)	
5		高 崎 眞 子	観光ガイドの会会長	
6		鈴 木 清 子	元院内銀山異人館職員	
7		柴 田 陽一郎	元県埋蔵文化財センター職員	
8		築 瀬 均	元教職員	
9		丸 谷 仁 美	県立博物館学芸員	
10		清水川 隆	一級建築士、ヘリテージマネージャー	

4. 地域計画の位置付け

秋田県文化財保存活用大綱、湯沢市総合振興計画等と整合を図り、市分野別の関連計画とも連携を図りながら、市民及び市に関係する一人ひとりが、市内の貴重な文化財について知り、それらを次世代に継承し、さらに次世代の人々にも、文化財を守り、生かし、後世へ伝えていってもらうための計画として位置付けます。

<文化財の保存と活用に係る県の方針>

計画名	概要
秋田県文化財保存活用大綱 令和3(2021)年 3月策定	秋田の宝を維持・管理、修理、整備、磨き上げによる保存と魅力発信、秋田ファンの拡大、地域経済への波及による活用とを循環させ、観光資源としての文化財の活用や関係人口の創出・拡大を図り、地域経済を活性化して、文化財の保存や活用につなげることを基本認識とし、秋田県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の秋田県文化財保護行政の共通基盤とするものである。

<市の上位計画>

計画名	文化財に関する主な内容
湯沢市総合振興計画 平成29(2017)年 3月策定 期間：平成29(2017)年度 ～令和8(2026)年度	「将来像：人のつながりで磨かれる、熱（エネルギー）あふれる美しいまち」 あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち ・文化遺産や地域の歴史に関する認識が深まり、郷土愛を醸成する。 ・伝統行事への参加者を増やし、文化活動を活性化させる。
湯沢市教育大綱 平成29(2017)年 11月策定 期間：平成29(2017)年度 ～令和2(2020)年度	歴史文化の保護・継承・活用 ・郷土の歴史や文化への愛着と誇りを育み、地域の活性化につなぐ。

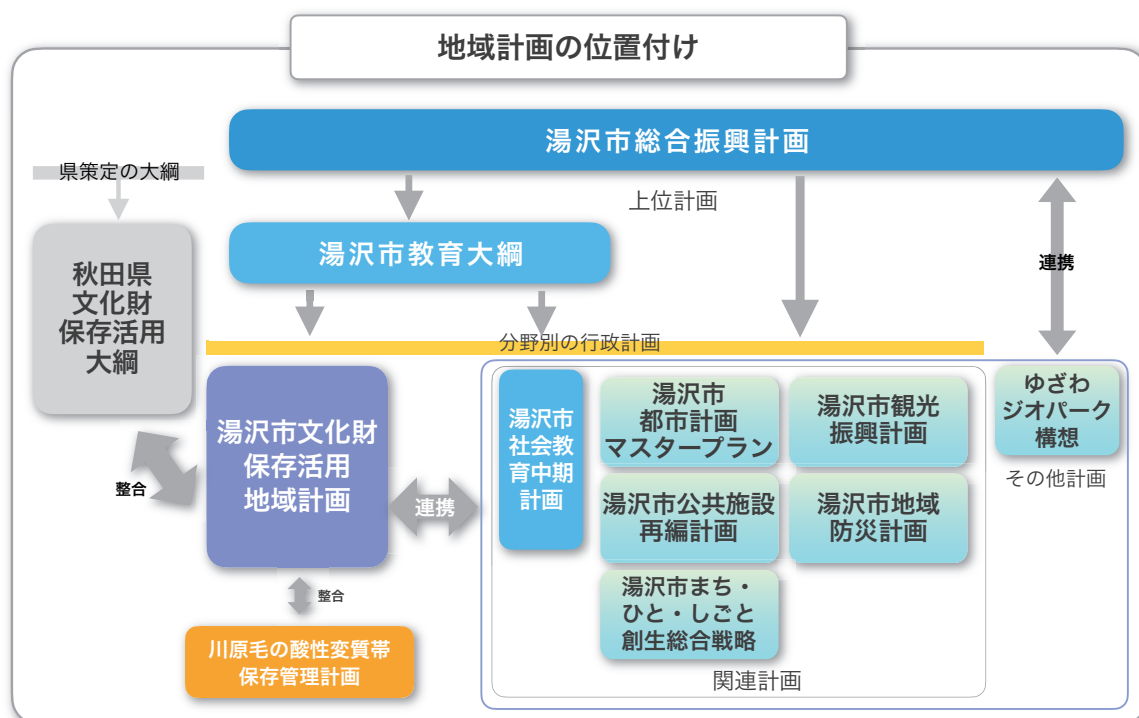
<市の関連計画>

計画名	文化財に関する主な内容
湯沢市都市計画マスタープラン 平成30(2018)年 3月策定	地域の文化を支え続けるまちづくり ・地域の歴史や文化をまちづくりに活かし、地域固有の文化や地場産業などを継承し続けられるまちを目指す。
湯沢市観光振興計画 平成30(2018)年 3月策定 期間：平成30(2018)年度 ～令和4(2022)年度	湯沢ならではの観光魅力づくり ・歴史・文化の魅力向上 観光客受入環境向上のための基盤整備 ・観光インフラの整備 ・わかりやすい利便性の高い交通環境の整備 ・空き家・空き店舗等の活用

計画名	文化財に関する主な内容
湯沢市公共施設再編計画 令和2(2020)年 5月策定 期間：令和2(2020)年度～ 令和12(2030)年度	博物館等(院内銀山異人館、郷土学習資料展示施設、雄勝郡 会議事堂記念館、稲庭城)についての方針 ・市の歴史遺産、郷土の歴史、民俗等を後世に引き継いでい くために必要であり継続する。 ・資料の収集・展示・活用方法を検討する。 ・事業展開や管理運営のあり方を検討する。
湯沢市地域防災計画 令和3(2021)年 3月修正	文化財を地震による災害から防護し、これを後世に伝えるた めに防火管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の 事業を推進する。
湯沢市社会教育中期計画 令和3(2021)年 3月策定 期間：令和3(2021)年度～ 令和7(2025)年度	生涯学習環境の整備 ・市組織間の連携強化による生涯学習環境の充実 生涯学習活動の展開 ・人生100年時代を見据えたキャリア形成支援の推進 芸術文化活動の展開 ・芸術文化に触れる機会と情報発信の拡充
湯沢市まち・ひと・しごと 創生総合戦略 平成27(2015)年 12月策定	地域資源を活用した「自分ごとの誇れるまちづくり」の実践 ・「地熱」「ジオパーク」「音楽のまち」など、“ゆざわ”を特 徴づける地域資源を活かしたまちづくりを充実させること で、郷土愛を醸成するとともに、“ゆざわ”の個性を確立し、 知名度・ブランドイメージの向上を目指す。

<その他の計画>

計画名	文化財に関する主な内容
ゆざわジオパーク構想 平成28(2016)年 4月策定	ジオパークの活動計画 キャッチフレーズ：「いにしへの火山の恵み あつき雪 いかして築く 歴史と暮らし」 ジオパーク活動の目的 ・地域資源の再認識 ・地域資源の保全と活用



(1) 市の上位計画について

第2次湯沢市総合振興計画(期間：平成29(2017)年度～令和8(2026)年度) (抜粋)

将来像

人のつながりで磨かれる、
エネルギー
熱あふれる美しいまち

まちを育てる基本理念

第3章 ふるさとの技が光る、存在感あふれるまち

第3節 訪れたいくなる動機付けと観光交流の人口の拡大

目指す状態	主な施策内容
市の魅力が誘客に結び付き市内各地でにぎわいが創出されている。	戦略的な情報発信と連動し、イベントや資源へのストーリー付加によって魅力を効果的に“見える化”し来訪者の増加を図り、市内各地におけるにぎわいを創出する。
受入環境の充実によって、「何度も訪れてみたいくなるまち」になっている。	分かりやすい案内表示やインバウンド対応等、来訪者の受入体制を充実させる。また、地域の魅力を伝えるガイドの育成等、おもてなしの心あふれるまちづくり・人づくりを推進する。
	観光拠点施設の適切な管理を行い、常に訪れてみたい環境の維持向上に努める。
	観光客の利便性向上のため観光二次アクセス（既存の生活交通ではカバーできない観光地と観光地を結ぶ交通手段）の整備等により、観光誘客の拡大を図る。

第4章 あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち

第2節 学校教育の充実

目指す状態	主な施策内容
自然・伝統・文化に関心をもち、自ら調べたり地域の課題や展望について考え発信したりする自主性が育っている。	学校や地域、企業、行政が連携し、郷土への愛情を醸成するふるさと教育、キャリア教育の充実を図る。

第5節 文化の保護・継承・活用

目指す状態	主な施策内容
文化遺産や地域の歴史に関する認識が深まり、郷土愛が醸成されている。	文化財の保護と活用により郷土の歴史に親しむ環境づくりを進める。
伝統行事への参加者が増え、文化活動が活性化している。	各地域の伝統行事を大切に、積極的な参加を推進し、次世代への継承を進める。
ゆざわジオパークに関する調査研究の成果により、地域の魅力が広く内外に発信されている。	郷土の地質、歴史、民俗等に関して、学識者による学術的な調査研究や市民による郷土研究を支援し、後世へ残すための保全計画策定・活用へつなげる。

湯沢市教育大綱

《平成29年度～令和2年度》

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、本市では、総合振興計画(平成29年度～令和8年度)と教育行政方針(年度毎に策定)の中間に位置づけられるものです。

【基本理念】

未来を託す子どもたちと若い世代を育み、
古き良き歴史と文化に満ちたふるさとに誇りをもち、
思いやりのあるたくましい人づくりを目指します

【基本方針】

特色ある学校教育

ふるさとの「もの・ひと・こと」を生かし、創意工夫に満ちた特色ある教育を推進します

- ◆ふるさとの自然・伝統・文化に関心をもち、ふるさとに生きることの誇りを育みます。
- ◆地域全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や、地域とともにある学校づくりに努めます。

生涯学習の推進

生涯にわたり主体的に学ぶことができる多様な学習機会の確保・充実を図ります

- ◆教育資源を効果的に活用し、いつでも、どこでも学べる環境の構築を図ります。
- ◆地域の資源や人材を有効に活用しながら、生涯にわたって質の高い学習機会の提供を進めます。
- ◆生涯学習施設などの計画的な改善整備により、快適な学びの場の提供を継続します。
- ◆図書館、学校、地域が連携して子どもの読書活動の普及推進に努めます。

歴史文化の保護・継承・活用

郷土の歴史や文化への愛着と誇りを育み、地域の活性化につなぎます

- ◆郷土愛を育み、地域の歴史や文化を次世代へ引き継ぐ体制の整備を進めます。
- ◆文化財の保護と活用を通して、郷土の歴史に親しむ環境づくりを進めます。
- ◆地域の伝統行事を大切に、積極的な参加と次世代への継承を進めます。
- ◆「音楽のまち“ゆざわ”」を推進し、音楽があふれる明るいまちづくりを進めます。
- ◆芸術鑑賞の機会の提供や自主的・創造的な芸術文化活動の支援に努めます。

(2) 市の主な関連計画について

湯沢市都市計画マスタープラン(抜粋)

3.1.2 まちづくりの目標

「第2次湯沢市総合振興計画基本構想」では、将来像として目指すまちの姿を5つの基本目標として設定し、その実現に向けた取組みの方向性を示しています。

本計画では、この5つの基本目標を都市形成の視点から再整理し、都市の課題を踏まえ、持続可能な都市づくりに向けた目標を設定します。

【目標1】市民とともに歩み愛され続けるまちづくり

各市民のほか、地域コミュニティ組織や市内外のNPO組織など、様々な社会活動を行う人々の積極的な参加を得ながら、市民とともにまちづくりを行うことで、市民に愛されるまちを目指します。

【目標2】快適に住み続けられるまちづくり

自動車主体の生活だけではなく、徒歩や公共交通を使い必要な生活サービスが利用できる環境を創出することで、ライフステージ*に応じた快適な生活スタイルを選択し、住み続けられるまちを目指します。

【目標3】産業の活力を支え続けるまちづくり

広域交通網や幹線道路網を強化し、市内の物流や産業振興に向けた基盤が整ったまちを目指すとともに、地域の魅力づくりを支え、来訪・回遊しやすい環境を整えることで、訪れてみたいとなるまちを目指します。

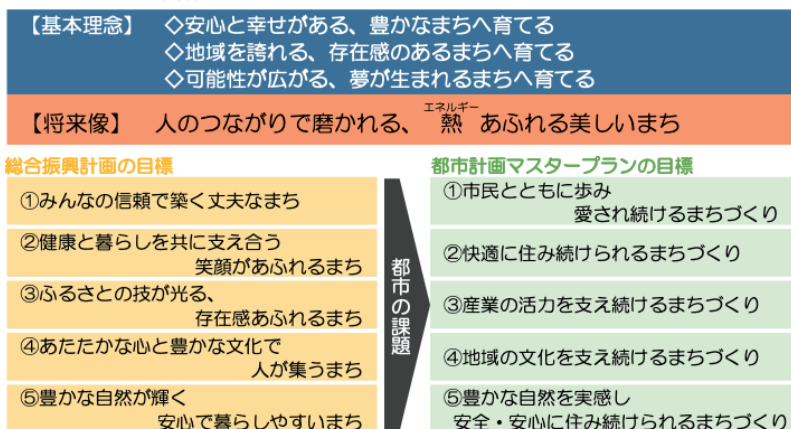
【目標4】地域の文化を支え続けるまちづくり

地域の歴史や文化をまちづくりに活かすとともに、人口減少が進展する中でも、各地域の生活やコミュニティの維持を図り、地域固有の文化や地場産業などを継承し続けられるまちを目指します。

【目標5】豊かな自然を実感し安全・安心に住み続けられるまちづくり

文化や風土を育む優れた自然環境を保全するとともに、身近に自然を感じられる環境を整え、将来にわたって自然の豊かさを実感し続けられるまちを目指します。

また、生活を守る自然環境の保全や必要な対策を推進し防災性を高めるとともに、生活に必要な社会基盤や都市施設の必要な整備と機能を維持するための取り組みを展開し、安全で安心して暮らし続けられるまちを目指します。



都市計画マスタープランの目標と総合振興計画の関係

*ライフステージ:家族における新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などのそれぞれの段階

3.2.5 都市景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

豊かな自然環境や特色ある地質資源が織り成す景観は、地域の風土や文化を育み、湯沢市を特徴づけるものであり、これらを使った広域交流の促進も期待されます。

市街地など住民や建物が集積する地域では、周辺の自然景観と調和を図りながら、歴史文化の伝承や賑わいの創出に向け、良好な景観形成が期待されます。

そのため、市民とともに自然的景観の保全を図りながら、市街地などでは、地域の特性に応じた良好な景観形成を推進します。

(2) 景観形成の方針

1) 都市的景観形成

① 中央拠点の景観

湯沢地域の中央拠点は、市民生活の拠点であるとともに祭事やイベントの場でもあることから、賑わいある高質な空間形成を図ります。

市の玄関口となる JR 湯沢駅周辺は、まちの顔となる景観づくりをめざし、関係者の協力のもと、形態や意匠のあり方を検討します。

ネオロマネスク風の街並み(大町商店街)やドイツ風の街並み(中央通り商店街など、住民が主体的に街並みを形成している地域では、良好な街並みの維持・形成を支援します。

中心市街地地区再生計画に基づき、歴史や文化を生かした街並み景観の形成を検討します。

また、景観を阻害する空き家・空き地等は、適正な管理が実施されるよう所有者に対し適正に指導を行うほか、利活用を推進します。

② 歴史的景観

城下町や羽州街道、院内銀山など、歴史に係る地域資源及びその周辺では、市民とともに良好な景観を保全し、必要な修景整備を推進することで、地域の誇りとなる景観を維持・形成するとともに、観光交流等への活用を図ります。

③ 住宅地の景観

住宅地では、良好な景観の維持・形成に向け、必要に応じ、住民とともに緑化や建築物の色彩・意匠などに係るルールについて検討するほか、地域のシンボルとなる樹木の保全を図るなど、地域の特徴を活かした潤いのある景観形成を図ります。

景観を阻害する空き家・空き地等は、適正な管理が実施されるよう所有者に対し適正に指導を行います。

④ 市街地周辺の自然的景観

市街地東側の丘陵部は、市街地の景観の背景となることから、自然環境を保全します。

特に、湯沢城城跡周辺、前森地区、愛宕山で指定された風致地区[※]は、本市にとって重要な自然的景観であるため、引き続き保全します。

2) 自然的景観形成

① 森林景観

森林を中心とした豊かな自然は、市街地からの眺望など様々な景観の背景を構成する要素であるため、適正な維持管理により、良好な景観の保全を図ります。

栗駒国定公園など良好な自然環境を有する区域では、必要な開発や施設整備等を行う際には、関連法令に基づき、樹木伐採や地形改変を抑制するとともに周辺景観と調和した色彩の選定など、美しい自然環境を保全する景観形成を推進します。

② 田園・山村景観

集落や農地、山林等が織り成す田園や山村の景観は、自然的景観と市民の生業により形成されるものであるため、農地や自然環境の保全に加え、各地域での持続可能な生活環境の維持や耕作放棄地等による荒廃抑制を図ることで、景観の保全を図るとともに、必要な開発や施設整備等を行う際には、周辺景観との調和に配慮します。

③ 観光地の景観

湯沢市の魅力を高め、観光交流を促進するため、関係者と連携しながら、温泉地などの観光交流拠点及び周辺地域において、地域の特性を活かした良好な景観形成を推進します。

また、観光拠点周辺の地域において、開発等を行う際には、景観の阻害要因とならないよう、適切な指導を行います。

[※]風致地区：都市における自然的要素に富んだ土地の良好な自然的景観を保全するために都市計画法に基づき指定した地区で市内には3地区が指定されている

第2次湯沢市観光振興計画(期間：平成30(2018)年度～令和4(2022)年度) (抜粋)

基本方針1 湯沢ならではの観光魅力づくり

2.歴史・文化の魅力向上	
	文化財等の観光資源としてのデータベース化
	観光資源と歴史・文化を結びつけた物語の構築
	近隣市町村と連携した日本遺産登録
	歴史・文化体験プログラムの開発と実施
	歴史・文化遺産めぐりマップ等の作成
	観光誘客イベント等に対する支援（七夕絵どうろうまつり、犬っこまつり、小町まつり、雄勝大花火大会を軸にした誘客促進）
	行祭事・文化の保存・継承や活性化への取り組みに対する支援
	文化財の公開や開放による観光資源としての活用

基本方針2 観光客受入環境向上のための基盤整備

1.観光インフラの整備	
	(1)観光施設等の維持管理と整備
	観光拠点等のトイレ等整備
	多様な機能を有する観光物産館等整備の検討
	主要観光スポットの解説板の整備（多言語対応）
	(2)観光拠点・スポット等の環境整備
	観光拠点等のWi-Fi環境の整備
	温泉郷におけるインターネット環境の改善に向けた要望等の取組
	(3)観光誘導の充実
	既存案内誘導板の配置把握と再配置計画の策定
	主要観光地に至るアクセス道路に、デザインを統一した案内誘導板の設置
	計画に基づく案内誘導板の撤廃、再生
2.わかりやすい利便性の高い交通環境の整備	
	(2)二次アクセス整備
	観光二次アクセス改善計画の策定
	計画に基づいた入口施設と主要観光エリア、主要観光エリア間の道路交通手段の整備
	JR駅や道の駅を発着点とした観光スポットを巡る交通手段の整備
4.空き家・空き店舗等の活用	
	古民家再生による観光スポットの創出
	文化財活用による観光スポットの創出
	温泉地、観光スポット等周辺の景観保全

湯沢市公共施設再編計画(期間：令和2(2020)年度～令和12(2030)年度) (抜粋)

第2章 施設分類別の再編方針

2.社会教育施設系施設

(2) 博物館等

ア 施設概要

院内銀山民俗資料並びに岩井堂洞窟考古資料等を収集、保管及び公開し、歴史文化の保護伝承並びに地域の活性化に資することを目的として「院内銀山異人館」を設置しています。

このほか、歴史資料や生活文化に関する資料などを保存・展示している施設として、「郷土学習展示資料施設(ジオスタ☆ゆざわ)」「雄勝郡会議事堂記念館」「稲庭城」を設置しています。

施設No.	施設名称	所在地	地区	所管課
博1	院内銀山異人館	上院内字小沢115	院内	生涯学習課
集15	高松地区センター (郷土学習資料展示施設)【再掲】	高松字上地6-2	高松	協働事業推進課
文4	雄勝郡会議事堂記念館【再掲】	北荒町2-20	湯沢	生涯学習課
観2	稲庭城【再掲】	稲庭町字古館前平50	稲庭	観光・ジオパーク推進課

ウ 今後の方針とスケジュール

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は次のとおりです。

【基本的な考え方】

- 市の歴史遺産、郷土の歴史、民俗等を後世に引き継いでいくために必要であることから、基本的に継続します。
- 市内に点在する生活文化や歴史資料、埋蔵文化財などの収集・展示・活用方法について、施設のあり方を含めて検討します。
また、資料の収蔵・展示機能に加え、国が示す体験・交流型の機能を高める事業展開を含め、管理運営のあり方について検討します。

【個別施設ごとの対応方針】

博1 院内銀山異人館

- 院内銀山民俗資料並びに岩井堂洞窟考古資料等を収集、保管及び公開し、歴史文化の保護伝承を図るため今後も継続します。
- 平成元年に新耐震基準で建設した建物であることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

集15 高松地区センター(郷土学習資料展示施設)【再掲】

- 高松地区センター内の郷土学習資料展示機能については、ジオパーク関連資料や酒造関連資料、埋蔵文化財等が展示される市内唯一の機能であることから今後も継続します。
- 平成13年に新耐震基準で建設した建物であることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 郷土学習資料展示施設の収蔵・展示を中心とした現在の活用方法について、国が示す体験交流型の機能を高める工夫を行い、利用者の増加を図る管理運営方法を検討します。

文4 雄勝郡会議事堂記念館【再掲】

- 湯沢市における歴史資料の展示や市民の文化活動の場として継続します。
- 明治25年に建設した歴史的建造物として、文化財保護法等の規定に基づき、必要な補修を行い保存・活用を図ります。
- 文化財施設全体の管理運営のあり方について検討する中で、当該施設について、既存の展示機能に加え、体験・交流機能を含め有効に活用する方法を検討します。

観2 稲庭城【再掲】

- 稲庭城は中世の歴史を継承する地域のシンボル施設として、また、地域の歴史的資料の展示や観光の拠点として機能していることから継続します。
- 平成元年に新耐震基準で建設した建物であることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 管理運営は、指定管理者制度を継続します。

湯沢市地域防災計画(抜粋)

第2章 災害予防計画

第17節 文化財災害予防計画

第1 計画の方針

文化財は郷土を正しく理解するための貴重な市民の財産であり、これらの文化財を地震による災害から防護し、これを後世に伝えるために防火管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。

第2 文化財対策

(1)文化財管理者に対する指導の徹底

ア 定期的に防災診断を受ける。また、防災責任者は自主的に点検を実施して、地震被害の防止に努める。

イ 消火、警報設備等の整備に努める。

ウ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質・保全についての知識や技能を有する者を充て、あらかじめ搬出場所を定めておく。

(2)保存施設等の整備

ア 災害防止のため、耐火・耐震構造施設等の設置を推進する。

イ 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

第3 史跡・名勝・天然記念物等

1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は、多様な内容を持つものであり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

2 対策

(1) 指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・図解板・境界標・囲柵等を整備する。

(2) 警報、防火、消火設備を整備する。

(3) 定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。

第21節 災害ボランティア活動支援計画

第2 災害ボランティアの活動分野

3 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次の事項が想定される。

(2) 一般的な活動

ク 文化財、記念物及び古文書等歴史的資料の救済・保存の補助。

第3章 災害応急対策計画

第27節 文教対策計画

第9 文化財の保護

1 文化財が被災した場合は、その管理者(又は所有者)は直ちにその文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を市教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。

2 市教育委員会は、市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うものとする。

3 市教育委員会は、被災文化財が文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導等必要な措置を講ずるものとする。

(3) その他の計画について

ゆざわジオパーク構想(抜粋)

ゆざわジオパーク構想

2. ゆざわジオパークの将来像

(1) 将来像と目的

① 将来像

ゆざわジオパークが目指す将来像は、世界中にゆざわジオパークの情報があふれ、様々な国や地域の方々と往来を伴った交流が盛んになっている姿である。

ジオパークの理念に沿った活動を活発に行い、ユネスコグローバルジオパークネットワークの中でお互いの地域の良さを認め合いながら切磋琢磨しあい、人的交流を深め、ユネスコグローバルジオパークのブランド力と地域資源を活用して、湯沢の生活・文化を飛躍的に向上させていく。そして住民みんなが地域に誇りを持ち、郷土愛に満ちた持続可能な地域社会が形成されることが「ジオパーク」の望まれる将来像である。

ゆざわジオパークもそのようなジオパークのひとつになっていることが望まれる。

ゆざわジオパークのキャッチコピーである「いにしへの火山の恵み あつき雪 いかして築く歴史と暮らし」は、まさにかつて活発に活動していた火山の恵みを上手に活用しながら、東北日本の日本海側特有の豪雪の中で歴史と生活や産業を築いてきた、ゆざわの特色を表す言葉である。

さらに、サブキャッチコピーの「銀で築き、清水と共に歩み、地熱で未来を切り拓く」には、過去から現在、未来と地球からの恵みを人の営みに活かし、地球と共生する持続可能な地域社会を目指すことが表現されている。

これらの標語趣旨を誰もが理解し、世界でただひとつの「ゆざわ」として認めてもらう状態が理想である。

② 目的

ジオパーク活動の目指す目的は、次の2つである。

(i) 地域資源の再認識

私たちが生活する地域の資源を見つめ直し、その地域の持つすばらしさに住民が気づき、「ここに住んでいて良かった」と思う意識を持つこと、そして、地域に住む人が自分の住む地域の良さを知り、そのことで生まれる郷土愛を育み、地域に対して誇りを持つことが目的のひとつである。

(ii) 地域資源の保全と活用

地域が持つすばらしい資源を後世に残すために保護・保全をしながら、一方では教育・研究や地域経済に有効活用する。「ジオツーリズム」や「グリーンツーリズム」、「体験学習型観光」などの新たな観光、地域の産業や経済活動の活性化に活用し、湯沢市全体を元気にすることと持続可能なまちにすることが目的である。

なお、これらの目的は、現在国が強力に進めている「地方創生」とも大きく重なっている。ジオパーク活動を積極的に進めていくことは、地方創生実現への一歩になるものである。

5. 計画期間

計画期間は、上位計画との整合を図り令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5か年とします。

また、毎年度計画の進捗状況等について点検・検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢、法令・国の施策等、及び文化財の状況変化に応じて、計画期間内であっても適宜見直しを図ります。

なお、地域計画の計画期間の変更、市内の文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、及び地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更については、文化庁長官へ変更の認定を申請することとし、上記以外の軽微な変更に該当する事項については、文化庁へ情報提供をすることとします。

第1章 湯沢市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 地勢

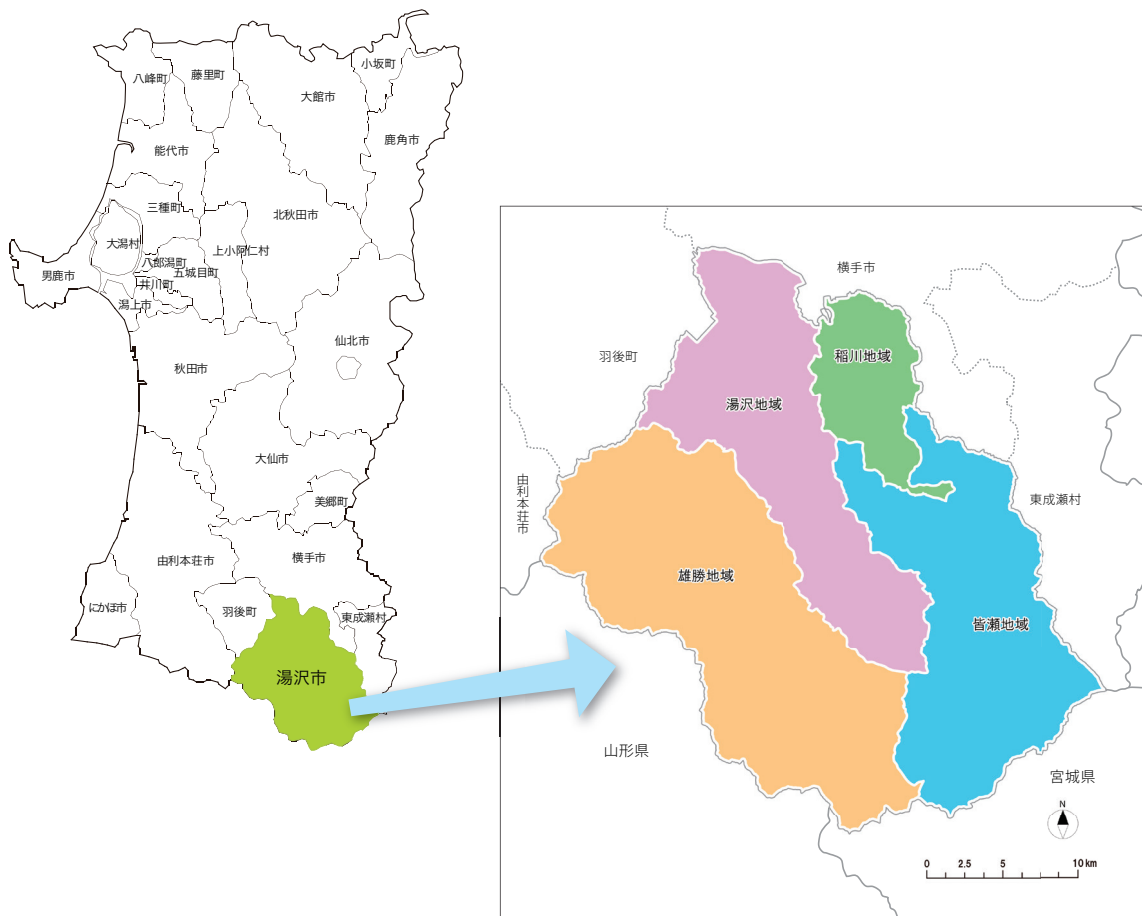
湯沢市は、秋田県の最南東部に位置しています。山形県(真室川町・金山町・新庄市・最上町)・宮城県(大崎市・栗原市)に隣接し県都秋田市へは直線距離で約70km、宮城県仙台市へも同じく約95kmに位置しています。隣接する両県とは国道13号、108号及び398号で結ばれ、秋田県の南の玄関口となっています。

面積は790.91km²で、東方から南方にかけては奥羽山脈に、西方は出羽丘陵に囲まれ、森林原野が総面積の82.7%を占めています。

湯沢市の地形的特徴は、大規模地すべりによって形成された木地山湖沼群、活断層に沿った断層や扇状地、山岳部のV字谷、平野部の河岸段丘などがあります。

市内南東部、県境付近の西栗駒一帯は栗駒国立公園に属し、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれています。

市内北西部、市街地を縦断する雄物川は、山形県境に位置する大仙山^{だいせんざん}(標高920m)を源流とする秋田県内最大の流域面積を持つ一級河川です。雄物川とその支流である皆瀬川、役内川、高松川沿いに豊かな水田地帯を形成しています。







(2)地質

湯沢市の地質は、約9,700万年前にできた白亜紀後期の花崗岩類と変成岩(片岩、片麻岩など)を基盤とし、漸新世から中新世の火山岩や堆積岩、鮮新世の火山岩と湖成堆積岩が発達し、それらを覆う更新世の火山岩が分布しています。

特に鮮新世に形成された巨大な三途川カルデラ内には湖成堆積物の三途川層さんずがわそうが発達し、鮮新世の古環境を示す植物・昆虫化石を産出しています。更新世の火山活動による噴気・噴湯、岩石の変質、鉱床の形成(銀、硫黄、褐鉄鉱)などの諸地質現象が見られます。

① 鮎状珪石じじょうけいせき

鮎状珪石は、秋の宮温泉郷荒湯で形成され温泉成分の二酸化珪素けいそが細かい石片や、微小な石英せきえいなどを核に温泉水の中でゆっくり成長し卵状に結晶したものです。

産地は、稲住温泉いなずみの北東470m先の山中でかつて盛んに温泉や蒸気を噴出していた地帯です。周辺の地層は、秋ノ宮地区一帯に分布する虎毛山層(中新世後期から鮮新世)中の仁勢沢凝灰岩にせざわで温泉の噴気により白く変質しています。温泉孔の周囲に沈殿する温泉沈殿物「珪華けいか」は長い間に堆積し厚さ数メートルにもなり、その珪華にはさまれるように厚さ10cmほどの鮎状珪石が3層になって存在しています。

② 川原毛地獄(川原毛の酸性変質帯)かわらげじごく

川原毛地獄周辺の地質は、三途川層(600万～530万年前、湖成堆積層こせいたいせきそう)が堆積する以前に、激しい火山活動で形成された虎毛山層と呼ばれるデイサイト質凝灰岩類からなります。この一帯は、強酸性熱水と噴気作用により変質し、石英が主成分の白色珪化帯となっています。至る所から火山ガスが噴出し、白い山肌と奇岩に覆われ、植生の見られない荒涼とした景観がひろがっています。火山ガス噴出の様子や噴出口に硫黄が結晶化した様子が間近で見られるなど、火山活動観察の適地でもあります。沢伝いにある川原毛大湯滝かわらげおおゆだきは、落差20mの温泉が流れ落ちる、全国でも珍しい滝壺が湯船となった野趣満点の露天温泉です。



「川原毛の酸性変質帯」
県指定天然記念物



お やすきょうおんせん
③小安峡温泉

小安峡の地形は、皆瀬川が長い年月をかけて刻んだ約8kmの険しいV字谷で、国道から川底までの高低差は約60mあります。大噴湯は橋の上からでも見ることができますが、谷底では断崖絶壁の三途川層(600万～530万年前、湖成堆積層)の隙間や割れ目から、轟音と共に白煙化した高温の蒸気と熱湯が噴き出ています。



小安峡大噴湯



④鉦山

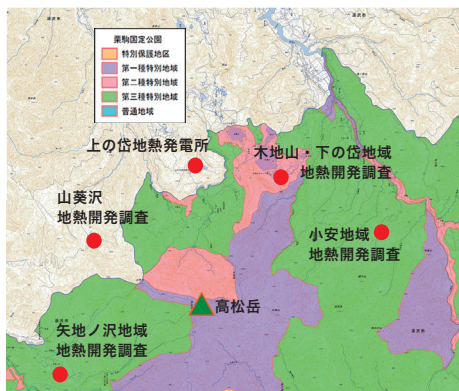
湯沢市には院内銀山・松岡鉦山・白沢鉦山など江戸時代から採掘されていた鉦山が多数あります。これらの鉦山は、中新世後期の酸性火成岩の活動に伴う鉦脈型鉦床で、金・銀・銅・鉛・亜鉛などを産出しました。

⑤院内カルデラ

院内地区は、約800万～600万年前の火山活動で窪地になった「カルデラ」の中にあります。その時に降り積もった火山灰などが固まった岩石(凝灰岩)が院内石で、院内の町を中心に直径約6km(約30km²)の範囲に盆地状(カルデラ)に分布しています。軽石を多く含む院内石は、風化や熱に強く、酒蔵や倉庫などに利用されてきました。

⑥地熱地帯

約23万年前に噴火したと考えられる高松岳周辺は地熱地帯で周囲よりも地下の温度が高い地域が同心円状に広がっています。一帯では地熱開発が進められ、現在稼働している地熱発電所は2か所あります。発電出力数は74,999kWと市町村別で全国3番目となっています。そのほか3地点で開発調査も行われる等再生可能な自然エネルギーとして注目されています。



地熱開発の状況図

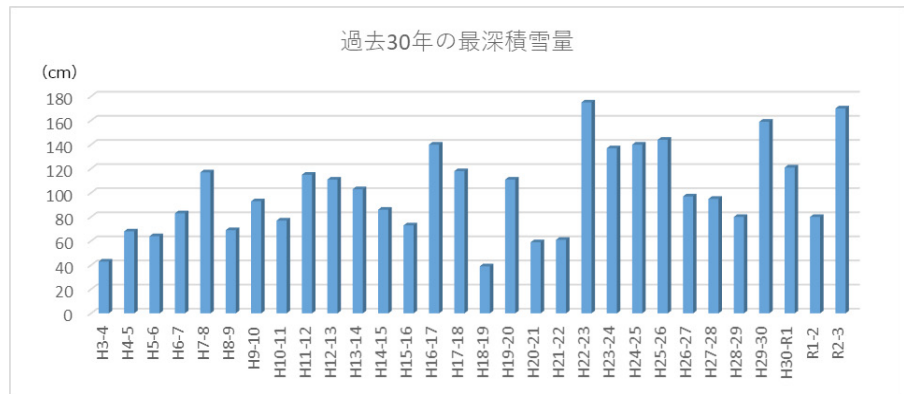


温泉関係図

(3) 気候

湯沢市の気候は、日本海型の冷温帯気候に属し、内陸性気候で年間の気温差が大きく、1月と8月の月別平均気温が約25.6℃の差があり(1月平均-1.7℃、8月平均23.9℃)、風速は一年を通して1.8m/s~2.9m/s前後となっています。

また、降水量は、年間1,500mm程度ですが、冬季には積雪が多く、最大積雪量は市街地で1m超、山間地域では2mに達し、積雪期間は年間100日以上にも及ぶ特別豪雪地帯に指定されています。昭和48(1973)年11月から昭和49(1974)年にかけての四八^{よんぼち}豪雪^{こうせつ}とよばれる明治期の観測以来の記録的な大豪雪時には、山間部の皆瀬地域では324cmの最深積雪を記録しています。市街地の湯沢地域でも221cmを記録し、自衛隊による除排雪作業が行われました。令和3(2021)年1月にも最深積雪170cmを記録し、自衛隊へ災害派遣を要請し除排雪作業が行われました。



(4) 生態系

湯沢市南東部は、日本海型のブナ・チシマザサ型で林床にユキツバキを伴い、ミヤマナラとハイマツが混交し、亜高山帯針葉樹林が発達しない特異な景観を呈し、栗駒^{くりこま}国定公園に指定されています。

国定公園内標高約580mに位置するコケ沼は、ミズゴケ湿原の代表的なものとして貴重であり壮大な浮島上の自然景観とその構成に特色があります。

特産種コケヌマイヌノヒゲをはじめホロムイソウ、ツルコケモモなど40数種の植物が確認されています。

日本最小といわれているハッチョウトンボや腹部が金色に輝くキイトンボ、ギンイチモンジセセリ、クロシジミなどの昆虫が多く生息しています。

山形県境の^{かむろさん}神室山には県の絶滅危惧IB類のキヌガサソウの群生地があります。

^{おおたきさわ}大滝沢国有林(面積318.9ha、標高250m~600m)は全国的に珍しい標高の低い場所にある天然ブナ林をもつ生態系豊かな森で、古くから水源かん養林として大切に守られ450種以上の植物が存在し水源の森百選にも選ばれています。現在も稲川地域の全域に水道水を供給すると共に農業用水等を下流の集落に供給しています。

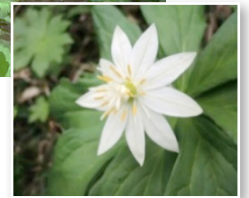


木地山のコケ沼湿原植物群落
県指定天然記念物

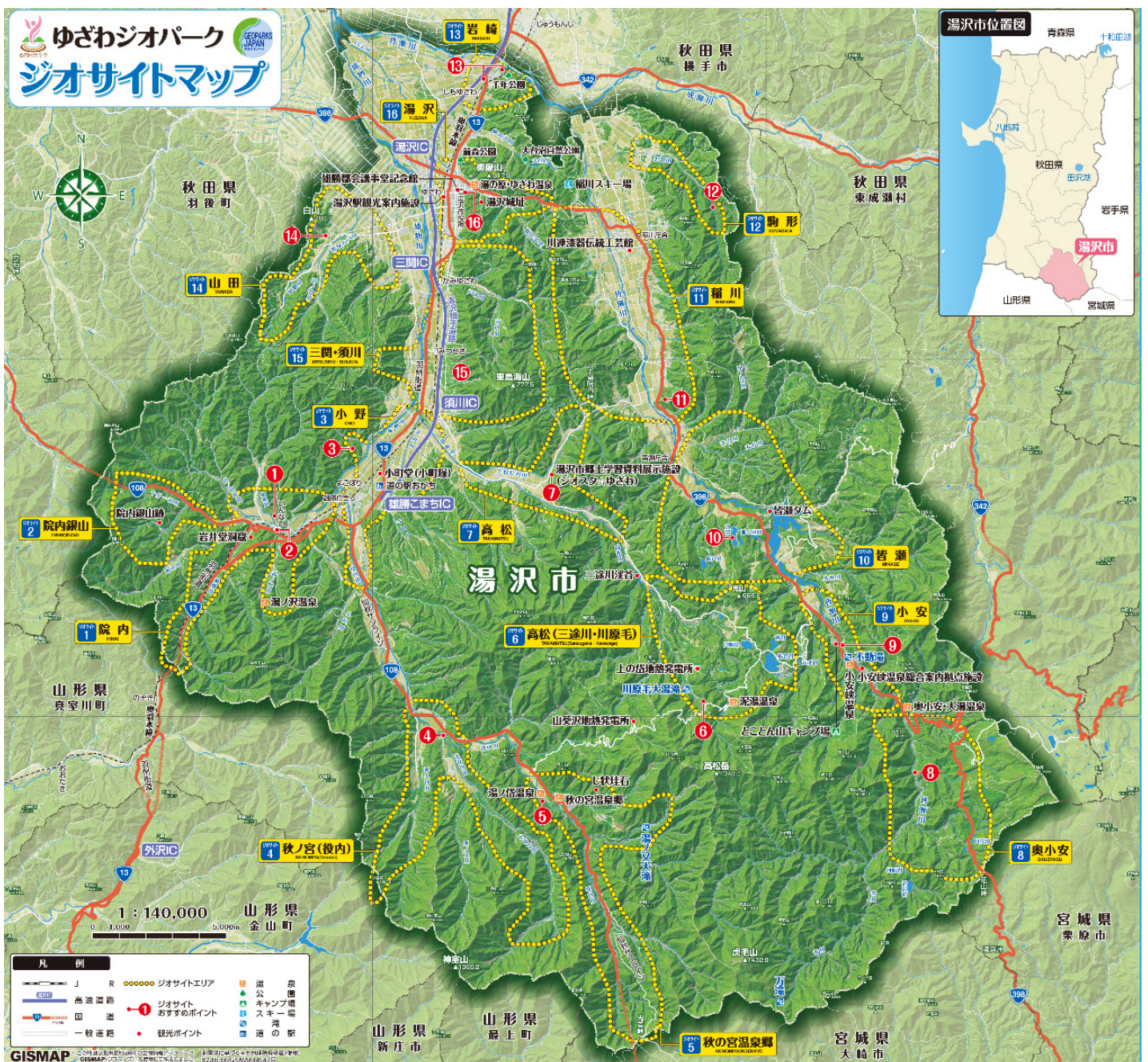


丘陵地から山地帯下部は、スギ人工林をはじめ、コナラ、ミズナラ、クリ、カスミザクラなどからなる二次林が占めています。トチ・ミズナラ・サワミ・クリなどの堅果類が極めて豊富で、林地内外においても、各種の果実や草本類(山菜)、菌類(きのこ)が豊富に存在しています。

自然豊かな本市は、市街地でも特別天然記念物カモシカを見ることができます。また貴重なクマタカやイバラトミヨ(ハリザッコ)の生息も確認されています。このほか、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシなども生息しています。



キヌガサソウ



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R2Jhs 66-GISMAP44902 号」

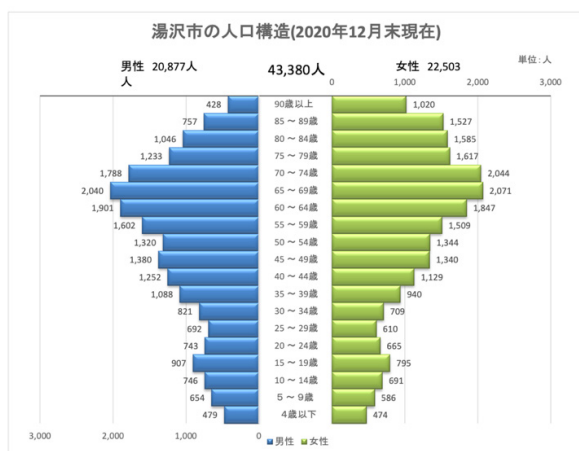
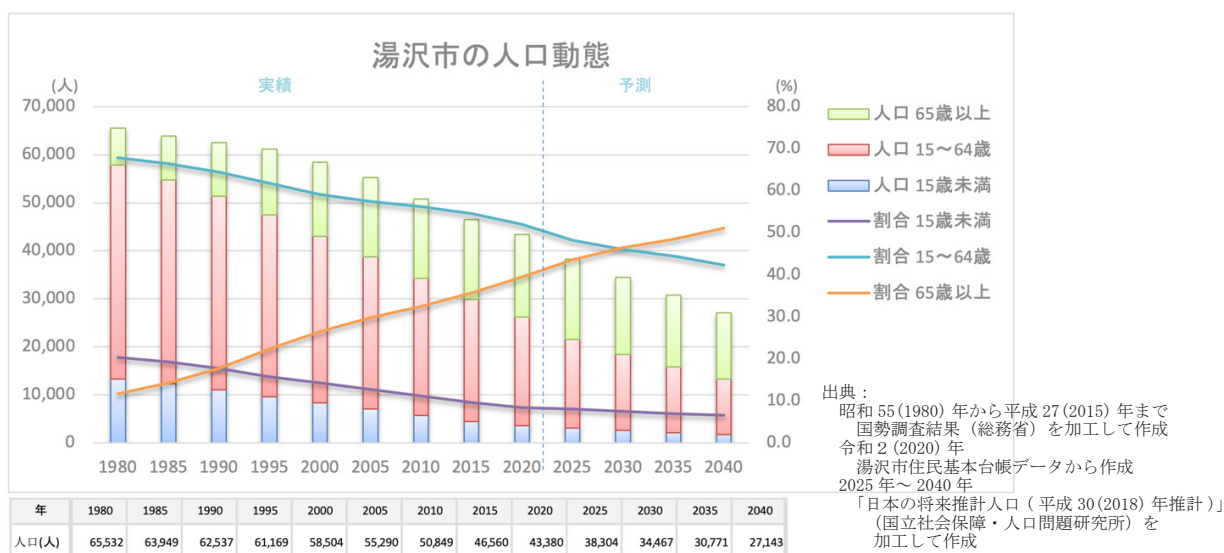
2. 社会的状況

(1)人口の動態について

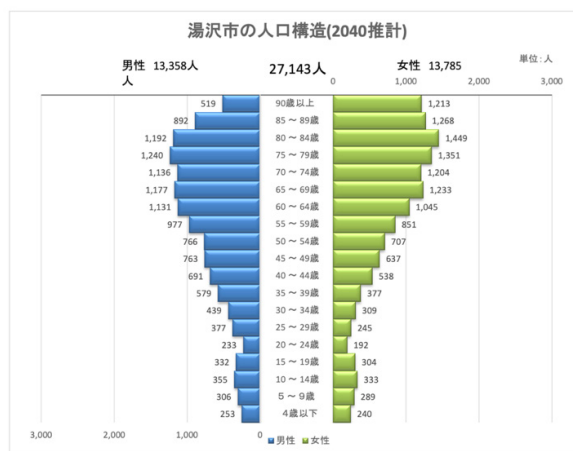
人口は、令和2(2020)年3月31日現在、43,914人と平成17(2005)年の合併時の56,925人から年々減少傾向にあり少子高齢化が加速しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が公表した2040年時推計では、人口は27,143人まで減少し、65歳以上の高齢者が51.1%を占め、人口の2人に1人が65歳以上、3人に1人が75歳以上となることが予測されています。

一方、人口減少の中、文化財の保存・継承が困難になる所有者・管理団体や、地域で大切にのこしていきたい文化財数は今後増加していくと考えられ、それぞれの負担は大きくなっていくと予想されることから、市全体で保存・継承していく仕組みづくりが早急に必要です。



出典：令和2(2020)年12月湯沢市住民基本台帳データから作成



出典：「日本の将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を加工して作成

(2) 土地利用

本市は市土面積790.91km²を有し、平成27(2015)年における土地利用の状況は、農地8.5%、森林81.2%、原野1.5%、水面・河川・水路3.1%、道路2.2%、宅地1.7%、その他1.8%となっています。農林業的土地利用を含む自然的土地利用の占める割合が非常に高い地域です。

区 分	平成27(2015)年 (ha)	構成比 (%)
農 地	6,729	8.5
森 林	64,266	81.2
原 野	1,174	1.5
水面・河川・水路	2,421	3.1
道 路	1,727	2.2
宅 地	1,342	1.7
住宅地	858	1.1
工業用地	48	0.1
その他の宅地	436	0.5
その他	1,432	1.8
合 計	79,091	100
市街地	289	-

(3) 交通

市の南北を奥羽本線、東北中央自動車道及び国道13号が縦断し、東西には国道108号と398号が交通基盤を形成しています。

平成28(2016)年、高規格道路である一般国道13号院内道路の供用開始により、冬期間の円滑な通行が確保され、市内外の地域との交流・連携による交流人口や物流の拡大による地域経済の活性化が期待されています。

交通機関においては、自家用車の利用や人口減による公共交通利用者の減少に伴って減便や路線の集約化がされています。今後、展示施設や文化財への良好なアクセスを築くため、市独自の交通形態(二次アクセス)に関する情報提供等、多方面から利用しやすい環境を整えていく必要があります。

(令和2年2月現在)

交通機関	内 訳
鉄道	J R 奥羽本線 ①下湯沢駅 ②湯沢駅 ③上湯沢駅 ④三関駅 ⑤横堀駅 ⑥院内駅
路線バス	羽後交通(株) ①湯沢小安線 ②横堀線 ③山田線 ④雄湯郷ランド循環線 ⑤湯沢横手線 ⑥岩井川線 ⑦西馬音内線 ⑧横手小安線

交通機関	内 訳
コミュニティバス	①大門線
乗合タクシー	< 定期路線 > ①湯沢沼館線 ②弁天線 < 予約制路線 > ①切畑線 ②石塚線 ③泥湯線 ④泥湯線（雄勝中央病院線） ⑤岩城線 ⑥三ツ村線 ⑦東山線 ⑧秋ノ宮線 ⑨院内線 ⑩藤倉線 ⑪湯ノ沢線 ⑫若畑線 ⑬沖ノ沢線
タクシー	4 事業者 ①湯沢タクシー（車両37台） ②新生タクシー（車両10台） ③仙秋タクシー（車両4台） ④小安タクシー（車両2台）
福祉タクシー	2 事業者 ①湯沢タクシー（車両5台） ②新生タクシー（車両1台）
福祉有償運送	2 事業者 ①雄勝なごみ会 ②みなせ福祉会

（４）産 業

①農業

本市の経営耕地面積は、総面積の約6%であり、その内、水田面積が約9割を占める中、7割には主食用米、加工用米、酒造好適米が作付けされるなど、稲作中心の農業構造です。また、リンゴやさくらんぼ、ぶどうなどの果樹、大豆などの土地利用型作物、トマトやきゅうりなどの施設野菜、枝豆やねぎ、アスパラガスなどの露地野菜、せり、ひろっこなど地域に根付いた特産野菜等の栽培もあわせて行われています。

②商工業

ア 伝統産業

800年の歴史と伝統をもつといわれる川連漆器^{かわつらしっき}、400年の酒造業や稲庭うどん^{いなにわ}等全国に誇れる優れた地場産業を有しています。美しい曲線を描く曲木家具や、素朴で愛らしい川連こけしなども全国的な人気があります。また、醤油や味噌、いぶりがっこや花ずしといった漬物など、雪国の特徴でもある発酵食も注目されています。

イ 地熱

地熱の活用は昭和40(1965)年代から、自然環境との調和と再生可能エネルギーの普及促進の両立を目指して積極的に進められています。東日本大震災以降は全国的にも注目され稼働中の2か所の地熱発電所に加え、市内他地域でも更なる事業拡大に向けた調査が実施されるなど「地熱のまち“ゆざわ”」として内外へ発信しています。

③観光

県境付近の西栗駒一帯は雄大な自然林を有し、秋には紅葉の景色を楽しむことができる上、小安峡大噴湯や川原毛地獄・大湯滝などの自然景観にも恵まれています。

また、豊富な温泉も有し、小安峡温泉・秋の宮温泉郷・泥湯温泉などの秘湯・名湯が点在します。

平安時代の歌人「小野小町」生誕の地と伝えられ、小町の郷ではその歴史をたどることができるほか、夏の夜を彩る七夕絵どうろうまつりや、豪雪地帯ならではの冬の民俗行事犬っこまつりなど、連綿と受け継いできた湯沢の歴史や文化に触れる四季折々の伝統行事があります。

観光施設や観光行事に年間100万人以上の観光客が訪れています。

特に、夏の「七夕絵どうろうまつり」や、冬の「犬っこまつり」は、伝統行事としての知名度や人気が高く、県内外から20万人もの見物客が訪れます。

観光入込客数(人)

項目／年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
観光施設入込客数	490,666	563,722	518,458	604,196	597,979
観光行事入込客数	748,020	741,640	564,795	514,000	565,000
観光入込客数	1,238,686	1,305,362	1,083,253	1,118,196	1,162,979

※平成28(2016)年の観光入込客数は、第139回秋田県種苗交換会入込客数を除く

観光施設入込客数(人)

主な観光施設名／年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
川連漆器伝統工芸館	11,073	10,372	9,608	7,368	6,362
道の駅おがち「小町の郷」	440,735	442,338	412,808	419,383	417,649
小安峡温泉総合案内拠点施設	7,180	7,740	8,960	10,876	6,685
市民プラザ	13,899				
湯沢駅観光案内施設		85,692	68,692	72,354	71,445

観光行事入込客数(人)

主な観光行事名／年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
七夕絵どうろうまつり	250,000	266,000	204,000	120,000	165,000
犬っこまつり	210,000	200,000	160,000	164,000	170,000
雄勝花火大会	120,000	100,000	60,000	100,000	100,000
小町まつり	35,000	30,000	30,000	30,000	30,000

(5)文化財展示施設について

市内には、文化財やその関係資料を展示するための施設が4か所あります。

常設・企画展の実施を含め各施設の連携(ネットワーク化)等、特色のあるサテライト拠点として生かしていくことが課題としてあげられます。

①^{おがちぐんかいぎじどうきねんかん}雄勝郡会議事堂記念館

雄勝郡会議事堂は明治25(1892)年11月に建築されました。郡制廃止に伴い当時の湯沢町に払い下げを受け、公会堂や役場、町村合併後は市役所、その後は図書館へと用途を変えながら長年住民に親しまれてきました。昭和50(1975)年に県指定を受けたのち、復原工事等によって昭和60(1985)年に記念館として開館しました。市内の中心地に位置する利便性から、建物の見学と合わせ、文化財展等の企画展に内外から多くの来館者が訪れています。



雄勝郡会議事堂記念館



②^{きょうどがくしゅうしりょうてんじしせつ}郷土学習資料展示施設(愛称：ジオスタ☆ゆざわ)

建物は、高松地区の^{ちょうれんじ}長蓮寺遺跡の中に配置されています。当初、旧高松小学校として建築されましたが、学校統合により廃校となり、その後、一階部分を地区センター、二階部分を、埋蔵文化財やジオパークに関連する資料の展示施設として活用しています。市内の小学生の郷土学習や考古学・ジオパークに興味を持つ方々に多く利用されています。



郷土学習資料展示施設
(ジオスタ☆ゆざわ)



③^{いんないぎんざんいじんかん}院内銀山異人館

奥羽本線のJR院内駅と併設して建築され、外観の基調はレンガ風で、異人館を想像する佇まいとなっています。館内には、雄勝地域の歴史文化を表現する、院内銀山に関する資料や岩井堂洞窟等の考古資料が常設展示されています。



院内銀山異人館



いなにわじょう
④稲庭城

鎌倉時代初期から約400年もの間、県南一帯を治めていた小野寺氏の居城跡(稲庭城跡)に鉄筋コンクリート4階建の観光施設として、現在の稲庭城は平成元(1989)年に整備されました。お城のイメージそのものに、山の高台にそびえ、遠方からも外観が見られ、稲庭地区のランドマークとなっています。

展示は、稲川地域に由来する中世小野寺氏時代の歴史資料等が常設されています。



稲庭城



<各施設の状況>

施設名称	建築年月	延床面積 (展示面積)	年度別入館者数(人)			
			平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
雄勝郡会議事堂記念館	明治25(1892)年11月	499㎡	2,264	2,217	2,066	1,875
郷土学習資料展示施設 (ジオスタ☆ゆざわ)	平成13(2001)年1月	(848㎡)	1,180	1,256	966	1,135
院内银山異人館	平成元(1989)年4月	435㎡	3,257	2,362	2,784	1,765
稲庭城	平成元(1989)年9月	752㎡	7,319	8,446	8,325	5,331



展示施設配置図

3. 歴史的背景

(1) 湯沢の略史

① 原始

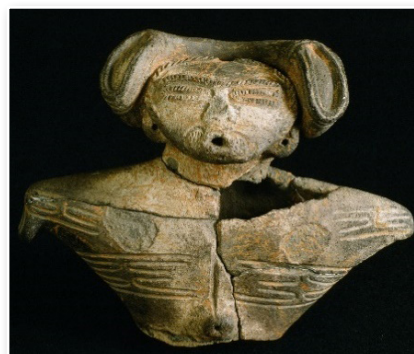
市内の遺跡からは旧石器時代の遺物が発見されていますが、ごくわずかに留まります。約16,000年前に始まったとされる縄文時代の遺跡については、市内全域にわたって多数発見されています。

雄勝地域の「岩井堂洞窟」は、山の尾根の裾部に露出する凝灰岩壁にできた4つの洞窟で縄文・弥生・平安時代の3時期の複合遺跡です。

縄文時代の多くの遺跡は山麓や川の周辺部に分布しています。雄物川及びその支流により形成された河岸段丘上に立地し、その周辺で竪穴住居をつくり人々は生活していました。沖積低地に立地する鑑田遺跡では自然遺物も多く出土し、自然豊かな場所で生活していたと考えられる痕跡が残っています。

また、秋ノ宮地区で見つかった「魚形文刻石」の魚形文は単なる文様として刻まれたのではなく、魚の供養碑、豊かな川の恵みを願ってつくられたものと考えられ縄文人の精神文化をうかがい知ることができます。

一方、弥生時代の遺跡として判明したのは「岩井堂洞窟」「掬上遺跡」などに留まり、また古墳時代の遺跡は確認されていません。



「鑑田遺跡出土土偶」
県指定有形文化財（考古資料）



「魚形文刻石」
県指定有形文化財
（考古資料）



② 古代

奈良時代には、天平宝字3(759)年に雄勝城が築城されたという記述が「続日本紀」にあります。雄勝城は雄勝・平鹿郡内にあったと考えられていますが、どこに築かれていたのかは未だ不明であり、さまざまな説が提唱される等、秋田県内で調査研究が進められています。

蝦夷の蜂起を起因として、延暦16(797)年に坂上田村麻呂が蝦夷征討に乗り出しました。須川地区の東鳥海神社や稲庭地区の長楽寺は坂上田村麻呂が開基したとする伝承があり、三関地区の関口ささら舞も伝えたとされています。また、蝦夷の首領・阿黒王(悪路王)が坂上田村麻呂に追われ、山田地区に潜んだという伝説が残っています。雄勝城は蝦夷征討において重要な役割を担ったとされ、延暦21(802)年には、雄勝城兵の食料として越後国、佐渡国から米や塩を運んだという記録もあります。

山田地区には、平安時代作とされる白山神社の「女神像」や土沢神社の「木造十一面自在観音」(元は天台宗土沢山安楽寺の御本尊)が祀られています。同地区の白山(標高289m)は古くから信仰の中心地とされ、当時、神社の麓には松岡寺と、その宿坊は10か所を超え、信仰の山としてにぎわっていたと推察されます。白山南東裾の丘陵には松岡経塚遺跡があり、寿永3(1184)年、建久7(1196)年の銘が刻まれた銅製の経筒が出土しています。その経筒には「山北雄勝郡松丘□□ 藤原女人」の文字が刻まれ、経筒を埋納できる権力層がこの地に存在したことを示しています。



「松岡経塚遺跡」市指定史跡



③中世

下野国(栃木県)を本拠としていた小野寺氏が当地に入部し、鎌倉時代より約400年にわたって湯沢市一帯を支配してきました。幕府に地頭に命じられた後、稲庭城を最初の居城とし時代とともに他の地域へ北上しましたが、湯沢城など市内各地域には多くの城館が建てられ、小野寺氏の重臣が居城しました。

小野寺道俊が大永7(1527)年に奉納したと考えられる懸仏3面は、それぞれの銘文からこの地に熊野三山信仰が伝えられたことを物語り、宗教的権威を通じて支配基盤を強化する中世武士団の姿がうかがえます。懸仏は現在もそれぞれの地区で保管され、祭礼時には御開帳され地域の方々に参拝されています。

伝統工芸である川連漆器は、鎌倉時代、小野寺氏が家臣に武具に漆を塗るよう命じたことが始まりとされ、江戸時代には椀・膳・重箱などの幅広い漆器が作られるようになりました。

また、旧山田八幡神社に納められていた獅子頭には永和2(1376)年の銘があり昭和30(1955)年代まで獅子まわしが行われていました。紀年のあるものとしては県内最古のものです。



「懸仏(阿弥陀如来)」
県指定有形文化財(彫刻)



「旧山田八幡神社獅子頭」
県指定有形民俗文化財



中世に建てられた板碑が市内全域にわたって多く現存し、正和5(1316)年～延文5(1360)年にかけての銘をもつ16基が市指定文化財に指定されています。同時期には、造営年代がわかるものとしては県内最古である横堀地区の磨崖まがいがあり、元享2(1322)年の紀年銘を刻しています。これらの資料から、当地の仏教伝播の経緯を見てとることができます。

④近世

戦国期を迎え、この地に最上軍勢が侵攻してきました。天正9(1581)年、小野寺領であった山形県最上郡真室川町の鮭延城まむろがわ さげのべが最上軍によって攻められ、城主鮭延秀綱さげのべひでつなが降伏しました。天正14(1586)年、小野寺義道おのでらよしみちは領地を取り戻そうと最上領に侵攻しました(有谷峠合戦ありやとうげ)ありやとうげが、かないませんでした。

小野寺氏の支城はことごとく落城し、大森城(横手市)と横手城(横手市)を残すのみとなりました。落城後の湯沢城は最上勢の楯岡豊前守満重たておかぶぜんのかみみつしげ、岩崎城には原田大膳はらだだいぜんが居城しました。

慶長7(1602)年、佐竹義宣さたけよしのぶが秋田遷封となり、佐竹南家三代義種よしたねが、最上・伊達氏に近く領内南部の要所であるこの地に湯沢城代として入ります。南家支配の下、羽州街道・小安街道の整備や人工水路である湯沢大堰ゆざわおおぜきの開削等によって産業や流通経路が発達しました。愛宕町の一里塚は、江戸時代初期、羽州街道うしゅうかいどうの湯沢地区の南の入口に築かれたもので、当時は街道の両側に対をなしていましたが、現在は街道の西側のみが残っています。

慶長11(1606)年には院内銀山いんないぎんざんが発見されました。年間産出量日本一を記録するなど、秋田藩の財政を支える財源として貴重な鉱山でした。天保13(1842)年には、久保田城下を凌ぐほど隆盛を極めました。院内銀山という大量消費地を抱えたこの地では、酒造が盛んになり、元和元(1615)木村角右衛門きむらかくえもんによって市内最古の酒蔵が創業を始めました。最盛期には20種を超える銘柄があったといわれ、現在も4つの蔵元が酒造りを行っています。



院内銀山町全盛期街並(明治28年頃)



元禄15(1702)年、南家七代義安に、京都より鷹司家諸大夫たかつかさけの娘がお輿入れこしいします。京都の雅さを偲ばれる奥様の様子に心を痛め絵どうろうを飾るようになったことが「七夕絵どうろうまつり」の起源といわれています。

また、「犬っこまつり」も佐竹氏の元和(1615～1623)年間にこの地を襲った大盗賊「白討」をお殿様が退治して以降、平穏を願った民が魔除けや厄払いのために餅で小さな

犬を作り飾ったのが始まりとされています。

愛岩神社祭典では、古くから神渡行列が行われ、江戸時代末期からは町人による大名行列が合わせて行われるようになりました。明和3(1766)年の「佐竹南家日記」にお殿様ご覧になったという記述があり歴史ある祭礼です。

慶長(1596～1614)年間に小安温泉が開発されます。元禄15(1702)年に新五郎が湯ノ岱に湯を開いたとされています。寛政9(1797)年に富谷松之助が川原毛硫黄山を請山とし、その頃から泥湯温泉は使用されていました。

天明4(1784)年に紀行家菅江真澄が幡野地区に入り、市内を周遊しています。著作「雪の出羽路 雄勝郡」には「小安峡大噴湯」や「川原毛地獄」が描かれています。

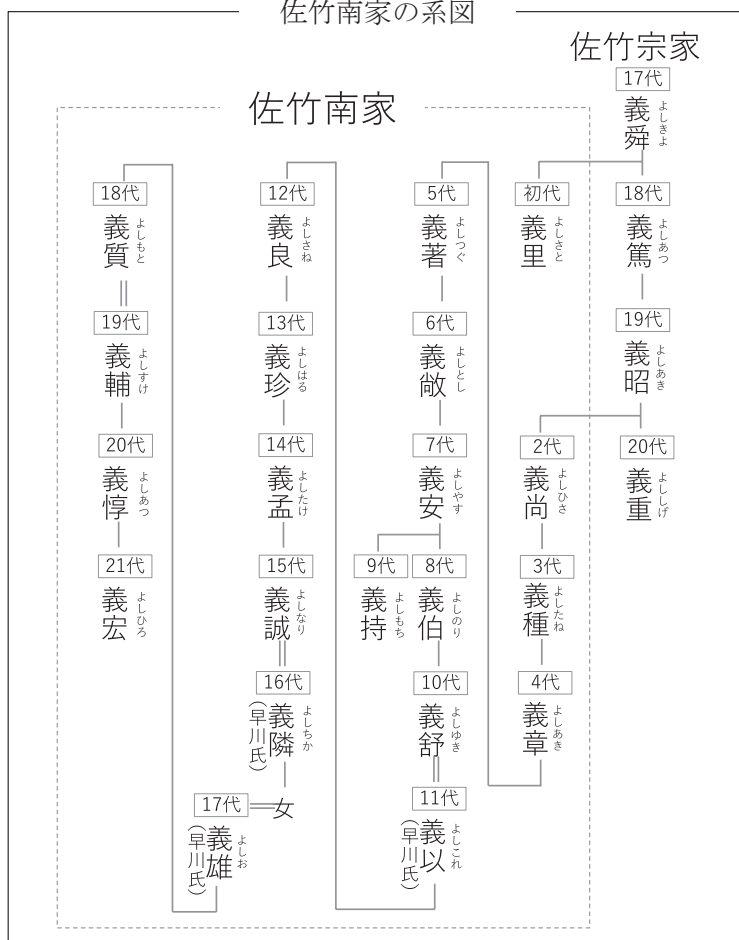
慶応4(1867)年に戊辰戦争が勃発し、湯沢・雄勝地域が戦場となりました。市内には戊辰戦争の慰霊碑が各所に建立されています。



「愛岩神社祭典（神渡行列並びに大名行列）」
市指定無形民俗文化財



佐竹南家の系図



⑤近代・現代

明治3(1870)年に岩崎藩が成立し、その後廃藩置県により岩崎県が誕生します。しかし、翌年には秋田県に統合され、岩崎県は短命に終わってしまいます。

明治14(1881)年の東北御巡幸の際、明治天皇が院内銀山を視察した9月21日は「鉦山記念日」とされているほか、入坑した坑口は「御幸坑」と名付けられました。

昭和4(1929)年の世界恐慌、昭和東北大飢饉(昭和5(1930)年から5年間)と国全体が疲弊する中、地域労働者救済の雇用対策として私財を投じたのが、呉服商の山内三郎兵衛です。4年の歳月をかけて建築された「山内家住宅」は昭和9(1934)年に竣工しました。



「旧院内銀山(御幸坑)」県指定史跡



昭和21(1946)年に松岡鉦山が休山、昭和29(1954)年には院内銀山が閉山、昭和41(1966)年に川原毛硫黄山が閉山するなど、かつて隆盛を築いた鉦山が相次いで閉山しその役目を終えています。

昭和29(1954)年に湯沢市制が施行されます。昭和30(1955)年には院内・横堀・秋ノ宮・小野が合併し雄勝町が誕生しました。また、昭和31(1956)年に稲庭、川連、三梨、駒形が合併し稲庭川連町が誕生、昭和41(1966)年には稲川町に改称しました。

平成に入り、平成17(2005)年に湯沢市・稲川町・雄勝町・皆瀬村が合併し、現在の湯沢市が誕生しました。

市町村合併について



(2)産業史

①農業史

湯沢市は東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれ、それらの山々を源に、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川みなせがわや役内川やくないがわ沿いに豊かな水田地帯を形成する穀倉地帯です。本市の農業は、西栗駒一体の豊富な水系による豊かな土壌や内陸性気候による寒暖差を生かした作物の生産が盛んで、県内でも有数の農産物の産地として発展してきました。

秋田県内では平安時代に稲作が本格化したとされています。湯沢市でも中世城館である稲庭城跡から炭化米が出土するなど、古くから稲作が行われていました。

佐竹義宣さたけよしのぶが秋田に入部して以降は、慶長8(1603)年から行われた先竿、慶長19(1614)年頃から行われた中竿、正保4(1647)年から行われた後竿と呼ばれる検地によって、年貢が算出されました。市内には、年貢や物納、労働義務の規定等が書かれた「御黒印御定書」ごこくいんおさだめがきが残っている地域もあります。

江戸時代末期から明治時代にかけて、本市出身の2人の老農が農業振興に尽力しました。高橋正作たかはししょうさく(1803～1894)は小野地区の肝煎を務めた際、凶作時に献身的な農民救済を行って村を救いました。糸井茂助いといもすけ(1824～1883)は「糸井豆」と呼ばれる多収品種の大豆を作り上げたほか、県内各地で農家に指導を行いました。この両人はその功績から明治12(1879)年に秋田県勸業課御用係に任命されました。

同じく明治時代に「農聖」と呼ばれた石川理紀之助いしかわりきのすけ(1845～1915)や地域の農業指導者が北海道からサクランボやリンゴ、西洋ナシなど、西洋果樹の苗木を買い付けました。当初、西洋果樹は異国のモノであることや栽培方法が不明なこともあり、地域の人々から敬遠されていましたが、秋ノ宮地区で実験栽培が成功したことから普及し始めました。三関地区では東鳥海山の扇状地みつせきを利用したサクランボ栽培やリンゴ栽培が盛んになりました。現在でも、沿道はフルーツラインと呼ばれ、湯沢市は県内におけるサクランボ栽培の5割以上を占める主要産地です。

また、三関地区ではセリ栽培も盛んです。扇状地から湧き出る豊富な伏流水を利用した品質のよい「三関せり」は、冬の伝統野菜として県内外から注目されています。

菅和三郎氏すがわさぶろうが創設した「秋の宮いちご生産出荷組合」の手掛けるいちごは、特別豪雪地帯の寒冷地であることを利用し、いちごの出荷を遅らせることに成功しました。全国的にハウスを利用した栽培が主流である中、湯沢市における露地の作付面積は全国最大級を誇ります。



サクランボ



リンゴ

現在、湯沢市では農家戸数・農業就業人口ともに急激な減少傾向にあり、米価の下落による稲作農業の衰退や担い手の不足など、農業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

②商工業史

ア 稲庭うどん

稲庭うどんの起源は寛文(1661～1672)年間に稲庭地区こざわ さとういちべえ小沢の佐藤市兵衛が地元的小麦粉を使って干しうどんを作ったのが始まりと言われています。原材料となる小麦が作られた背景には、産地の三梨町宮田・京政地区はかつて水利が悪く稲作には困難な事情があったことが伝えられています。

また、佐藤清司著『稲庭古今事蹟誌』(市指定有形文化財)の中では「稲庭干温鈍の製造は、小沢の佐藤市兵衛家に始まり、元禄3(1690)年、藩主御用を賜ったこと、その子孫長治右衛門、長太郎が跡を継いだものの、その後廃業。同時期に佐藤吉左衛門が干温鈍製造業を興した」と記しています。

文化11(1814)年にこの地を訪れた菅江真澄は「雪の出羽路 雄勝郡」の中に「御用、粟索麵、また小豆索麵、百合麵、かたくりを、もても、索麵を索うやどあり、佐藤長太郎という」と記しています。

一子相伝の製法のため、当時は生産量が限定され、ほとんどは藩への御用達でした。その後、皇族や明治政府高官らの御用達にもなります。

近代に入り、好景気や生活水準の高まりの中で、稲庭うどんの需要は増していき、製造所も増え、手軽に口にすることができる食品となりました。現在では、日本三大うどんの一つと数えられる特産品として、地域経済の中心を担っています。



「稲庭うどん御用版木」
市指定有形文化財（歴史資料）



イ 酒造業

豊臣家の重臣 木村重成きむらしげなりの一族が始めたと言われる木村酒造の創業は、元和元(1615)年と言われ、秋田県内でも2番目に古い歴史を持つ酒蔵です。

特別豪雪地帯である湯沢市は、冬期は寒冷な地域で清冽な水に恵まれています。また、院内銀山が栄えたことで多くのお酒が消費されるようになり、酒蔵も増加していきました。



市内酒蔵の瀬戸樽



明治時代に入り、官営から古河市兵衛に払い下げられた後も盛況を極めた院内銀山という大量消費地を抱え、湯沢市の酒造業は徐々に発展していきました。明治27(1894)年の雄勝郡内の酒造税は秋田県内の6%を占め、仙北郡に続いて2番目となっています。

灘や伊丹に赴き酒造りの技術を学んだり、杜氏を招いて指導を受けたりするなど、酒の品質向上に努めたことで、明治40(1907)年に「両関」(明治7(1874)年創業)が第1回清酒品評会で一等賞を獲得、大正10(1921)年には名誉賞を受賞したほか「爛漫」(大正11(1922)年創業)や「志ら菊」(安政2(1855)年創業)といった湯沢銘酒が次々と受賞し、東北の灘と呼ばれ湯沢の名を全国に轟かせました。

第二次世界大戦後、不足する日本酒の量を補うように、全国的に増産体制が整えられ、日本酒作りは機械化が進み技術も大幅に進歩しました。現在も4つの蔵元でつくられ、世界中の人々に愛される酒を湯沢から発信し続けています。

ウ 漆器業

国の伝統的工芸品にも指定されている川連漆器の始まりは鎌倉時代と言われています。源頼朝からこの地を安堵され、稲庭城を築いた小野寺重道の弟、道則が川連町大館の地に館を立て、家臣らに武具へ漆を塗らせたのが始まりとされています。文書には秋田藩の「他領出物価付考」の中に「大館椀」の名前が記されているほか、高橋利兵衛家文書にも、川連村を中心に約26戸が椀師稼業を行っていたことが記されています。江戸時代初期の椀師稼業は農業の傍らに行う細々としたものでした。天保の末から新たに重箱や膳などの角物にも分野を広げ販路は拡大していきました。さらに蒔絵や沈金の技術が導入されたほか、皆瀬川を利用した原材木の運搬などによって大いに活況を呈しました。明治2(1868)年、漆器の生産額二千両と藩の記録に残っています。昭和30(1955)年頃からは、川連漆器の技術を生かした仏壇も製造されるようになるなど、長い歴史を持つ漆器業は庶民の生活に根付いています。



川連漆器
(経済産業大臣指定伝統的工芸品)



エ 木工業

湯沢市は森林地帯としての自然環境に恵まれ、古くから木挽こびきの技術が発達してきました。三関地区には木挽師 高橋長松を称えた碑が門人によって建てられています。

明治38(1905)年に奥羽線が開通すると、木材の輸送が容易になり製材業が発達しました。明治39(1906)年には東京の材木問屋 高橋徳太郎たかはしとくたろうが、湯沢の木材資源が豊富であることに着目し湯沢駅前に製材所を創業しました。

明治43(1910)年には沓澤熊之介くつざわくまのすけが「秋田曲木製作所」を設立しました。曲木はブナやナラを蒸して型に沿って曲げ、それを乾燥させて家具を作る技法です。翌明治44(1911)年には「秋田木工株式会社」となり、これまでに公益財団法人日本デザイン振興会が主催する「グッドデザイン賞」を受賞する家具を数多く製作しています。日本唯一の曲木家具専門ブランドとして、優雅な曲線を描き、軽量で丈夫な曲木家具の技法は、湯沢の家具職人の手によって、今もなお受け継がれています。



スタッキングstuhl
(秋田木工株式会社)



(3) 災害史

① 飢饉

江戸時代の三大飢饉として、宝暦・天明・天保の飢饉があります。宝暦5(1755)年には田植え時の低温とその後の長雨にたたられ、穂が出た9月下旬頃には雪が降りました。佐竹南家日記にも同年8月26日(現在の10月1日頃)に「天気少風吹てんきしょうふうき」の記述があります。当時は晩稲種が多く栽培されていたので天候にも左右されがちでした。藩では作食米(凶作・飢饉における救済のための食料)を支給しましたが、それでも多くの死者が出ました。天明4(1784)年の飢饉も冷害であり、平坦地よりも山間部の作柄が良くありませんでした。天保の飢饉は長期にわたり、天保2(1831)年から天保7(1836)年にかけて天候異変により凶作や不作が続きました。

特に天保4(1833)年は「巳年のケカチ(飢渴)」と呼ばれ、秋田領だけでなく東北地方全体を襲いました。食を求めてさまよい、のたれ死にした者も多くいました。

②洪水・地震

万治3(1660)年、雄物川の土手が濁流により崩れ、水流が西方へ移動しました。このとき、若狭村が押し流され、人々は山田村上宿と下関村本内に移住しました。この洪水は「若狭流れ」と言われています。また、元禄14(1701)年「白髭の水」と呼ばれる大洪水が起きました。秋ノ宮の又右衛門の夢枕に白髭明神が立ち、使いの狐が村中を回って異変の前兆を告げたと言われています。

享和元(1801)年に発生し、本荘藩や庄内藩に甚大な被害を与えた象潟地震について、佐竹南家日記には「夜四つ時頃地震、拙者共はしめ、いつれもお伺罷出候、古来稀成強キ地震也」と記されています。

明治27(1894)年には豪雨による大水害があり、道路・橋梁の流亡決壊、河川堤防の毀損決壊などが発生しました。明治29(1896)年には真昼地震(六郷地震)と呼ばれる大地震がこの地を襲いました。明治43(1910)年8月の大雨洪水では、役内川・皆瀬川・高松川に続いて本流の雄物川が氾濫し、温泉宿が流されるなど死者21人、全壊3戸、土地の流出埋没が800ha等の被害を与えました。当時田畑を失った住民は北海道置戸町に集団移住し、町には現在でも秋田地区という地名が残っています。

昭和22(1947)年7月23日夜の大雨により雄物川が大氾濫し、鉄道路線まで濁流がひたし、流失・冠水による水田の甚大な被害が発生しました。8月1日には再度出水し、岩崎地区の鉄橋が落下流出しました。この洪水を受け8月12日に昭和天皇が山田村に御臨幸されました。これには戦後間もない日本において、天皇自ら戦災と復興の状況を確認するという目的もありました。山田地区センターの敷地内には昭和天皇の行幸記念碑が建てられています。



山田村天皇陛下行幸記念碑

③火災

貞享2(1685)年6月15日、川原毛硫黄山が火災し佐竹南家は検使の派遣や近郷に加勢を依頼しました。消火に当たった人足は三日間で900人を数え、担当した検使の報告では「硫黄の煙がかかった所は、草木がまるで紅葉したように赤く変わり枯れ果てていた。こんな光景は見たことがない。」と佐竹南家日記に記録されています。

天明3(1783)年6月28日暮六つ時、湯沢地区田町で出火し大町に飛び火した火災では約45軒が焼失しました。また煙に巻かれて4人が亡くなっています。文政2(1819)年4月8日には大町から出火し、柳町・田町・八幡宮御堂等、約80戸が焼失しました。慶応3(1867)年4月12日は雷によって湯沢新地4軒が焼失、他地域でも山田村2軒、切畠村1軒が焼失しました。慶応4(1868)年には陣宿から出火し、強風によって600軒ほどが焼失しました。

近代においても、明治11(1878)年湯沢地区柳町より出火し41軒が焼失したほか、大正14(1925)年9月10日には同地区柳町より出火し、400軒が焼失しました。「湯沢大火」と呼ばれ、警察署や郵便局も焼失しました。

大英帝国(現在のイギリス)出身の紀行家、イザベラ・バードは、明治11(1878)年に来日し、7か月にわたって関東、東北、北海道、関西地方を旅行したのち明治23(1890)年に「日本奥地紀行」を出版し、その中で明治11(1878)年7月18日に院内地区を訪れ景色が美しかったことや湯沢地区柳町の宿場火事では運よく火災から免れたことを記しています。

④疫病(風土病：ツツガムシ病)

ツツガムシ病は、ダニの一種であるツツガムシ(秋田県内ではケダニとも呼ぶ)がもたらす感染症で、かつては秋田県・山形県・新潟県で発生する風土病とされていましたが、戦後は全国各地にひろがりを見せています。

雄物川・皆瀬川流域は、古くからツツガムシ病の発生地として知られ河原に生息し、川の氾濫によって田畑や家屋に浸入し、刺されるとリンパ腺が腫れ、高熱を出し、死に至る例も多くありました。川岸にある弁天地区の角間集落の住民は、毎年のように被害にあったことから集落の神社には「ケダニ地蔵」が祀られています。現在、被害はほとんどありませんが、えびす俵を奉納し調伏を祈る祭典は毎年行われています。

また、伝統文化である「湯沢凧」のひとつ「まなぐ凧」は、江戸時代にツツガムシ退治を祈願して鬼女の顔絵を描いたことが始まりとされています。

紀行家菅江真澄は著書「雪の出羽路 雄勝郡」の中で、須川地区酒蔀について「このあたりの川原に毛壁虱という虫がおり夏から初秋にかけて往来する人を刺して悩ませ、死ぬ人もある」と記しています。

本市出身の田中敬助氏は、明治25(1892)年、ケダニが人間の体を刺すことによってウイルスが体内に送り込まれ発病するという論文を発表するなど、ツツガムシ病の研究に尽力し「ケダニ博士」と呼ばれました。



「ケダニ地蔵尊社」



「湯沢凧(まなぐ凧)」
市指定有形民俗文化財



(4) 所縁の人物

湯沢市の歴史文化、産業振興等に、ゆかりのある代表的な人物を紹介します。

① 小野小町(生没年不詳)

六歌仙、三十六歌仙に数えられる平安時代の歌人。その生涯は謎に包まれ、全国各地に小野小町ゆかりの地があります。雄勝地域小野も生誕・終焉の地といわれ、岩屋堂などの多くの遺跡や伝承が守り継がれています。



② 了翁道覚(1630-1707)

幡野地区出身の黄檗宗の僧侶。10代半ばから全国の寺社で厳しい修行を重ね、25歳の時には渡来した明の高僧隠元禅師の弟子となり求道に励みました。35歳の時に製造を始めた霊薬「錦袋円」が大いに売れ、その収益はすべて全国各地の寺院に寄進する大蔵経や書籍の購入、寺院の改修、社会奉仕に費やしました。貞享元(1684)年には、東叡山寛永寺に勧学講院を設立し、講堂、経堂、文庫などを築き、国内外典籍約3万卷を寄進しました。こうした功により輪王寺宮から勸学院権大僧都法印に任命されました。



③ 後藤逸女(1814-1883)

幕末から明治にかけての領内を代表する歌人。本名は「逸」。川連に生まれました。井上武兵衛に蒔絵を習って読み書きを覚えました。様々な習い事をした中でも和歌に天分がありました。17歳で結婚し一子を得ましたが、夫と死別。その後久保田と往復して、藩の見廻り役の大山好古(隼人)や村井政直などから和歌や国文を学びました。

佐竹氏の江戸藩邸出入りを許され、農耕の傍ら歌作に励み、すぐれた歌稿歌集を数多く残しています。農聖といわれた石川理紀之助も弟子の一人です。



④^{いとう に え もん}伊藤仁右衛門(良之助)(1883-1961)

伊藤仁右衛門商店[両関]九代目

初代旧湯沢市長(1954-1958)

明治の産業振興期に義弟の伊藤忠吉と力を合わせて寒地醸造法を開発。昭和10(1935)年組織を合名会社伊藤仁右衛門商店(現両関酒造株式会社)と改め代表社員となっています。

大正11(1922)年には秋田銘醸株式会社[爛漫]を創立しその取締役、大正15(1926)年雄平酒造組合長、昭和14(1939)年秋田県酒造組合連合会長等の要職も務めるなど酒造業の発展に尽力しました。今日の「酒の秋田」を築いた一人です。



⑤^{やましたまごつぐ}山下孫継(1909-1978)

教師。湯沢市の考古学研究において、多大な影響を与えた人物。明治42(1909)年香川県^{ことひらちょう}琴平町に生まれました。昭和8(1933)年、早稲田大学を卒業後、昭和25(1950)年、秋田県公立学校教諭となり、湯沢北高等学校に赴任。昭和26(1951)年から昭和27(1952)年に行われた特別史跡^{おおゆかんじょうれっせき}大湯環状列石の発掘調査への参加を機に考古学に傾倒しました。

氏は、地域の発掘調査に携わり、岩井堂洞窟調査をはじめ、報告書の作成や学生への遺跡調査の指導に尽力しました。



第2章 湯沢市の文化財の概要と特徴

湯沢市では、市内の貴重な文化財を保護するため、文化財保護法、秋田県文化財保護条例、湯沢市文化財保護条例に基づき指定・登録を進め、その数は国・県・市あわせて169件にのぼります。

指定等文化財のほか、把握調査・研究で価値が明らかになった文化財や、地域で大切にされてきたが価値について広く知られていない文化財、未だ気づかれていない文化財の存在も想定されますが、これまでに把握されている文化財の概要と特徴は次のとおりです。

湯沢市指定等文化財一覧表

(令和3年3月31日現在)
(単位：件)

【指定文化財】

種 別	国指定	県指定	市指定	計	
有形文化財 (106)	建 造 物	—	2	5	7
	絵 画	—	—	7	7
	彫 刻	—	7	10	17
	工 芸	—	1	12	13
	書 籍・典 籍	—	—	7	7
	古 文 書	—	1	13	14
	考 古 資 料	—	3	15	18
	歴 史 資 料	—	—	23	23
民俗文化財 (13)	有形民俗文化財	—	1	4	5
	無形民俗文化財	—	—	8	8
記 念 物 (30)	遺 跡	1	3	15	19
	植物・地質鉱物	1	2	8	11
計	2	20	127	149	

【登録文化財】

種 別	国	計
登録有形文化財（建造物）	19（5か所）	19（5か所）

【記録選択文化財】

種 別	県選択	計
記録選択無形民俗文化財	1	1



「山内家住宅（主屋）」
国登録有形文化財



1. 指定等文化財の概要と特徴

(1) 建造物

① 寺社建築

東鳥海神社や白山神社、稲庭地区の三嶋神社など、坂上田村麻呂が建立したと伝える寺社も多く存在します。岩崎八幡神社は寛治元(1087)年に源義家が建立したと伝えられています。本殿は寛政2(1790)年建立であり、拝殿の屋根や扇紋は明治4(1871)年に廃藩となった岩崎藩の藩庁を移築したものです。白山神社の社殿は延享2(1745)年の建立で、白山神社の建つ松岡地区は古来より山岳信仰に由来する修験が盛んな土地であり、祭神は平安時代の作と考えられる「女神像」を祀っています。

内町の八幡神社の社殿は、明治14(1881)年に東北御巡幸中の明治天皇が宿泊された行在所を移築したものです。八幡神社は、佐竹南家三代義種が常陸国から奉還したと伝えられる由緒ある神社ですが、文政2(1819)年の大火で社殿を失います。明治15(1882)年十六代義隣を發起人とする八幡神社の再建をはかる人々によって行在所から社殿として移築保存されました。

この八幡神社に佐竹南家四代義章が寛永3(1626)年に奉納したものが「八幡大菩薩像御正躰」です。一般的に八幡神の本地仏は阿弥陀如来ですが、この御正躰は愛染明王とすることが特筆されます。源氏の守護神である鶴岡八幡宮の修法を先例とし「源氏直系の八幡信仰」に連なる稀有な作例といえます。

「旧妙応山金剛院(天保10(1839)年建立)」は、もと妙応山普徳寺と称する天台宗の寺院で、戦国時代には鮎川(相川)城主小笠原能登守の祈願所でした。のちに修験に改宗して妙応山金剛院としました。明治3(1870)年、神仏分離令により、金岡千座に改名し神道となりました。建物は天保10(1839)年に建てられ、当地の修験史を知る上で、貴重な建造物です。茅葺の大屋根を残しつつ、今も生活の拠点とされています。



「岩崎八幡神社本殿」
市指定有形文化財(建造物)



「八幡大菩薩像御正躰」
市指定有形文化財(彫刻)



「旧妙応山金剛院」
市指定有形文化財(建造物)

②民家等

ア 醸造文化

湯沢市を代表する産業「醸造」は、院内銀山の恩恵を受けた一つであり「両関酒造^{りょうげんしゅぞう}」は明治7(1874)年に味噌から酒の醸造に転換し、全国清酒品評会で表彰を受けるなど、全国にその名を知らしめました。両関酒造本館は大正12(1923)年の建築で、伝統的な町屋形式の意匠による建物です。本館のほか、明治から大正期に建てられた1号蔵から4号蔵までの5棟が、平成8(1996)年に県内初の国登録有形文化財に登録されました。雄勝郡最古の醤油醸造元として安政2(1855)年に創業した「石孫本店」の蔵も平成10(1998)年に登録されています。



「両関酒造本館」国登録有形文化財

イ 近代和風建築

文化年間から昭和にかけて呉服商を営んだ山内家の現住宅は、昭和9(1934)年に竣工しました。羽州街道沿いにそびえ立ち、昔ながらの優れた街路景観を構成しています。主屋の屋根には深緑の釉薬瓦^{ゆうやくがわら}が葺かれ、敷地内には軽快な意匠でまとめられた裏座敷の他、文庫蔵、道具蔵、商品蔵、穀蔵といった土蔵群が立ち並んでいます。

③近代化遺産

「菅生橋^{すげうばし}」は、旧小安街道と皆瀬川に架けられた橋です。嘉永5(1852)年に初めて木製の橋が架けられて以来、幾度となく洪水による流失を繰り返してきました。昭和6(1931)年に永久橋として完成した橋は、プラットラス橋として最後の時期に当たるものであり地域にとってかけがえのないランドマークとして愛着を持たれ、現存する土木建築の近代化遺産として県指定文化財になっています。



「菅生橋」県指定有形文化財(建造物)

④現代の建築

戦後の日本を代表する建築家、白井晟一が手掛けた建造物が多く残っています。昭和34(1959)年には「四同舎」(旧湯沢酒造会館)が建築され、昭和28(1953)年に東京で建築された試作小住宅は、平成19(2007)年に湯沢市に移築され「顧空庵」と名づけられました。これらの2棟は登録基準の「造形の規範となっているもの」として平成30(2018)年に国登録有形文化財に登録されています。



「四同舎(旧湯沢酒造会館)」国登録有形文化財



(2) 美術工芸品

① 絵画

仏画では、宝永4(1707)年に描かれた善龍寺の「涅槃図」や明和5(1768)年に浄土寺に寄進された「当麻曼荼羅」のように、江戸時代に描かれた作品が多く残っています。善龍寺の「涅槃図」は『奥羽永慶軍記』を記した戸部一慙斎(1645～1707)の作とされ、同氏の作品と伝えられる「涅槃図」が市内の寺社に多くあります。

また、最上軍と上杉軍の合戦を描いた「長谷堂合戦図屏風」も同氏の作とされています。この作品は、慶長5(1600)年の関ヶ原の合戦における地方戦のひとつ、長谷堂城(山形市西方)での戦いを描いたもので、上杉軍の直江兼続や最上軍の大將最上義光の姿が描かれています。



「長谷堂合戦図屏風」
市指定有形文化財(絵画)



佐竹南家に関する絵画も残っています。その中には、秋田藩三代藩主佐竹義處や佐竹南家四代義章の長女、光聚院の肖像があります。

② 彫刻

市内には平安から鎌倉時代の作とされる仏像が多く、ケヤキ材一木造の「女神像」(松岡白山神社)や、別名「たにし観音」として地域から愛されている丈六仏の「木造十一面自在観音」、かつて隆盛を極めた院内銀山の寺から受け継いだ「木造阿弥陀如来立像」などが県指定有形文化財に指定されています。

三途川十王堂の立つ場所は、明德(1390～1394)年間に川原毛地獄に建立されていた^{れいつうざんぜんとうじ}霊通山前湯寺を再建した地です。小野寺氏は、前湯寺を稲庭に移籍し、寺号を^{れいつうざんこうたくじ}嶺通山広沢寺と改め^{ぼだいじ}小野寺の菩提寺としました。これに代わり境内跡地に十王堂が建立され現在にいたります。堂宇には、長年にわたり信奉者がそれぞれに奉納したとみられる素朴な十王像が安置されています。



「三途川十王堂伝来諸像」
市指定有形文化財（彫刻）



稲川・皆瀬地域に伝わる^{かけぼとけ}「懸仏」には、大永5(1525)年と大永7(1527)年の2つの銘があります。小野寺道俊は同時期に稲庭城主の家督を継ぎ、広沢寺を再建し、懸仏を奉納した居城周辺3地区の宗教的環境を再編しています。このことから宗教的權威を通じて支配基盤を強化しようとした豪族の姿をうかがい知ることができます。

③工芸

稲川地域川連地区の^{ひよし}日吉神社に奉納されている厨子は明治28(1895)年につくられ、当時の川連漆器の技術の粋を尽くした作品であり、技術の伝承の歴史を語る上で貴重なものです。

院内銀山の金山神社には^{かなどうろう}「金灯籠」2基と^{ごほんぼねおうぎ}「五本骨扇^{もんつきみずひきまく}紋付水引幕」3枚が納められています。それぞれ天保3(1832)年と天保5(1834)年に秋田藩十代藩主^{よしひろ}佐竹義厚が銀山の盛況を賞して奉納したものです。



「日吉神社厨子」
市指定有形文化財（工芸）



佐竹南家に由来するものとして、儀礼用に用いられた^{よこはぎおけがわどうぐそく}「横矧桶側胴具足」や家臣の^{そうや}齊藤佐太夫が安政4(1857)年に北海道の宗谷に出兵した際に携行した^{ひなわじゆう}火縄銃などがあります。

④古文書・歴史資料

ア 佐竹南家

市を代表する古文書資料として、県指定「佐竹南家日記」があります。天和2(1682)年から慶応4(1868)年まで、江戸時代における187年間の御用座で書かれた公文書的記録であり、総数は271冊に及びます。南家家臣団の動きのほか、町方や村方の様子、訴訟や気象、災害など多岐にわたって記され、湯沢市の歴史を読み解くうえで貴重な資料です。これを広く公開し歴史研究にも資するよう、古文書原文を忠実に翻刻する「佐竹南家御日記(全26巻の叢書^{そうしよ})」翻刻事業を平成3(1991)年度から開始しました。平成6(1994)年度の第1巻からこれまでに13巻を発刊し、今後も継続発刊の予定です。



「佐竹南家日記」
県指定有形文化財（古文書）



佐竹南家の御屋敷の広さは約130m四方といわれ、東と南には城山へと続き、西と北には堀が築かれていました。御屋敷のあった一帯には、現在、市役所や生涯学習センターが建っています。

御屋敷の西方には佐竹南家重臣が居住する内郭を築き、そこを中心に内町と称する武家の居住区が伸びていました。家臣団は「組下」と呼ばれる藩主直臣と「家中」と呼ばれる佐竹南家家臣に分けられ「組下」は南館五町^{しんちやう}(新町、荒町、上町、下町、御足軽町)、「家中」は内館町^{うちだて}の一部、内郭、根小屋町^{ねごやまち}、荒町、金池町、大工町、浦町に居住していました。享保13(1728)年に藩庁の命により描かれた「湯沢絵図」から、家臣団の戸数は約370件ほどであることが見て取れます。このほかにも、文化10(1813)年に描かれた「稲庭村郷絵図」や明治時代初期に描かれた「岩崎絵図」など、近世・近代の絵図が多く指定されています。

また、佐竹南家第19代当主佐竹義輔^{さたけよしすけ}氏から市に寄贈された「佐竹南家関係資料」は、「南家家紋揚羽蝶紋付黒漆塗り飲食器具^{みなみけかもんあげはちやうもんつきくろうるしぬ}」や当主の肖像画など61点に及び、当時の生活の様子をうかがい知ることができます。

イ その他

江戸朱座の出羽国取扱所にもなった高橋利兵衛家から市に寄贈された古文書も、川連漆器産業の変遷や郷土の歴史を読み解くことができる貴重な資料です。

また、稲川地域には各村の肝煎が保管してきた「物成 並 諸役相定条々」や「諸勸進合判」検地帳が多く残っています。当時の賦課の様子などを知ることができる貴重な資料です。また「天樹院様御用日記」には、秋田藩九代藩主佐竹義和が小安へ向かう道中、立ち寄った村のようすが記されています。

さらに、歌人、後藤逸女に関する資料も多く残っています。逸女は農耕の傍らに歌作に励み、すぐれた歌稿歌集を残し、婦道の鑑と称された人物です。「真筆歌文集」は、藩主姫君の手習い師範役との書簡文や自ら詠んだ和歌からなります。

(3) 民俗文化財

ア 民俗芸能

民俗芸能として今も語り継がれている山の神の信仰は「番楽」として現在も各地域で継承され祭典の際などに披露されています。慶長(1596～1615)年間に始まったとされる「切畑番楽」「高松番楽」「板戸番楽」「役内番楽」等、その地域の修験の山に集う修験者(山伏)により伝えられてきました。役内番楽は山形県小国方面の山岳信仰の修験者、神室山伏の一行によって伝えられたといい、地域にある鑄山に祈願すれば悪病に罹ること少なく、かつまた五穀豊穰の神様と崇め奉り、祭典に舞を奉納してきました。

佐竹南家の御屋敷で披露されたと記録が残る「関口ささら舞」や元禄(1688～1703)年間に起源とされる「湯沢祇園囃子」もまた、長く受け継がれ、今なお地域の伝統芸能として根付いています。



「役内番楽」市指定無形民俗文化財



イ 道祖神

岩崎地区の3町内で行われている「鹿嶋まつり」は、疫病などの災厄を町内に入れないように、地域住民の手で作ったそれぞれ高さ4 m前後の藁人形「鹿嶋様」を村境や道の辻に祀り疫病退散や家内安全、五穀豊穰を祈願してきました。現在も、毎年4月に鹿嶋様の衣替えを町内総出で行っています。近年、交通事情等による鹿嶋様の設置場所、衣替えの回数の減少、材料の調達方法など変わってきているものの、鹿嶋信仰の一端をうかがわせる祭りの形態や人形製作の技術、工程等は古来より地域住民の間で継承されてきました。



「鹿嶋まつり」市指定無形民俗文化財



(4) 記念物

ア 城館

慶長7(1602)年佐竹義宣さたけよしのぶの秋田転封に伴い、佐竹義種が湯沢城の城代として入り城を整備しました。一国一城令により、湯沢城は元和6(1620)年に破却されましたが、本丸、二の丸、五社壇ごしゃだん、馬場、見張台などの跡は、市指定史跡「湯沢城址」として今もその地形を残し、散策コースとしても市民に親しまれています。



「湯沢城址」市指定史跡
見張り台からの眺望



イ 街道

慶長9(1604)年、幕府は全国の街道に江戸日本橋を基点とする一里塚の設置を命じました。湯沢地区の旧羽州街道の愛宕町には樹齢約400年、旧小安街道きゅうおやすの湯ノ原には樹齢約370年といわれるケヤキの一里塚がそれぞれ残り、今も地域を見守る存在となっています。

佐竹義宣は、最上氏の押さえとして院内城に箭田野安房守義正やだのあわのかみよしまさを配置しました。慶長13(1608)年には、箭田野氏によって番所が設けられ、浪人等の取り締まりや院内銀山の警備を担っていました。今も、後世の復元ではありますが、院内番所跡の門が当時の様子を伝えています。

ウ 院内銀山

指定・登録文化財には、慶長11(1606)年に発見された院内銀山の影響を受けたものが数多くあります。院内銀山は昭和29(1954)年に閉山となるまで、日本を代表する銀山として藩の財政を支えました。明治14(1881)年9月21日、明治天皇が御巡行の際に見学された五番坑は「御幸坑」と改められ「金山神社」「早房坑」と共に当時の銀山の様子を伝えています。金山神社鳥居近くに立つシダレザクラもその一つです。「旧院内尋常高等小学校校庭の石垣」には院内銀山の鉱滓が使用され、当時の銀山のまちを物語る貴重なものとして現存しています。

エ 天然資源

市内の天然記念物の多くは過去の火山活動と大きく関係し、いずれも地熱地帯に位置しています。

雄物川の支流高松川の上流の三途川溪谷では、保存状態の良い植物や昆虫の化石が見つかっています。さらに上流の地熱地域の中心部、泥湯温泉付近には、川原毛の酸性変質帯があります。強酸性熱水と噴気作用により変質し石英が主成分の白色珪化帯となっています。一帯が白い山肌と奇岩に覆われ、植生がほぼ見られない荒涼とした景観から「川原毛地獄」の名で霊地としても知られ、古くから多くの修験者が訪れ広く信仰を集めてきました。

小安峡温泉は、栗駒山から木地山高原に続く自然豊かな山岳地帯にあり、この木地山高原周辺の地層は、デイサイト質溶結凝灰岩(約30万年前の火砕流堆積物)によって形成されています。木地山高原の湖沼群は地滑りによってでき、中でも、コケ沼湿原の周辺にはハッコウトンボやキイトンボなどの動植物が多く生息するため学術上貴重な場所と言えます。



「川原毛の酸性変質帯」
県指定天然記念物



「木地山のコケ沼植物群落」
県指定天然記念物



噴泉塔の様子

高松岳をはさんで、小安峡温泉の反対側に位置する、秋の宮温泉郷の稲住温泉から北東470m先の山中にある荒湯では、かつて盛んに温泉や蒸気が噴出し「じじょうけいせき鯛状珪石およびふんせんとう噴泉塔」が形成されていました。鯛状珪石は、ブリコ石とも呼ばれ国内で確認されているのは湯沢市のみです。その希少性から学術上価値が高く評価されています。

こうした景観だけでなく、地熱資源は、古くから私たちの暮らしにも使用されてきました。

いんないし院内石は、カルデラが形成される過程で生まれた資源で、耐火・耐水・耐圧に優れていることから平成10(1998)年頃まで採石され、石塀や門、倉庫などに使用されてきました。「旧院内尋常高等小学校の校庭の石垣」をはじめ、今でも身近な建物に使用されている様子を見ることができます。

せきぐちいし関口石もまた、湯沢を代表する石材です。関口石は海底に堆積した砂が固まってできた砂岩で、加工しやすく、神仏の石像作りにも利用され、三関関口地区の香川寺の弥勒大仏も関口石で作られています。

湯沢市には「見えない火山」により形成された大地と、その中で築かれてきた人々の営みを体感できる場所があります。



「鯛状珪石（ブリコ石）」国指定天然記念物



院内石が使用された旧院内尋常高等小学校の石垣
市指定有形文化財（建造物）

2. 未指定文化財の概要と特徴

これまでの調査から、964件の未指定文化財を把握し、その内訳は次の表のとおりです。あわせて詳細内容については資料編に「湯沢市内未指定文化財一覧表」として掲載しています。

把握済未指定文化財一覧表

(令和3年3月31日現在)

類 型【種別】		未指定文化財件数	
有形文化財	建造物	寺 社	7
		近代化遺産	9
		住 宅	7
		その他	1
	絵 画		209
	彫 刻	仏 像	433
		その他	9
	工 芸		9
	書籍・典籍		2
	古文書		－
	考古資料	板 碑	1
		その他	－
	歴史資料		24
民俗文化財	有形民俗	16	
	無形民俗	15	
記 念 物	遺 跡	集落跡	8
		遺物包含地	101
		館 跡	47
		その他	10
	街道・舟運		5
	名勝地		13
	動植物	動 物	1
		植 物	6
	地質鉱物	地 質	－
		鉱 物	－
	その他	湧 水	31
		気候・地形	－
	文化的景観		－
伝統的建造物群		－	
合 計		964	

(1) 把握状況について

県との調査や地域との意見交換会、市民アンケートから得られた情報も参考にしながら把握した文化財のうち、未指定文化財では有形文化財(絵画209件、彫刻442件、歴史資料24件)・民俗文化財(31件)・記念物(遺跡166件)が多い状況です。

① 建造物

県の「近代化遺産(建造物等)総合調査」や「近代和風建築総合調査」によって近世から近代にかけて建造された近代化遺産や住宅等が調査されています。

把握している近代化遺産9件のうち7件は白井晟一設計の建築物です。

白井晟一と市民との親交は、白井氏が戦時中に道具等を湯沢市内の個人宅に疎開させてもらったことを縁に深まり市内に多くの作品を残しています。「旧秋ノ宮村役場」、高久酒造の茶室「琅玕席」、^{たか}「鷹の湯温泉」のほか、^{らうかんせき}稲住温泉には「杉亭」^{らんてい}「嵐亭」^{れんてい}という3棟の離れがあります。明治時代創業の稲住温泉は古くから多くの著名人が逗留し戦時中に疎開した武者小路実篤はここで^{いなずみにつき}「稲住日記」を記しています。



稲住温泉離れ「嵐亭(らんてい)」

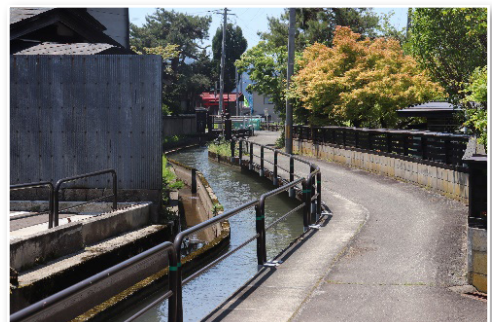
近代化遺産のひとつに院内銀山の電力源となっていた明治33(1900)年建設の^{かばやま}樺山発電所があります。建物は院内石を積み上げた石造り平屋建てで、窓は縦長を基調として上部を半円のアーチ状に施し、洋風の雰囲気を出しています。県内では最も古い水力発電所ですが、現在も秋ノ宮地区住民等に電力を供給しています。



樺山発電所

また、市内には雪国の建造物の特徴を示す内蔵をそなえた商家が多く残っています。慶応3(1867)年創業の湯沢地区岩崎のヤマモ味噌醤油醸造元の内蔵からは明治27(1894)年の棟札が、湯沢地区^{ふつぱり}吹張の奥山家住宅の内蔵からは明治36(1903)年の棟札が見つかっています。

さらに市内を南北に約4.5kmにわたって流れ、農業・防火・消雪用水路等として今も市民の生活に根付いている^{ゆざわおおせき}「湯沢大堰」は佐竹南家の時代に整備されたものです。当時は運搬用水にも用いられ、^{おかちまち}御圍地町には「木山方」という藩営の御材木場が設置され上流から材木が流れついていました。



湯沢大堰

②美術工芸品

市の所蔵美術品整理調査によって絵画140件(主に佐藤脩平・紺野五郎作品)が調査されています。

また、県と市が協力して行った「文化財収録作成調査」では近世から近代の作品を中心に仏画68件及び仏像433件が調査されています。

これまでに寺社の火災等で失われたものもありますが、由緒ある仏像が多く現存しています。その中でも、^{せんがんかんき}潜巖観機と^{だいしゅんきがく}大俊機岳による仏像が市内の各寺社に伝わっていることが特筆されます。二人は江戸時代に秋田県南地域を中心に仏像制作を行った禅僧です。潜巖観機による仏像は善龍寺の地蔵菩薩立像のように50cmを超えるものや、雲岩寺や光全寺の地蔵菩薩立像のように15cm程度のものなど、その像高に大小はありますが、すべて角材から彫られた素地仕上げであり作風に一貫性が見られます。大俊機岳は駒形地区の常在寺20代住職で同寺には像高153.5cmの等身大の仏像が伝わっているほか、川連地区の龍泉寺にも「常在機岳」の銘が彫られた仏像が伝わっています。

歴史資料も多く「湯沢外町絵図」には、羽州街道沿いの町人の居住区、外町(吹張・田町・大町・柳町・前森町・平清水)が描かれ、^{でんまやくしよ}伝馬役所や^{こうさつば}高札場、御本陣などの主要施設が置かれた大町が宿場の中心を成していたことが見て取れます。参勤交代の際には秋田藩主、津軽、六郷、岩城の各大名が湯沢を通り、大町の御本陣や近くの宿が利用されました。このほかにも雄物川舟運の港を示す「^{やなぎだむらえす}柳田村絵図」や御屋敷の間取りを記した「^{さたけみなみけおやしきえす}佐竹南家御屋敷絵図」等、江戸時代から明治時代に作成された絵図が多く残り、かつての町や村の様子をうかがい知ることができます。



柳田村絵図

^{せんかくしや}先覚者に関連する資料も残っています。東叡山寛永寺(東京都)に^{かんがくこういん}勧学講院を設立した了翁^{りょうおう}禅師(道覚)の位牌や関係資料、幕末から明治初期にかけて歌人として活躍した^{ごとういつじよ}後藤逸女の歌集や書、農聖^{のうせい}石川理紀之助の師である高橋正作の住処や書籍等が、生まれた地域を中心に伝わっています。



^{ごとういつじよがさんあきたあきす}後藤逸女画賛秋田蒔刷りの襖絵

このほか思想家^{おおやまこうたろう}大山幸太郎や雄勝地域にリンゴ農園を開拓した中山^{なかやま}林蔵等、建立からの年月を経て文字の判読が困難なものも見られますが、先人たちの^{けんしょうひ}顕彰碑が多く残っています。

③民俗文化財

有形民俗文化財は、伝統野菜や果樹、伝統産業等16件が把握されています。

豪雪地帯での生活に根ざした発酵醸造文化をベースとした、酒・味噌・醤油・漬物等の「食文化」に関する資料も特徴的です。酒造業者から市に寄贈された酒造用具からは、今もなお湯沢市を支える主要産業の技術の変遷が見て取れ、一部の資料は郷土学習資料展示施設(ジオスタ☆ゆざわ)に展示されています。



酒造用具

また無形民俗文化財は、民俗行事や民俗技術等15件が把握されています。

市の伝統行事「七夕絵どうろうまつり」や「犬っこまつり」は佐竹南家ゆかりのまつりとして伝えられています。夏を彩る「七夕絵どうろうまつり」は町の中心部に浮世絵や美人画が描かれた大小の絵どうろうが短冊等の飾り付けと一緒に飾られます。冬の風物詩「犬っこまつり」は市内各地に雪のお堂っこがつくられお供えをして家内安全等を祈願する小正月行事として行われています。

ほかにも、新婚夫婦や厄年のお祓いを受けた人がじえんこ(小銭)を撒く弁天地区の「じえんこまき」や、裸男衆が水神社の境内で揉み合いながらえびす俵を奉納する岩崎地区の「初丑まつり」等、近世から続く民俗行事が市内各地で行われています。



じえんこまき

④記念物

これまでに県や市が行ってきた埋蔵文化財調査や県の「中近世城館遺跡詳細分布調査」等により、集落跡8件、遺物包含地101件、館跡47件が調査されています。

また、湯沢市ジオパーク推進協議会が湧水31件を報告しています。湯沢城址の北側の麓から湧き出る「力水」は昭和60(1985)年には環境庁の名水百選に選ばれています。水の湧き出るところ一帯は佐竹南家の御屋敷があったことから「御膳水」「お清水さん」とも呼ばれ、古くから市民に親しまれてきました。

3. 埋蔵文化財の概要と特徴

(1) 先史時代

市内の遺跡は、166か所の埋蔵文化財包蔵地が周知され、旧石器時代の東山寺墓地^{とうざんじ}上遺跡のほかは縄文時代の遺跡や中世の城館跡が多く発見されています。

日本考古学協会の会員であった故山下孫継氏^{やましたまごつぐ}が、湯沢北高等学校(現湯沢翔北高等学校)と湯沢高等学校在職中に各地域で調査を実施し、旧石器時代から平安時代の土器、石器等が各地域で出土しました。発掘調査によって縄文時代中期後半から晩期の土偶も出土されるなど、考古学上貴重な文化財が数多く出土しています。

昭和37(1962)年に発見された「岩井堂洞窟」^{いわいどうどうくつ}は縄文・弥生・平安時代の三時代からなる複合遺跡で県内では数少ない洞窟遺跡です。洞窟は、約80mに及ぶ厚い凝灰岩の露頭に大小4か所あり、昭和37(1962)年から昭和51(1976)年まで8次に渡り調査が行われました。それぞれの層からは各時代の



「岩井堂洞窟」国指定史跡

土器が出土し石器も多数出土しました。約8,000年前の縄文時代早期の尖底土器等のほか、それぞれの層から各時代の土器や石器も多数出土するなど、東北地方における縄文時代早期の研究上貴重なため国指定史跡となっています。

また、三関地区の堀量遺跡^{ほりりょう}では縄文時代中期の集落跡、堀ノ内遺跡^{ほりのうち}では縄文時代後期の大規模な墓域が発掘調査され多くの遺物が出土しました。そのほか山田地区の中屋敷遺跡^{なかやしき}・鑑田遺跡^{あぶみでん}、高松地区の長蓮寺遺跡^{ちやうれんじ}、川連地区の欠上り遺跡^{かけあが}など、市内各地で縄文時代中期から晩期の遺跡も発見されています。雄物川沿いの鑑田遺跡は昭和48(1973)年の圃場整備中に発見され、木製遺物を含む縄文晩期最終末期の遺物が多量に発掘されています。生活以外にも祭祀的区域の場所として使用されたのではないかと考えられる遺跡です。



「東福寺村上出土土偶」
県指定有形文化財
(考古資料)

秋ノ宮地区の稲住温泉敷地内^{いなずみ}で発見された「魚形文刻石」^{ぎょけいもんこくせき}は大きな石の表面に4匹の魚形が刻まれ魚の供養や豊かな川の恵みを願った碑と考えられます。縄文人の精神文化をうかがい知る貴重な資料として県の有形文化財に指定されています。

あわせて東福寺村上から出土した縄文時代中期後半の特徴をもつ土偶と鑑田遺跡から出土した髪けっぱつどぐうの表現が特徴的な結髪土偶と呼ばれる2点の土偶も類例が少ない貴重な遺物として県指定有形文化財に指定されています。

現在、湯沢市では高速道路の開発工事が盛んに行われ平成30(2018)年度の県の調査では横堀地区あかつかの赤塚遺跡、院内地区やまくちの山口遺跡など、新たな遺跡が発見されました。令和2(2020)年度は横堀地区の中屋敷遺跡なかやしきの発掘調査が行われ、縄文時代の水場遺構が発見されました。今後も新たな遺跡の発見が期待されます。

(2)有史時代

市内には、縄文時代の遺跡のほか、中世城館跡も多く知られています。湯沢地域には、岩崎城跡・湯沢城址、稲川地域には、平城跡・三梨城跡等のほか、稲庭城跡の二の丸跡には歴史観光施設、現稲庭城が平成元(1989)年に建築されました。雄勝地域の館堀城跡たてぼりは発掘調査によって鎌倉時代から室町時代にかけて多数の遺構が発見されました。

さらに小野城址、法領館跡ほうりょうだて、皆瀬地域の八幡館跡など、小野寺氏、佐竹氏の時代を象徴する館跡があり、各地域でその情景を感じとることができます。



「小野城址」市指定史跡
畝状堅堀群



第3章 湯沢市の歴史文化の特徴

「第1章 湯沢市の概要」では、自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景を、「第2章 湯沢市の文化財の概要と特徴」では、指定・未指定文化財の観点から、それらの概要と特徴を述べました。これらを踏まえると、湯沢市の歴史文化の特徴は、次のように整理できます。

1. いで湯の宝庫“湯沢”、地熱のまち“ゆざわ”

湯沢市の位置する西栗駒一帯は、日本でも有数の地熱賦存地帯とされています。約23万年前に噴火したと考えられている火山である高松岳周辺の地下を中心として、周囲よりも地下の温度が高い地域が同心円状に広がり、市内の各温泉郷、大地の恵みを受けた湖沼群等の文化財は、この地熱地帯を中心に広がっています。

2. 祈りのカタチと暮らし

豊かな自然のもと、市内各地域・各年代において様々な信仰があり、暮らしの中でどのような祈りをささげてきたのかを歴史から垣間見ることができます。縄文時代の土偶からは豊穰や安産、中世・近世の仏教文化や祭礼からは無病息災や五穀豊穰など、いつの時代も暮らしの^{あんねい}安寧が祈られていたことが見て取れます。

また、小野寺氏や佐竹氏など、中世から近世にかけて為政者が宗教的権威を通じて支配基盤を強化しようとした姿もうかがい知ることができます。

3. 街道と産業の発達

太古の火山活動等によりつくり上げられた大地では「湯沢」の名のと通りの潤沢な温泉のほか、鉱山資源や豪雪がもたらす豊かな水による農業や酒造りなどが地場産業に結び付き、人々が文化を形成してきました。

中世に、源頼朝によって雄勝郡の地頭に任命されて以降、長きにわたり小野寺氏がこの地を支配してきました。他勢力をけん制するために多くの城が造られ、今もなお城跡が残っています。居城であった稲庭城や湯沢城は公園等として整備され市民に親しまれています。

江戸時代に入り佐竹氏が秋田転封となり、初代秋田藩主義宣の父^{よしのぶ}義重は^{よししげ}有屋^{ありや}峠^{とうげ}を通過して領内に入りました。古代の官道であるこの難路を解消するため、秋田藩は、藩境の杉峠(現在の雄勝峠)開削に速やかに取りかかり、藩の南端、羽州街道の南の玄関口を整備しました。

湯沢の所預としてこの地を支配した佐竹義種は、入部当初から城の麓に住居と役所を兼ねた御屋敷を構え、町割を行って給人町の形を整えました。城を囲むように広がる町並みは、現在も城下町の面影を残し、町人の居住区であった外町がひろがる羽州街道や道の脇に残るケヤキの一里塚などから道跡を感じ取ることができます。

雄物川は水量が多く緩流で、物資の輸送に適していました。米をはじめとする農産物や木材などを藩都久保田や土崎港(現秋田市土崎)へ運び、帰りは塩や衣類などの日用雑貨を輸送する大動脈でした。沿岸の各河港は大変なにぎわいであったと伝えられています。

また、院内銀山という大量消費地を抱え、湯沢市の酒造業は徐々に発展していきました。そして稲作が困難な地域では、流域から原材木を調達した漆器業や、小麦を使用した干しうどんが作られ、現在でも川連漆器、稲庭うどんとして市の代表産業となっています。

4. 院内銀山の繁栄

江戸時代後期の最盛期に「銀」産出量日本一を誇っていた「院内銀山」は、院内カルデラを形成した火山活動によってできた銀鉱脈と考えられています。発見から閉山まで、約350年続いた我が国有数の銀山で、地域の産業や経済はもちろん、秋田藩の財政を支える財源としても貴重な鉱山でした。

院内銀山の発見後、狭小な山間には技術先進地である上方筋などから沢山の技術者が入り多くの鉱夫も移り住み、一時は久保田城下を凌ぐほど隆盛を極めました。銀山には上方の文化がもたらされ、各種の芸能も催されるなど近隣農村とは隔絶した鉱山町が形成されました。



いんないぎんざんしんけいきのえねしゅんげつず
「院内銀山真景甲子春月図」(部分)
市指定有形文化財(歴史資料)



第4章 文化財の保存と活用に関する将来像・ 基本的方向性・基本方針

1. 湯沢市の文化財の保存と活用に関する将来像・ 基本的方向性・基本方針

(1) 将来像

湯沢市の文化財の保存と活用の持続可能性を高めていくために以下のように将来像を描きました。

将来像

「文化財を維持・継承し恵まれた資産を生かし、生き生きと笑顔とともに暮らし続けたいと思う場所」であり続けるまち

(2) 基本的方向性

文化財の保存と活用に関する将来像にたどり着くには、基本的方向性を示し、それに沿う基本方針を設定した上で体系的に施策を展開いたします。

基本的方向性

自分たちの住んでいる場所の歴史文化を知り、学び、体験し、大切に維持継承しながら、文化財を総合的・一体的に保存・活用し、その魅力をみんなで発信できるまちへ

(3) 基本方針

将来像・基本的方向性を実現するため本計画の基本方針は「歴史文化の次代への確実な維持・継承」「郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信」とします。

① 歴史文化の次代への確実な維持・継承

歴史文化を次代、またその次の代へ、確実に維持・継承していくためには「把握調査・研究」「資料管理」「保存・継承」の施策が必要となります。

「把握調査・研究」は、地域と行政が一体となって、地域資産の把握による文化財調査と研究を進め、情報の公開・発信へとつなげていきます。

「資料管理」は、主に市が収蔵する資料を適正な環境のもとで適切に保存管理を進めます。

「保存・継承」は、守るべき市内の文化財を、所有者・管理者の意向に配慮しながら、地域・行政・民間が連携協力し、それぞれが役割を果たしながら、歴史文化を受け継いでいきます。

②郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信

「郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信」では、文化財の保存と活用をうまく両立させ伝統文化に触れる機会を増やすなど、文化財を見て、知って、親しんでもらうことを継続することで、市民の当事者意識と理解を深め、郷土への誇りや愛着を持ち、知的好奇心をくすぐるような地域の魅力を発信できるようにしていくため「情報の公開・発信」と「教育普及」を施策とします。

「情報の公開・発信」では、調査研究に基づく成果や、文化財を観光資産としても捉え、市内の文化財情報を内外へ発信していきます。

「教育普及」は、文化財を知る・学ぶ機会の提供を通して、文化財保護への関心と理解・郷土愛の醸成が高まるように、学校教育や社会教育とも連携しながら進めていきます。

2. 重点施策（市内展示施設のネットワーク化の実現）

湯沢市の歴史文化を一体的に知る・体験できる機能をもたせ市内中心部（湯沢駅周辺複合施設）に整備を進めていく新たな展示施設（センター拠点）と、既存の4つの施設にそれぞれテーマ性をもたせた展示施設（サテライト拠点）とが有機的な相互連携によって市内5か所で構成する総合的展示施設と捉え、センター・サテライト型の学習や観光拠点としても活用できるよう、市内展示施設のネットワーク化の実現に向け重点的に取り組んでいきます。

3. 文化財の一体的・総合的な保存と活用 （関連文化財群による保存と活用の展開）

さまざまな文化財を、一体的・総合的に保存と活用を図っていくため、湯沢市の歴史文化の魅力について、4つのストーリーにしました。

ストーリーを構成する文化財を関連文化財群として、今後、地域と行政の協働による維持保存、市民への普及啓発、及び観光振興に生かすなど、個性ある地域の再生へとつなげていきます。

湯沢市の文化財の保存と活用に関する 将来像・基本的方向性・基本方針

将来像

「文化財を維持・継承し恵まれた資産を生かし、生き生きと笑顔とともに暮らし続けたいと思う場所」であり続けるまち

基本的方向性

自分たちの住んでいる場所の歴史文化を知り、学び、体験し、大切に維持継承しながら、文化財を一体的・総合的に保存活用し、その魅力をみんなで発信できるまちへ

基本方針



文化財の一体的・総合的な保存と活用

関連文化財群による保存と活用の展開

いで湯の宝庫“湯沢”、地熱のまち“ゆざわ”

祈りのカタチと暮らし

街道と産業の発達

院内銀山の繁栄

将来像・基本的方向性・基本方針等の関係図

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

湯沢市では、これまでも文化財の保存と活用を通して、郷土愛の醸成等を図ってきていますが、文化財の取り巻く状況を俯瞰的に捉え、長期的な方針のもとで施策を展開する実践計画が不足していると考えられます。

今後、地域総がかりで、行政と市民が一体となって課題を解決していくためには、本計画を互いに共有し、当事者意識をもって効果的に進める必要があります。

また、措置の財源については国・県・市の補助金や地方創生推進交付金等の活用を図ります。

なお、災害への備え、防犯等の対応については「第7章 文化財の防災・防犯」で触れます。

1. 歴史文化の次代への確実な維持・継承

(1) 把握調査・研究について

<現状と課題>

文化財に関する情報は、大きく三つに分けられます。一つ目は、既に指定・登録されている文化財の現況や所有者等に関する情報、二つ目は、既に一度調査され内容がある程度把握されている文化財の現況情報、三つ目は、これまで調査が十分にされておらず、所在等の基礎的情報がほとんど知られていない文化財に関する情報です。市では、文化財に関する情報は、これまで文化財の維持管理等の必要に応じて現況を把握したり、国・県等の文化財調査に合わせて^{しっかい}悉皆調査を行って新たな文化財の所在情報を収集したりしてきました。しかし、前述の「文化財情報」の三つの視点での分類や、恒常的に文化財の現況を把握するためのしくみや体制、計画的に市内所在文化財の悉皆調査を行う取り組み、関係団体や市民から広く文化財情報を得る仕組み等の構築が不十分な状況です。

文化財種別毎に把握調査状況を整理したものが次ページの表です。表からも見られるように、有形文化財 彫刻(仏像)、記念物(湧水)はある程度実施しています。記念物(遺跡包含地、館跡)については、昭和40(1965)年代から県・市で把握調査を行い、段階的にデータベース化しています。記念物(名勝地、植物、地質、鉱物、気候・地形)についても、観光やジオパーク部門において、把握調査を行っています。その他、考古資料(板碑)については昭和49(1974)年から把握調査を行っていますが風化等による劣化状況の把握は不十分です。

市内では人口減少により空き家が増えてきています。これに伴い雪による維持管理に苦慮して主屋や土蔵等の家屋を解体する事例も目立ってきていることから、歴史的建造物の把握調査や地域分布状況等の早急な把握が求められています。

また、同様に地域のまつり等の伝統行事も人口減少によって存続を危ぶむ状況です。調査の成果に基づく展示会や調査結果報告書等の刊行物による市民への発信も行われていない状況が続いています。次世代につなげる・つながるという視点からの調査研究を実施してこなかったため、文化財の「研究」段階へ引き継ぐことができていません。

文化財状況調査の把握一覧表

類 型【種別】		調査の状況	
有 形 文化財	建 造 物	寺 社	×
		近代化遺産	△
		住 宅	△
		その他	×
	絵 画		△
	彫 刻	仏 像	○
		その他	×
	工 芸		×
	書籍・典籍		×
	古文書		×
	考 古 資 料	板 碑	△
		その他	×
	歴史資料		△
民 俗 文化財	有形民俗	△	
	無形民俗	△	

類 型【種別】		調査の状況	
記 念 物	遺 跡	集落跡	×
		遺物包含地	○
		館 跡	○
		その他	×
		街道・舟運	△
	名勝地		○
	動植物	動 物	×
		植 物	○
	地 質 鉱 物	地 質	○
		鉱 物	○
	その他	湧 水	○
		気候・地形	○
	文化的景観		△
伝統的建造物群		×	
先 覚 者		△	

調査の状況欄… ○：調査済み △：調査途中 ×：未調査

<課題のまとめ>

- ①文化財の保存・活用に必須な文化財情報の把握・蓄積・分析を適切に行うための方針に則した調査の実施
- ②計画・継続的な調査の実施により文化財の価値を見出し、調査結果の整理やデータベース化による情報の蓄積
- ③歴史的建造物や伝統行事、記念物等、人口減少や自然環境の変化で滅失のおそれがある文化財の把握調査
- ④調査研究成果について刊行物等による活用・情報発信・内外機関との連携
- ⑤調査研究活動の方針・体制の確立や市民研究員制度導入の検討

＜方針＞

文化財の現況・所在等に関しては、現地踏査・近隣住民からの情報収集や所有者等との情報交換、地域との意見交換会などの実施による基本的情報の収集・蓄積・分析が大前提であることを踏まえ、計画的な悉皆把握調査やまち歩きイベント等を活用し市民を巻き込んだ所在確認調査、研究者等専門家の研究成果の収集などを通して、既存文化財の現況等や所有者等の状況に関する情報や、新たな文化財の所在情報等について量・内容・質ともに十分な情報の把握と適切に蓄積し分析するための方策を計画的に進めていきます。

文化財の調査研究は、展示等による「公開」、講座等による「普及」、保存科学等、諸事業の基盤であるという認識のもと、文化財の価値を適正に評価できるように方針を定め、客観的かつ精確に実施し、調査結果の整理やデータベース化による情報の蓄積を継続して進めます。

特に、人口減少や自然環境の変化に起因して滅失のおそれがある、歴史的建造物や伝統行事、記念物等の把握調査を進めていきます。

また、調査研究の成果は、調査報告書・研究紀要の刊行及び国内外の学術雑誌への発表等により学術的評価を行い、展示や教育普及活動につなげていきます。

さらに、市内にある文化財の価値を客観的に評価するために、他地域の文化財との関連についても調査活動に努めていきます。あわせて内外の教育・研究機関との連携及び各分野・地域の専門家の指導や提言を受ける機会の充実や情報の交換・共有ができる仕組みを整えていきます。

調査研究によって得られた客観的かつ精確なデータに基づく諸事業の立案・遂行をするため、多様な展示を可能とする各分野(歴史・文化史・自然史・教育普及[イベント・アートマネジメント、学校連携ほか]・博物館情報システム、保存科学等)に精通した学芸員等の専門職員の配置・外部委託に加えて調査研究活動の裾野を広げる市民研究員制度の導入やボランティアの活動等、広く市民や関係団体・機関と連携した体制の整備を図ります。

＜方針のまとめ＞

- ①文化財の把握調査、所在確認調査、及び研究者等専門家の研究成果の収集を計画的に進める。
- ②文化財に関する調査研究情報のデータベース化による蓄積を進める。
- ③人口減少や自然環境の変化に起因して滅失のおそれがある文化財の把握調査を進める。
- ④調査研究の成果は、報告書の刊行等により学術的評価を行い、展示や教育普及活動につなげていく。

⑤他研究機関等との連携や各専門家からの指導・提言、情報共有を図る仕組みを整えていく。

⑥調査研究体制の確立ため専門性のある人材の導入や関係団体・機関の連携を図る。

<措置>

措置No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度 ☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	財政措置 ○:有内 国:国庫補助 県:県補助	事業期間(年度)					次期以降
			行政		所有者・保護団体	市民・民間・学校・団体・企業等			計画期間					
			文化財担当	他部署担当					R3	R4	R5	R6	R7	
1	近現代の歴史的建造物の把握調査	現存する近代以降の建造物の把握・地域分布調査の実施	◎		□	□	◎	○	→					
2	寺社建造物の悉皆調査とデータベース化	神社仏閣の悉皆調査実施とデータベース化	◎		□		○	○	→					
3	板碑・石碑等の現況確認調査	地域・年代別によるデータベース化。あわせて保存環境・風化等、現状調査の実施	◎		□	□	○	○	→					
4	川連漆器・漆器業の調査	「川連漆器」について有形・無形文化財両面での詳細調査の実施	◎		□		○	○	→					
5	彫刻(仏像等)の調査	県仏像調査結果を基に、公開に向けた資料のデータベース化	◎		□		○	○	→					
6	中世の城館調査	提供情報に基づく現地踏査調査の実施と遺跡有無の確認	◎			□	□	○	→					
7	遺跡保存に係る発掘調査	開発事業に対応する記録保存調査の実施	◎		□	□	□	○	→					
8	記念物等の回復調査	「湯ノ原の一里塚」、「赤塚白山神社のシダレザクラ」樹勢回復への緊急支援	◎		○	□	□	○	→					
9		希少動植物(イバトミヨ、キヌガサソウ等)の調査と回復に向けた措置の検討	○	○観光・ジオパーク推進課		□	○	○	→					
10	地域のまつり・年中行事調査	小町まつり、七夕絵どうろまつり、犬っこまつりほか、未調査の地域の祭り・行事に関する調査の実施とデータベース化	○	○観光・ジオパーク推進課		□	○	○	→					
11	先覚者の調査	市に関連する歴史上の人物に関する、文献や聞き取り調査の実施	◎				□		→					
12	その他歴史文化の悉皆調査	ジオカルテとの連携による歴史文化の悉皆調査の実施(街道、郷土食、自然、景観等)	○	○観光・ジオパーク推進課	□	□	○	○	→					
13	新たな文化財情報の収集・確認調査	市民に広く情報提供を求め、未だ地域に眠る新たな文化財の発見と調査の実施	◎		□	□	◎		→					
14	調査研究成果の市民周知	図録、調査報告書、資料集、史料翻刻等の周知を図っていく。	◎				◎	○	→					
15	他市町村文化財との関連調査	他市町村の類似文化財との関連調査と客観的事実の把握	◎		□	□	○	○	→					
16	酒造用具・民具の収蔵資料公開に向けた調査研究の実施。	酒造用具・民具収蔵資料を情報の公開・教育普及へ生かすための調査研究の実施	◎		□		□		→					
17	調査研究を担う学芸員の配置	調査研究による客観的事実把握を担う学芸員等、人材配置の検討	◎	□観光・ジオパーク推進課			◎		→					
18	市民研究員制度の導入	個々のテーマに沿った調査研究活動を資料館の内外で実施する市民研究員制度の導入による調査研究活動の裾野拡大	◎	□観光・ジオパーク推進課	□		○		→					

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

□事業継続中：現在実施中の事業

(2)資料管理について

<現状と課題>

市の収蔵資料は、文化財の収集や保存に関する明確な方針等や専用の収蔵施設がなく、その時々状況に応じた対応を行ってきた結果、市内14か所に点在し各保存場所は飽和状態となっています。

また、人口減少を背景に、所有者の代替わりの際などにおける寄贈の申し出は、年々増加傾向にありますが、収集方針や保管場所がないことから適切な資料の管理をすることができない状況が続いています。

加えて、市町村合併等による資料移動を繰り返したことにより、資料整理やデータベース化が整っていない状況にあります。

保存場所は、いずれも温度・湿度管理等が施されておらず、保存環境としては劣悪な状態にあり、漆器類の中にはひび割れや変形したものも散見されます。このような資料を今後公開するにあたり、修復や燻蒸等の措置を必要とするものは相当数に上ります。

さらに、市収蔵資料の収集保存は、市文化財保護室がすべてを担っていますが、保存科学に精通した管理体制とは言えない現状にあります。

<課題のまとめ>

- ①明確な収集方針のもとでの市収蔵資料管理
- ②収蔵資料整理とデータベース化
- ③収蔵資料保存環境の早急な改善
- ④適切な収蔵・調査研究機能構築に向けた体制と施設の検討

<方針>

文化財の収集・保存は、多様なテーマによる専門・悉皆的な調査結果も加味した方針のもと、資料の購入・寄付採納・寄託の受け入れ等に関する基準に則って行い、今後、文化財が消失・滅失・流出しないよう積極的な資料管理に努めていきます。

市内施設に点在する市収蔵資料の集約化や今後の文化財の収集に際しては、データベース化による資料整理や保存環境の早急な把握と改善の検討、あわせて資料の価値づけを基準によって評価し適正な収蔵場所への保存に努めます。

また、文化財を的確に保存していくため、収蔵・調査研究機能は、適正な理論・設計・空調管理等、適切な資料保存環境に充分配慮し、各資料の素材等に最適な保存環境の構築・維持、人材等の体制整備、施設の検討を進めます。

<方針のまとめ>

- ①資料管理基準を定めて収集や保存に努める。
- ②資料の整理、保存環境の把握・改善を進める。
- ③収蔵施設の最適な保存環境の構築・維持を図る。
- ④人材・体制・施設の検討により適切な収蔵・調査研究機能構築を図る。

<措置>

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業 優先度	財政 措置	事業期間(年度)					次 期 以 降	
			○ 事業主体 (◎主が文化財担当) □ 事業支援・協力						☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業 継続中	計画期間					
			行政	所有者・保 護団体	市民・民間 学校・団体・ 企業等	文化財 担当	他部署 担当	○:有 (内:国庫 補助 県:県補 助)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 ?	
19	市収蔵資料の収集保存管理基準の作成	文化財の価値・評価、保管場所等一定の基準を作成する有識者会議の開催	◎				☆	○	→						
20	文化財の市受贈基準作成	有識者会議による市受贈基準の作成	◎				☆	○	→						
21	市収蔵資料の計画的集約化	新たな資料保存先の環境整備と、段階的に集約化を実施する。	◎				☆	○	→	→					
22	指定・未指定文化財の調査等、情報履歴を管理する台帳整備	調査状況を含め、個々の文化財情報履歴を恒久的に受け継ぐ文化財台帳の整備	◎				☆		→	→	→	→	→	→	→
23	収蔵保管場所の確保	市遊休施設の活用等、収蔵資料の保管先を確保する。	◎				☆		→						
24	収蔵・調査研究機能拠点設置	学芸員等の人材を含めた体制構築と合わせた適切な資料保存環境のもと調査研究ができる拠点の検討	◎				◎		→	→	→	→	→	→	→

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

□事業継続中：現在実施中の事業

(3)保存・継承について

<現状と課題>

文化財の保存・継承への市民の認識は高いものの、人口減少や後継ぎ(継承)不足等により、文化財を維持管理する文化財所有者個人の負担が、年々増加していることや、文化財の評価や価値づけの認識が十分でないことから、文化財の消失、流出、風化等の事例も見られますので、保存に向けた早急な仕組みが必要です。

地域の伝統行事も後継者不足、少子化等の影響により、休止や簡素化せざるを得ない状況になっている所も少なくなく、継続して実施している地域においても、高齢化や原材料の調達に苦慮する状況にあります。

このような状況に対し、所有者・管理者等の現状把握や相談体制を整えるなど、地域の枠を超え市全体で保存・継承を検討していく必要があります。

＜課題のまとめ＞

- ①文化財の指定等、積極的な保存活動及び評価・価値づけ等文化財を理解するための方策検討
- ②行政・地域一体での文化財の見守り体制の構築
- ③国・県・市補助金や民間助成活用等、所有者・保存団体への直接・間接的支援
- ④所有者等、市民からの情報収集・相談体制の整備
- ⑤伝統芸能保存団体維持や無形民俗文化財の保存・継承活動への支援
- ⑥市全体で文化財の保存・継承を図る体制の整備

＜方針＞

市として貴重なものと認められる文化財については、積極的に指定・登録を進めていきます。

また、文化財の評価・価値づけ等、市民の文化財について理解を深める方策の検討により保存活動を促進していきます。

文化財の保存・継承について、史跡等、風化や劣化が想定される箇所については、地域や関係団体が連携して見守る体制づくりを進めます。あわせて所有者や保存団体の負担感を軽減するため、公的補助金による財政的支援やクラウドファンディング等の民間助成活用を含めた資金調達方法への支援や協力を図っていきます。

加えて、文化財所有者のほか市民からの情報による現状把握に努めると共に、保存に係る相談体制を整えていきます。

地域での継続が困難であったり途絶えてしまったりした工芸技術・伝統芸能・行事等について、地域の枠組みの見直しや、用具購入費、原材料の調達費等への支援等、存続・再興に向けて地域・学校・行政が連携して進めていきます。

文化財を市全体で保存・継承を図っていくため、地域や商工・観光等の関係団体、市庁内での連携体制の整備を検討し、活動の推進を担う文化財保存活用アドバイザー機能の設置を検討していきます。

＜方針のまとめ＞

- ①文化財の指定等、積極的保存活動の推進と文化財の理解を深める方策の検討。
- ②史跡等、地域や関係団体の連携による見守り体制を整えていく。
- ③所有者や保存団体への直接支援や資金調達方法への協力等を図る。
- ④技術・伝統行事等の存続・再興に向け、地域・学校・行政が連携して進める。
- ⑤市全体で文化財の保存・継承を図る体制や文化財保存活用アドバイザー機能の検討。

< 措置 >

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業 優先度	財政 措置	事業期間(年度)					次 期 以 降
			○ 事業主体 (◎主が文化財担当) □ 事業支援・協力						☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業 継続中	○:有 (内:国庫 補助 県:県補 助)	計画期間			
			行政				R 3	R 4			R 5	R 6	R 7	R 8 (
			文化財 担当	他部署 担当	所有者・保 護団体	市民・民間 学校・団体・ 企業等			閉)					
25	文化財の保存を促す方策検討	文化財の評価・価値づけを誰もがわかる仕 組みを整える。	◎		□		□	○	→					
26	文化財の指定・登録等の推進	調査による価値づけが明確な文化財の指 定・登録を進める。	◎		□		□	○	→					
27	文化財の見守り活動事業	地域の人材を活用し、文化財の見守り活 動を進める。(文化財保護協会等)	○		□	○	◎		→					
28	文化財修復・活用への支援	指定等文化財の保存修理・活用への支援 や助言(両関酒造、石孫本店、山内家住 宅、四同舎、願空庵 他)	◎		□		□	○国	→					
29	文化財所有者へ保存環境に関 する指導や助言の実施	保存環境の適正化を図るための指導マ ニュアル作成	◎		□		◎	○	→					
30	小中学校での伝統芸能継承活 動の支援	学校郷土芸能クラブ運営への財政的支援	□			○	□	○	→					
31		学校郷土芸能クラブ発表機会の提供	□			○	□	○	→					
32		地域学校協働本部との連携事業の展開	○	○教育部	□	□	○		→					
33	無形民俗文化財保護管理団体 への支援	財政的支援、発表機会の提供、及び継承 の支援	◎		○		□	○	→					
34		保存・継承が危ぶまれる団体への支援策 を検討する。	◎		○		◎		→					
35	保存に関わる人口の増加を図 る	湯沢凧、しん粉細工、七夕絵どうろう等、伝 統の保存・継承を、地域の内外から人を 募って進める仕組みづくり	○	○観光・ ジオパー ク推進課		○	○	○国	→					
36	創作活動の中核を担う市民・市 民団体の育成及び連携	湯沢凧、七夕絵どうろう等、伝統の創作 者の養成		○観光・ ジオパー ク推進課		○	○	○国	→					
37	保存・継承に伴う原材料確保へ の支援	鹿嶋様の藁や茅葺き屋根の茅等、原材料 確保への支援策を検討する。	○		○		○	○国	→					
38	文化財所有者へ保存環境に関 する指導や助言の実施	保存環境の適正化を図るための指導マ ニュアル作成	◎		□		◎	○	→					
39	保存管理計画の整備	関係者による保存管理協議会等を設置し 保護を図る。	◎	○観光・ ジオパー ク推進課	□	□	□		→					
40	相談体制の構築整備	文化財所有者等の保存に関する相談体制 の構築	◎		□		○		→					
41	計画推進の実施体制の構築	市庁内関係課所の連携体制の整備	○	○全庁			☆		→					
42		地域・商工・観光・行政の連携体制の整備	○	○全庁		○	☆		→					
43	文化財保存活用アドバイザー 機能の設置	専門的な見地と豊富な経験・実績に基づ き、本計画の実施を指導助言するアドバ イザリー機能の設置	◎				☆	○	→					

付記

< 事業優先度について >

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

□事業継続中：現在実施中の事業

2. 郷土への誇り・愛着の醸成と魅力の発信

(1) 情報の公開・発信について

<現状と課題>

湯沢市内の、既存の展示施設である「郷土学習資料展示施設(ジオスタ☆ゆざわ)」「院内銀山異人館」「稲庭城」「雄勝郡会議事堂記念館」において展示または保管され、各々の施設の方針に基づく常設展や企画展を開催していますが、市全体の歴史やその価値・魅力を十分に分かりやすく伝える情報発信が効果的とは言えません。

収蔵資料の整理、調査研究の成果による市開催の企画展示等は展示方針や専門的体制がないことから、全施設の累計でも年数回にとどまり、大規模なイベント・巡回展も実施できていないことから、入館者数は低迷しています。

また市全体で俯瞰した場合、展示方針等の統一した観点や概念、文化財情報の発信、施設間のネットワーク化が不十分です。

なお、市内展示施設の相互連携による有機的な活用を図ることについては「3. 重点施策(市内展示施設のネットワーク化の実現)」において記載いたします。

<課題のまとめ>

- ①市全体の歴史やその価値・魅力を十分に分かりやすく伝える情報の公開・発信
- ②資料整理・調査研究の成果に基づく文化財情報の発信や企画展・イベント等による展示施設の活性化
- ③既存展示施設の展示方針等、特徴づけを明確にした有機的な連携・活用

<方針>

市民の学習意欲に応えるため、多様な文化財を創意工夫によって効果的に展示し、歴史文化や魅力を深く・楽しく・分かりやすく内外に紹介できるように努めます。

文化財の調査・研究の成果に基づき、資料の調査結果や現代的なニーズを踏まえ、常設展・企画展を問わず多くの市民が知るよるこび・見る感動・参加する楽しみ等、興味関心を抱く内容に努めるなど施設の活性化によって来館者の増加へつなげます。

また、収集・保存する資料価値や保存の必要性周知のため、調査結果のデジタル公開・展示公開により情報の発信に努めます。

さらに、展示物、収蔵資料、文献等の文化財情報を自由に閲覧できる設備等の環境整備を進めます。

展示に関しては具体的方針について次のとおり示します。

- ・湯沢雄勝地域の歴史的経過と自然環境の変遷を合わせた展示により、地域の魅力を再認識する機会へとつなげる。

- ・原始時代から現代までの通史や湯沢市を特徴づけるテーマ展示を組み込んだ内容に努める。
- ・国宝・重要文化財の特別企画展示等、市民に名品を見る機会の提供に努める。
- ・世界から見た日本・秋田・湯沢といった俯瞰の視点も持つように努める。
- ・クイズや謎解きのように、教え込みではなく楽しんで学べるような視点から検討する。

<方針のまとめ>

- ①創意工夫した展示により、歴史文化の魅力的発信に努める。
- ②資料整理・調査研究の成果に基づく情報の発信や企画展等による施設の活性化を図る。
- ③既存展示施設の展示方針等、特徴づけを明確にした有機的な活用。

<措置>

措置No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度	財政措置	事業期間(年度)					次期以降
			事業主体 (◎主が文化財担当)						◎優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	○:有(内、国庫補助県:県補助)	計画期間			
			文化財担当	他部署担当	所有者・保護団体	市民・民間・学校・団体・企業等	R3	R4			R5	R6	R7	R8?
44	市民の学習意欲に応える内容の展示	湯沢雄勝地域の歴史的経過を自然環境の変遷の展示(理化学的視点)	◎	○観光・ジオパーク推進課			☆	○	→					
45		原始時代から現代までの通史と湯沢市を特徴づけるテーマ展示(史実的視点)	◎	□観光・ジオパーク推進課			☆	○	→					
46		国宝や重文の展示等、市民が国の文化財(名品)を観覧する機会の提供	◎				☆	○国	→					
47	文化財を活用した新たな展示	松岡経塚遺跡出土物「経筒」(国用品)のレプリカ・復元品の作製と展示	◎		□		◎	○		→				
48	現代ニーズに則した展示検討	VR・ARの活用、音声ガイド・多言語化等の整備検討	○	○観光・ジオパーク推進課			☆	○国		→				
49	文化財情報の公開環境構築	データベース化(展示物、収蔵物、文献等)された情報を自由に閲覧できる環境の構築	◎	□図書館			◎	○	→					
50	既存展示施設の特徴を生かした文化財展等の開催	県指定文化財「旧雄勝郡会議事堂」での文化財展の開催	◎				□		→					
51		院内银山異人館での「院内银山の歴史」を学ぶ企画展の開催	◎				□	○	→					
52		稲庭城での「中世小野寺氏」や地域の偉人に関する企画展の開催	○	○観光・ジオパーク推進課			□	○	→					
53		郷土学習資料展示施設の常設展の拡充	○	○観光・ジオパーク推進課			□		→					

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

□事業継続中：現在実施中の事業

(2)教育普及について

<現状と課題>

市民に湯沢市の文化財について知ってもらい後世へと伝え郷土愛の醸成を図る教育普及活動は、展示活動のほか、書籍の発刊等により実施してきました。

市では、市内に所在する指定・登録文化財を内外に周知を図るため写真と解説によってまとめた「図録 湯沢市の文化財」を平成29(2017)年3月に発刊しました。

また、江戸時代の湯沢の出来事等が書かれた県指定文化財「佐竹南家日記」^{さたけみなみけにっき}は、広く公開し歴史研究にも資するよう、古文書を原文のまま翻刻した「佐竹南家御日記」^{さたけみなみけごにっき}(全26巻の叢書)出版を平成3(1991)年から市の単独事業として開始し令和元(2019)年度に第13巻を発刊しました。

「図録 湯沢市の文化財」・「佐竹南家御日記」の出版にあわせ指定・登録文化財にさらに興味関心をもってもらえるよう、指定文化財展を期間限定で開催しています。

文化財保護の大切さを伝え、郷土愛の醸成を図ることを目的とした歴史的建造物の活用事業は、雄勝郡会議事堂記念館や国登録有形文化財「山内家住宅」の公開企画展示・イベントの開催、スケッチワークショップ等が実施されていますが周知が充足しているとは言えません。

今後、地域住民が文化財についてよく知り、みんなでその魅力を後世に伝え、内外へ発信できる仕組みが必要であり、文化財の理解・周知機会の拡充や調査研究成果の活用と合わせ情報の収集、ニーズの把握による事業の展開が望まれます。

学校では、湯沢市の歴史文化について学習する機会がありますが、教員が展示施設に出かけたり、直接見て触れる等の体験をしたりしている例は少なく、地域に継承されている指定・登録文化財や先人・歴史等に関して学習を効果的に進める上での情報が不足しています。

また、文化財を活用し、地域住民や商工・観光との連携によって地域活性化につなげる取り組みは、まだ少ない状況です。

さらに、文化財に関する情報の周知や現地までの順路案内板、説明板による周知が不足していることから計画的な整備が必要です。

「佐竹南家御日記翻刻事業」については、事業開始から30年を迎え事業の早期完了を望む声が多くなっています。

<課題のまとめ>

- ①文化財の価値や魅力を市民みんなで後世に伝え、内外へ発信する仕組み
- ②市民の地域学習機会の拡充
- ③市民からの情報収集、保存・活用に係るニーズ把握
- ④学校・社会教育との連携及び教員と学芸員協力体制による教育普及活動の実践

- ⑤地域活性化につなげる地域・商工・観光と連携した事業の実施
- ⑥文化財情報の周知及び案内板・説明板の整備
- ⑦「佐竹南家御日記翻刻事業」完了の早期化

<方針>

文化財への理解を深め、その価値や魅力をみんなで共有し後世や内外へ伝える仕組みを構築し、体験講座等を含め教育普及活動へつなげます。

市民と協働で行う調査研究、フィールドワークなどの活動や講座、ワークショップ、探訪ツアー、出張展示、現地見学会、地場産業の制作実演や実演体験等、地域学習機会の提供により教育普及活動の充実に努めます。

また、若者を中心とする市民から、情報の収集や保存・活用に係るニーズの把握をし、現代にあった多様な事業を展開していきます。

学校教育の連携では、個々の児童生徒が、感性に基づき楽しみながら、歴史文化を知り、体験できるような学習プログラムの作成を教員と学芸員とが協力して進め、あわせて学芸員がゲストティーチャーとして学校で文化財を使って出前授業ができる仕組みを検討していきます。さらに社会教育との連携した事業にも取り組んでいきます。

市主催の事業や市がサポートする市民・市民団体が実施主体の事業の実施により普及にかかわる担い手の育成、地域住民の活躍の場を創生できるように努めます。

今日的な視点に基づいて文化財を生かした新たな付加価値を創出し、産業や観光と連携した地域活性化へつなげていきます。

また、通信環境(Wi-Fi等)の充実、多言語パンフレットの準備、及びデジタルコンテンツの積極的な活用によりインバウンドを含めた観光客への対応を検討していきます。

文化財に関する情報の発信や現地までの案内板や説明板が足りない、見にくい、わかりづらい等の要望にそった環境整備を進めます。

「佐竹南家御日記」は、市が編纂翻刻する唯一の学術書(叢書^{そうしょ})であり、調査研究資料にも資するよう翻刻事業完了の早期化に向け、校正者等の体制の整備を進めると共に古文書解読講座の開催、現代語訳版の発刊等、事業の周知を図ります。

<方針のまとめ>

- ①文化財への理解を深める仕組みづくりや市民・観光客の案内を可能とする人材の養成に努める。
- ②市民と協働で行う調査研究、フィールドワーク等の活動を進める。
- ③地域学習機会の提供による普及活動を進める。
- ④若者を主体とする市民ニーズを捉えた多様な事業展開を図る。
- ⑤児童生徒向けの学習プログラムの作成を教員と学芸員が協力して進める。

- ⑥学芸員による学校での出前授業等、地域の歴史文化を伝える仕組みを検討する。
- ⑦市民の自発的・自律的な創作活動等の支援に努める。
- ⑧文化財を生かした新たな付加価値の創出により産業と連携し地域活性化へつなげる。
- ⑨デジタルコンテンツ等の活用によりインバウンド等観光客対応を検討する。
- ⑩文化財に関する案内板・説明板の新設・改修等の環境整備を進める。
- ⑪「佐竹南家御日記翻刻事業」完了の早期化と事業の周知を図る。

<措置>

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業 優先度	財政 措置	事業期間(年度)							次 期 以 降					
			○ 事業主体 (◎主が文化財担当) □ 事業支援・協力						行政	所有 者・保 護団体	市民・民間 学校・団体・ 企業等	☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業 継続中	○:有 (内:国庫 補助 県:県補 助)	計画期間							
			文化財 担当	他部署 担当	R 3	R 4								R 5	R 6		R 7	R 8	R 9		
25	文化財の保存を促す方策検討【(3)保存・継承から再掲】	文化財の価値づけ・評価を、誰もがわかる仕組みを整える。	◎		□		□	○													
54	文化財講座の実施	“文化財とは”について知る学ぶ講座実施	◎		□		□	○													
55	組織横断的な人材の養成	市民や観光客へ案内ができる人材の養成	○	○観光・ジオパーク推進課		□	◎	○													
56	地域(地区別)街歩きマップの発行(再編集)	住民の創意工夫によるフィールドワークから情報のフィードバックを形にする。	◎				□	○													
57	史跡体験による保全・清掃活動	史跡等の清掃活動を通した文化財とふれあう機会の創出	◎	□都市計画課、観光ジオパーク推進課	□	□	□	○													
58	地域住民企画の地域モデル事業	地域と市が協働で実施する文化財展示会等の開催	◎		□	○	□	○													
59	歴史的建造物の活用	国登録文化財の一般公開等イベントの実施	◎		□	□	□	○													
60		市内の国登録文化財等、歴史的建造物を巡る歴史探訪の実施	◎		□	□	□	○													
61		「地元を描こう!!スケッチワークショップ」イベントの実施	◎		□	□	□	○													
62		市収蔵資料の公開展示	◎					□													
63		収蔵資料保管施設の見学会の開催	◎					◎													
64		若者向けワークショップ・イベント等の開催	◎		□	□	○	○													
65		文化財の見て歩き体験と健康づくりの連携講座開催	○	○観光・ジオパーク推進課				◎	○												
66		カフェ、レンタルスペース、宿泊施設等、民間での活用への支援	○	○観光・ジオパーク推進課	○	□	□	□													
67	レンタルスペースサイトへの掲載による活用推進	○	○観光・ジオパーク推進課	○	□	□	□														
68	体験・参画機会の提供(地場産業の制作体験)	伝統野菜体験活動	○	○農林課		□	○	○													
69		稲庭うどん製作体験	○	○観光・ジオパーク推進課		□	○	○													
70		川連漆器体験	○	○観光・ジオパーク推進課		□	○	○													
71		ジオパーク普及・啓発イベントの開催	○	○観光・ジオパーク推進課	□	○	○	○													
72		郷土料理の周知や調理体験ワークショップの実施(学校給食・生涯学習センターとの連携)	○	○教育部		□	○	○													
73	郷土の先覚者に関する周知	中世以降の市にゆかりのある偉人展の開催	◎		□	□	◎	○													

措置No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度	財政措置	事業期間(年度)					次期以降	
			事業主体						行政	事業優先度 ☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	○:有 (内:国庫 補助 県:県補 助)	計画期間			
			文化財 担当	他部署 担当	所有者・保 護団体	市民・民間 学校・団体・ 企業等	R 3	R 4				R 5	R 6		R 7
			事業主体				行政	事業優先度 ☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	○:有 (内:国庫 補助 県:県補 助)	R 3	R 4	R 5	R 6		R 7
74	調査研究結果の活用	調査研究成果発表機会の定期的な提供	◎			□	◎	○							
75		他機関との情報連携による史実の深化を図る取り組みの実施	○	○観光・ジオパーク推進課			◎	○							
14		図録、調査報告書、資料集、史料翻刻等の周知を図っていく。【(1)把握調査・研究から再掲】	◎				◎	○							
76	住民ニーズの把握と調査の実施	若者の声を聴く仕組みづくりを進める。	◎			□	◎								
77		文化財の保存・活用に関する住民アンケートの実施	◎			□	○	○							
78	学習プログラムの構築	児童生徒が歴史文化を体験活動等により親しめる学習プログラムを学芸員と教員が連携して作成する。	○	○教育部	□	○	☆	○							
79	学校・社会教育連携事業(講座・ワークショップ・イベント)の開催	資料のデジタル化等を実施し、学校と連携した出前授業を実施する。	○	○教育部		□	◎	○							
80		小中学生の遺跡発掘体験	◎	□教育部		□	○	○							
81		子どもゆざわ学の開催	◎	□教育部	□	□	□	○	○						
82		伝統芸能発表会の開催	◎		□		□	○	○						
83		音楽のまちゆざわ推進協議会と連携したコンサート等の実施	○	○教育部	□	○	□								
84		自然環境の再現体験やワークショップ開催	○	○観光・ジオパーク推進課		□	○	○	○						
85		文化財写真コンクール・展覧会の開催	◎			□	□	○	○						
86	現代アートとの融合の促進	文化財と現代アートとの融合を図る市民の取り組みへの支援	○	○教育部	□	○	◎	○							
87	インバウンド等への対応	通信環境や多言語対応等、インバウンドを含めた観光客への配慮・対応	◎	○観光・ジオパーク推進課			○	○	国						
88	他分野との連携事業	文化財、観光、産業が有機的に連携した事業企画の立案と実施	○	○観光・ジオパーク推進課	□		◎	○	国・県						
89	観光客と市民の交流	口述等、観光客による情報の拡散を、広く住民に行ってもらおう仕掛けづくり	◎	□観光・ジオパーク推進課	□	□	○								
90	周知機会の拡充	文化財コラムの市広報への定期的な掲載	◎	□協働事業推進課			◎	○							
91		SNSに特化した情報周知と拡散	◎	□協働事業推進課			○								
92		新規指定・登録文化財の標柱設置	◎		□		□	○							
93		市内遺跡情報のHP等公開による周知活動	◎					○							
94		文化財保存活用地域計画概要版の全戸配布	◎					◎	○						
95		展示会等の開催を効果的に周知する情報戦略の実施	◎	□協働事業推進課		□	□	○	○						
96	案内板等の現況調査の実施	統一した仕様による案内板整備に向けて現況や土地貸借等の調査による台帳整備	○	○観光・ジオパーク推進課			◎	○							
97	案内板の整備	統一した仕様による誘導案内板を道路等の主要箇所を設置する。	○	○観光・ジオパーク推進課			◎	○							
98	説明板の整備	老朽化した説明板の改修、不足している箇所への新規設置	◎				□	○							
99	毎年度の発刊	校正作業の効率化による毎年度の発刊	◎			□	□	○							
100	佐竹南家御日記 公開に向けた事業早期化の検討	翻刻データ公開に向けた事業早期化の検討	◎			□	□	○	国						
101	解読者の養成	古文書初心者解説講座・ワークショップの開催	◎				◎	○	国						
102	現地見学会の実施	御日記に出てくる所を訪ねるイベントの開催	◎		□	□	◎	○							
103	周知機会の拡充	新巻発刊に合わせた現代語訳版の発行	◎				○	○							
104	研究資料としての価値の発信	歴史研究資料としての価値をHP等で公開し発信する。	◎				○								
105	佐竹南家御屋敷跡への看板設置	実際に御日記が書かれた御屋敷跡へ説明板を設置し市民への周知を図る。	◎				◎	○							

付記 <事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

□事業継続中：現在実施中の事業

3. 重点施策（市内展示施設のネットワーク化の実現）

<現状と課題>

市には豊富な自然資源や、歴史ある文化と伝統が数々残されていますが、それらを一体的に見る、感じる、知る、学ぶことのできる展示機能が市の中心部にはないことは長年の懸案事項となっています。

また、昔の暮らしや道具に関する収蔵資料は多数保有していますが、市内には常設の展示・解説をしている施設がないため、市内の学校が他市町村へ行って学習せざるを得ない状況です。

加えて収蔵資料について、温湿度・光・防虫等への配慮等、素材にあった適切な保存環境のもとで保存することや調査研究機能導入の検討はこれまで行われてきませんでした。

既存の展示施設は、施設間の連携等はないまま設置当時の展示を継続している状況にあります。

新たに展示施設(センター拠点)の湯沢駅周辺複合施設内への整備と既存の4か所の展示施設(サテライト拠点)との有機的な連携により、市内の文化財・歴史文化・自然科学を融合する展示機能とし、センター拠点はサテライト拠点がもつ情報の集約や結節点となる統括機能を果たす拠点であり、サテライト拠点は特定の分野に差別化した、専門的展示施設と位置付けて進める必要があります。

想定される各施設が果たす機能については、令和2年4月に湯沢市歴史文化懇話会から提出された「歴史資料保存・展示のあり方に関する提言書」を参考に検討します。

<課題のまとめ>

- ①市中心部に市全体の歴史を一体的に学ぶことのできる新たな展示機能の整備
- ②既存展示施設(サテライト拠点)の統括的結節点となる新たな展示施設(センター拠点)の整備と収蔵・調査研究機能の付加の検討
- ③既存展示施設の展示方針等、特徴づけを明確にした有機的な連携・活用

<(1)情報の公開・発信から再掲>

<方針>

古代から現代までのあり様、繋がってきた伝統文化等、地域に根差した貴重な歴史文化を一体的に学べる展示機能及び施設(センター拠点)の整備を図ります。

あわせて、市内に残る貴重な文化財や関連資料の劣化や損傷を防ぎ次代に継承していくため、適切な保存環境のもと特に脆弱な資料を保管できる収蔵・調査研究機能についても配慮していきます。

既存の展示施設は、施設間の連携等、各施設を特色ある専門展示施設としていくためリニューアル構想の検討を進めます。

また、新たな展示施設(センター拠点)から既存の展示施設(サテライト拠点)への誘導や、学校・社会教育と連携した多様な学習プログラムの提供等、施設間を周遊して学べる仕組みづくりを検討していきます。

<方針のまとめ>

- ①新たな展示施設(センター拠点)の整備を進める。
- ②センター拠点には展示機能に加え収蔵・調査研究機能の付加に努める。
- ③既存展示施設(サテライト拠点)のリニューアル構想の検討を進める。
- ④センター・サテライト拠点間を周遊できる仕組みの検討。

<措置>

措置No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業優先度	財政措置	事業期間(年度)					次期以降
			行政						○有(内、国、国庫補助、県補助)	計画期間				
			文化財担当	他部署担当	所有者・保護団体	市民・民間・学校・団体・企業等	☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	R3		R4	R5	R6	R7	R8
106	駅周辺複合施設への機能導入	湯沢駅周辺複合施設における新たなセンター拠点の展示機能導入を進める。	○	○企画課			☆		→					
24	収蔵・調査研究機能拠点設置【(2)資料管理から再掲】	学芸員等の人材を含めた体制構築と合わせた適切な資料保存環境のもと調査研究ができる拠点の検討	◎				◎		→					
107	既存施設活用の検討	遊休施設活用について検討する。	○	○財政課			○							→
108	サテライト拠点毎の特色ある展示・改修の検討	各拠点の特色を生かした差別化を図り、学びの深化となる展示と改修計画による改修の検討	◎	○観光・ジオパーク推進課	□	□	☆	○	→					
109	サテライト拠点間を周遊できる仕組みづくり	企画展の連携等、サテライト拠点間を移動して学べる仕組み作成	○	○観光・ジオパーク推進課			☆		→					
110	施設間の誘導と周遊の仕組み構築	交通二次アクセス等と連携し、施設間の周遊性を図る。	○	○観光・ジオパーク推進課			☆		→					

付記

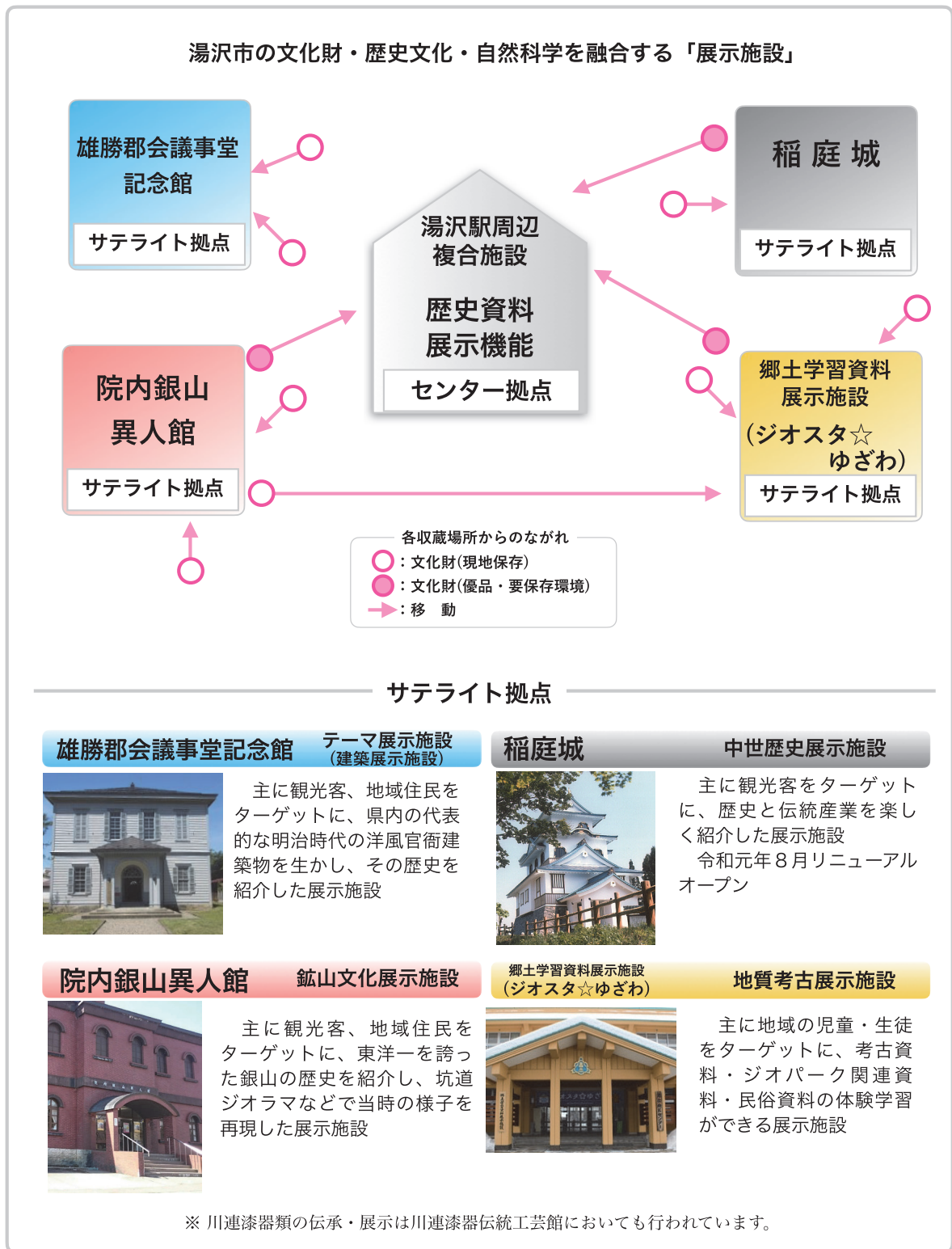
<事業優先度について>

- ☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項
- ◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項
- 優先度3：中長期的に実施する事項
- 事業継続中：現在実施中の事業



市内展示施設のネットワーク化構想図

新展示施設(センター拠点)と既存展示施設(サテライト拠点)のコンセプト案と展示イメージ



第6章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

1. 関連文化財群に関する事項

(1) 関連文化財群とは

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものです。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができます。

(2) 関連文化財群の設定と考え方

第3章でまとめた湯沢市の歴史文化の特徴は、① いで湯の宝庫“湯沢”、地熱のまち“ゆざわ”、② 祈りのカタチとくらし、③ 街道と産業の発達、④ 院内銀山の繁栄の4つです。これら4つの歴史文化の特徴をテーマに関連する文化財を群として捉え、ストーリー化したものを関連文化財群とします。

(3) 関連文化財群とその課題・方針・措置

① いで湯の宝庫“湯沢”、地熱のまち“ゆざわ”

湯沢市では、過去から現在まで続く火山活動が生み出した豊かな自然、大地の恵みを受け、植物や動物が豊かな生態系を築き、それを地域に住む人間が利用し、産業を起こし、経済活動を行い、様々な文化を築いてきました。その営みを体感できる見どころが市内全域に点在し「ゆざわジオパーク」としてその活動に力をいれています。

奈良時代に発見され、秋田県最古の温泉地として知られる秋の宮温泉郷、その山中の荒湯で形成された^{じじょうけいせき}鯛状珪石は、その形状から地元ではブリコ石と呼ばれ、国内では、ほとんど見つけられていない非常に希少性のある岩石として、学術上価値が高く評価されています。

江戸時代にはすでに湯治場として開けていた小安峡温泉では、平成の時代から温泉熱を利用したハウス栽培や乳製品の低温殺菌、乾燥野菜、乾燥果物の製造等、様々な産業が行われ、地元の高校生による新しい商品の開発にも取り組んでいます。

そして今、湯沢市では、自然環境との調和を図りながら、地熱のまち“ゆざわ”として、温泉や地熱発電等、地熱資源の活用を積極的に推進し現代の私たちの暮らしに欠かせないものとなっています。

<構成文化財>

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	概要
1	鯛状珪石および噴泉塔	雄勝	天然記念物	国		鯛状珪石は温泉沈殿物の一種で、直径1.5mm～4mmほどの粒状の固まりである。噴泉塔は温泉噴出口に生じた温泉沈殿物が塔状に堆積したものである。
2	川原毛の酸性変質帯	湯沢	天然記念物	県		強酸性熱水や噴気活動の影響で変質し山全体が白い山肌と奇岩に覆われ、植生の見られない特異な自然景観となっている。
3	木地山のコケ沼植物群落	皆瀬	天然記念物	県		高原台地に囲まれた高層湿原である。水面の大部分は2m前後のミスゴケ泥炭で覆われ、その90%が水中に沈んでいて浮島状になっている。
4	川原毛大湯滝	湯沢	記念物	未		約1km上流で湧出する川原毛地獄の温泉が沢水と合流し、高さ20mから流れ落ちる日本最大級の温泉滝で滝つぼが天然の露天風呂になっている。
5	秋の宮温泉郷	雄勝	記念物	未		奈良時代に発見されたと伝えられる秋田県最古の温泉地。武者小路実篤などの文人にも愛された風光明媚な秘湯である。
6	泥湯温泉	湯沢	記念物	未		開湯1,200年ともいわれる山懐の秘湯。江戸時代には湯治場で知られていた。その名称は湯の色が硫黄により乳白色に濁っているところに由来する。
7	小安峡温泉	皆瀬	記念物	未		皆瀬川の侵食によって形成された溪谷「小安峡」沿いに11軒の温泉宿が並んでいる。開湯は江戸時代初期と言われている。
8	小安峡大噴湯	皆瀬	記念物	未		高さ約60mにもおよぶ断崖の割れ目や川底から、マグマの熱で高温になった岩石に触れて熱せられた地下水が、高温の蒸気と熱水が噴出している。
9	院内カルデラ	雄勝	記念物	未		院内地区の街を中心として、東西約6km、南北約6kmの範囲にわたって、火山噴火による陥没地形(カルデラ)を形成している。
10	三途川溪谷	湯沢	記念物	未		川が刻んだ岩肌には、約700～300万年前の火山活動でできた湖の地層が露出している。新緑や紅葉の景勝地としても知られている。
11	湯の又大滝	雄勝	記念物	未		湯ノ又断層上にある、高さ約40mの滝。滝の北側には温泉が湧出し、かつては温泉宿もあった。
12	大滝沢天然ブナ林	稲川	記念物	未		林野庁の「水源の森百選」に選ばれている。昔から守られてきた天然のブナ林が広がり、450種類以上の植物が生育している。
13	女滝沢天然林遊歩道	皆瀬	記念物	未		樹齢300年以上のブナの巨木、全国4位の幹の太さを持つヤチダモの巨木のほか、多様な樹木や山野草を見ることができる。
14	関口石・採石場跡	湯沢	記念物	未		慶長20(1615)年に発見されたとされる砂岩。やわらかく加工しやすいという特徴をもち、神仏の石造りの原材料に利用された。
15	院内石・採石場跡	雄勝	記念物	未		院内カルデラ形成時に積もった火山噴出物が長い年月をかけて固まった石。江戸時代より石堀や門、石蔵などの石材として利用されてきた。

<主な構成文化財>



<現状と課題>

温泉や酸性変質帯、湖沼群等、火山活動を受けた本市特有の自然環境は、これまで観光資源として活用されてきましたが、文化財としてはなじみの薄いものでした。

こうした自然環境を守り活用していくために、湯沢市ジオパーク推進協議会や市庁内関係部局、各種団体との連携体制整備に加え市民により知ってもらえる機会を増やしていく必要があります。

展示施設の展示方法や内容を検討し、来訪者に分かりやすい展示を行う必要があります。また、ガイドの体制を整え、運用する必要があります。

案内板の現況調査を行い、経年劣化しているものは更新し、不十分な箇所には整備していく必要があります。

<保存・活用の方針>

これら関連文化財について、自然環境を守り活用していくために湯沢市ジオパーク推進協議会や庁内関係部局・地域住民・各種団体との連携によって、保存管理体制の整備を検討し保護を図っていくと共に、参加型イベントを実施し文化財やジオパークの見どころに触れる機会を増やしていきます。あわせてこの地域の回遊拠点となる郷土学習資料展示施設(ジオスタ☆ゆざわ)では、展示物をより魅力的に伝えるよう常設展の見直しを行います。

また、文化財や施設までの案内板については、現況調査により計画的な整備を検討します。

<計画期間中の措置>

措置 No.	措置の名称	関連文化財群の措置内容	事業主体				事業優先度	財政措置	事業期間(年度)					次期以降	
			○事業主体(◎主が文化財担当) □事業支援・協力			行政	☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	○:有 国:国庫 補助 県:県補助	計画期間						
			文化財担当	他部署担当	所有者・保護団体				市民・民間・学校・団体・企業等	R3	R4	R5	R6		R7
39	保存管理計画の整備	関係者による保存管理協議会等を設置し保護を図る。	◎	○観光・ジオパーク推進課	□	□	□		→						
53	サテライト施設の特徴を生かした文化財展等の開催	郷土学習資料展示施設の常設展の拡充	○	○観光・ジオパーク推進課			□		→						
55	組織横断的な人材の養成	市民や観光客へ案内ができる人材の養成	○	○観光・ジオパーク推進課		□	◎	○						→	
65	歴史的建造物の活用	文化財の見て歩き体験と健康づくりの連携講座開催	○	○観光・ジオパーク推進課			◎	○						→	
71	体験・参画機会の提供(地場産業の制作体験)	ジオパーク普及・啓発イベントの開催	○	○観光・ジオパーク推進課	□	○	○	○						→	
74	調査研究結果の活用	ジオパーク等、調査研究成果を発表する場の定期的提供	◎				◎	○						→	
85	学校・社会教育連携事業(講座・ワークショップ・イベント)の開催	天然記念物、ジオサイトの写真コンクール・展覧会の開催	◎				□	○						→	
96	案内板等の現況調査の実施	統一した仕様による案内板整備に向けて現況や土地貸借等の調査による台帳整備	○	○観光・ジオパーク推進課			◎							→	

付記
 <事業優先度について>
 ☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項
 ◎優先度2：計画期間中に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項
 ○優先度3：中長期的に実施する事項
 □事業継続中：現在実施中の事業

②祈りのカタチとくらし

湯沢市には、縄文時代の遺跡・遺物が多くあり、代表的なものとして、国指定史跡岩井堂洞窟^{いわいどうどうくつ}、4匹の魚形が刻まれた魚形文刻石^{ぎょけいもんこくせき}(県指定)、結髪土偶^{けつぱつどぐう}(県指定)が出土した松岡地区^{あぶみでんいせき}の鑑田遺跡などがあげられます。

平安時代になると、愛宕神社・東鳥海神社(延暦20(801)年)が創立されたと伝えられています。中世には、山田松岡地区の白山神社^{じょしんぞう}に「女神像」が、近世になると岩崎地区で「鹿嶋様^{かしまさま}」が祀られるようになり、それぞれ地域のシンボルとして今も大切に守られてきています。

川原毛の酸性変質帯は、その異様な景観から川原毛地獄の名で霊地としても知られ、古くから多くの修験者が訪れ広く信仰を集めてきました。

また、川原毛地獄にほど近い三途川十王堂^{さんずがわじゅうおうどう}には、長年にわたり信奉者がそれぞれに奉獻したものとみられる素朴な十王像が納められています。三途川の地名は高松川・湯尻川・桑ノ沢の三つの川が合流し、かつ霊場川原毛に由来します。

伝統芸能には、坂上田村麻呂に由来するといわれる「関口ささら舞」や修験との関わりを持つ「役内番楽^{やくないばんがく}」「板戸番楽^{いたどばんがく}」が今もなお受け継がれてきています。

また、湯沢地域の小正月行事「犬っこまつり」は、盗難除け・無病息災・豊作・家内安全を祈るものです。

市内に残る遺跡や今も伝わる祭祀や地名などから、この地に先史時代から人が住み、時代とともに疫病退散・五穀豊穰等を神仏に願いながら様々な信仰が継承されてきたと推察されます。

また、小野寺氏は勢力を広げる際に熊野神社へ懸仏を奉納したり、佐竹氏は自らも源氏であることから八幡神社^{ひたちのくに}を常陸国から奉遷したり、岩崎八幡神社など源氏ゆかりの八幡神社も篤く庇護^{あつひご}しました。中世から近世にかけて為政者が新たに領地を治める際には、自身の帰依ばかりではなく宗教的な権威を通じて支配基盤の強化をしようとした姿もうかがい知ることができます。

< 構成文化財 >

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	概要
1	白山神社	湯沢	有形 (建造物)	市		祭神(女神像)の造立年代が鎌倉前期と言われることから、社殿の創建もその頃まで遡ると思われる。現在の社殿は延享2(1745)年建立。
2	旧妙応山金剛院	湯沢	有形 (建造物)	市		天保10(1839)年建立。もとは天台宗の寺院で、戦国時代には鮎川(相川)城主の祈願所であった。修験に改宗したのち、明治3(1870)年に神道となる。
3	東鳥海神社	湯沢	有形 (建造物)	未		延暦20(801)年に坂上田村麻呂が蝦夷征討の戦勝祈願のため創建したと伝えられる。江戸時代より信仰が厚く、菅江真澄も参拝した記録が残っている。
4	懸仏(3面)	稲川 皆瀬	有形 (彫刻)	県		大永7(1527)年に小野寺道俊が小沢・白沢・鍛冶屋敷地区の社に奉納したもの。銘文から、この地に熊野三山信仰が伝えられたことが読み取れる。
5	木造十一面自在観音	湯沢	有形 (彫刻)	県		像高450cm、平安時代の作と考えられる。火災に遭ったが田螺(たにし)が覆って観音様を守ったと伝えられ「たにし観音」ともいわれている。
6	女神像	湯沢	有形 (彫刻)	県		平安時代の作と考えられる白山神社の祭神で、菊理媛神の像である。像高164.4cm、ケヤキ材の一木造で、頬や腹部などに鉦彫技法が見られる。
7	三途川十王堂 伝来諸像	湯沢	有形 (彫刻)	市		江戸時代の作と考えられる。死者の罪業を裁判する十王のほか、奪衣婆や地藏菩薩などの像が祀られている。
8	八幡大菩薩像 御正躰	湯沢	有形 (彫刻)	市		寛永3(1626)年に佐竹南家4代佐竹義章が奉納したものである。一般的に八幡神の本地仏は阿弥陀如来であるが、本御正躰は愛染明王としている。
9	番楽面	湯沢	有形 (彫刻)	未		旧天台宗寺院妙応山金剛院に伝わる古面で、中世に山伏が神事や芸能に使用したものと考えられる。
10	鍔田遺跡出土 土偶	湯沢	有形 (考古)	県		昭和48(1973)年に、松岡字鍔田地内で圃場整備中に発見された縄文時代晩期の土偶で、特徴的な髪の実態から結髪土偶と呼ばれる。
11	鍔田遺跡出土 の遺物	湯沢	有形 (考古)	市		昭和48(1973)年に松岡字鍔田地内で圃場整備中に発見されたもので、土偶、玉類、櫛、完型土器などの他、クルミなどの自然遺物も多く確認された。
12	高松長蓮寺跡 の板碑	湯沢	有形 (考古)	市		元亨2(1322)年と嘉暦2(1327)年の年号が刻まれた、県内最大最古の双式碑である。
13	阿弥陀堂境内 の板碑	湯沢	有形 (考古)	市		5基のうち3基の板碑に、正和5(1316)年、貞和3(1347)年、延文5(1360)年の年号及び種子が刻まれている。
14	嘉暦元年碑	皆瀬	有形 (考古)	市		皆瀬字白沢の熊野神社境内にあり、嘉暦元(1326)年の年号及びバン(金剛界大日如来)とアク(薬師如来)の種子が刻まれている。
15	永和二年碑	湯沢	有形 (考古)	市		二井田字掬上の住吉神社境内にあり、永和2(1376)年の年号が刻まれている。上部にはアーク(胎蔵界大日如来)の種子が刻まれている。
16	応永七年碑	雄勝	有形 (考古)	市		上寺沢集落の路傍にある県内最大級の板碑で、応永7(1400)年の年号及び阿弥陀三尊の種子が刻まれている。
17	嘉暦二年碑	雄勝	有形 (考古)	市		下寺沢集落の路傍にあり、嘉暦2(1327)年の年号及びバン(金剛界大日如来)とキリーク(阿弥陀如来)の種子が刻まれている。
18	暦応元年碑	雄勝	有形 (考古)	市		寺沢の赤塚神社境内にあり、暦応元(1338)年の年号及びバク(釈迦如来)の種子が刻まれている。

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	概要
19	嘉暦元年碑	雄勝	有形(考古)	市		横堀の熊野神社境内にあり、嘉暦元(1326)年の年号及びバン(金剛界大日如来)とアーンク(胎蔵界大日如来)の種子が刻まれている。
20	建武元年碑	湯沢	有形(考古)	市		相川字岩ノ沢地内にあり、建武元(1334)年の年号及び碑の右側にキリーク(阿弥陀如来)と蓮台、左側にバク(釈迦如来)の種子が刻まれている。
21	建武二年碑	湯沢	有形(考古)	市		相川字中山地内にある。風化が進み、年号の判読が困難であるが、菅江真澄の『雪の出羽路 雄勝郡』に建武2(1335)年と記載されている。
22	旧山田八幡神社獅子頭1頭及び鉾1振	湯沢	有形民俗	県		山田八幡神社に納められていたもので、獅子頭頭部内側には永和2(1376)年の銘文がある。県内最古の獅子頭である。
23	しんこ細工	湯沢	有形民俗	未		小正月行事、犬っこまつりにあわせ米粉で作った犬っこ(犬の造形物)を家の窓や戸口に供え盗難除け、無病息災、豊作を祈願する伝統が残っている。
24	鹿嶋まつり	湯沢	無形民俗	市		岩崎地区の三町内(末広町、栄町、緑町)で行われ、疫病退散や家内安全、五穀豊穰を祈願して高さ4m前後の藁人形を作り村境に祀る伝統がある。
25	関口ささら舞	湯沢	無形民俗	市		大同(806~810)年間に坂上田村麻呂が伝えたといわれ江戸時代には佐竹南家の御屋敷でも披露したとされる。毎年八幡神社のお祭りで披露されている。
26	湯沢祇園囃子	湯沢	無形民俗	市		元禄(1688~1704)年間、佐竹南家が信奉する秋葉神社の祭典に京都から奏者呼んで演奏させたことに始まると伝えられている。
27	切畑番楽	湯沢	無形民俗	市		慶長(1596~1615)年間、山伏行者が冬の間、山を下りて切畑地区の民家を宿としながら神楽舞を見せ教えたことに始まったといわれている。
28	高松番楽	湯沢	無形民俗	市		慶長(1596~1615)年間、山伏行者が冬の間、山を下りて麓の三途川地区の民家を宿としながら舞曲を教え、のちに上地地区に伝わったといわれている。
29	板戸番楽	皆瀬	無形民俗	市		古代から修験の山として知られる奥宮山に、修験者と共に山伏神楽として板戸地区に入ってきたものと伝えられている。
30	役内番楽	雄勝	無形民俗	市		詳細な起源は不詳だが、秋田・山形・宮城3県の県境にある神室連峰に集う修験者から役内地区の若者たちに伝えられたといわれている。
31	犬っこまつり	湯沢	無形民俗	未		元和(1615~1623)年間より約400年続くと伝えられる、小正月行事である。大小さまざまな犬の雪像と雪のお堂が広場や通りにつくられる。
32	岩井堂洞窟	雄勝	史跡	国		縄文時代、弥生時代、平安時代の3時期の複合遺跡であり、県内では数少ない洞窟遺跡である。
33	磨崖	雄勝	史跡	県		横堀の熊野神社境内にあり、元享2(1322)年の年号が刻まれている。磨崖としては、造営年代がわかる県内最古のものである。
34	松岡経塚遺跡(構え森)	湯沢	史跡	市		昭和29(1954)年に発見され、塚内からは、寿永3(1184)年銘銅製経筒、建久7(1196)年銘銅製経筒残欠等が出土した。
35	鐙田遺跡	湯沢	遺跡	未		昭和48(1973)年に、松岡字鐙田地内で圃場整備中に発見された縄文時代晩期の遺跡である。
36	川原毛地獄(川原毛の酸性変質帯)	湯沢	天然記念物	県		川原毛地獄の名で霊地としても知られ、古くから多くの修験者が訪れ広く信仰を集めてきた。

<主な構成文化財>



<現状と課題>

遺跡発掘調査地は現在水田や道路などに造成されているため、現地を訪れた来訪者が遺跡の広がりやその意義を知ることができる仕組みが必要です。あわせて地域に点在する文化財の現況調査等が必要です。

地域での継続が困難または消滅した伝統芸能・行事等の存続・再興に向けて用具購入、原材料の調達、過去の映像のデジタル化等への支援等を含め地域・学校・行政が連携して取り組んでいく必要があります。

<保存・活用の方針>

現在調査中の遺跡の発掘体験等を実施し歴史文化に触れる機会を作ります。また遺跡情報等を市のホームページ等で公開し、周知を進めていきます。このほか各地域に点在する、仏教の伝播を示す中世の磨崖や板碑について、現況調査とデータベース化を進めます。

坂上田村麻呂に由来する関口ささら舞、修験者によって伝授されたといわれている番楽などの無形民俗文化財について、保護管理団体への支援のほか、学校ごとに取り組んでいる伝統芸能の継承活動が学校統廃合で途絶えることのないよう支援し、伝統芸能発表会は今後も機会を捉え継続して実施します。

当地の修験史を知るうえでも貴重な建造物旧妙心山金剛院や疫病退散・五穀豊穡を祈願して村境に藁人形を祀る岩崎地区の鹿嶋まつりなどについては茅・藁等原材料確保への支援をしていきます。

<計画期間中の措置>

措置No.	措置の名称	関連文化財群の措置内容	事業主体				事業優先度	財政措置	事業期間(年度)					次期以降		
			行政						○有(内:国庫補助 県:県補助)	計画期間						
			文化財担当	他部署担当	所有者・保護団体	市民・民間・学校・団体・企業等	☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	R3		R4	R5	R6	R7	R8?		
3	板碑・石碑等の現況確認調査	地域・年代別によるデータベース化。あわせて保存環境・風化等、現状調査の実施	◎		□	□	○	○								
5	彫刻(仏像等)の調査	県仏像調査結果を基に、公開に向けた資料のデータベース化	◎			□	○	○								
30	小中学校での伝統芸能継承活動の支援	学校郷土芸能クラブ運営への財政的支援	□			○	□	○								
31		学校郷土芸能クラブ発表機会の提供	□			○	□	○								
32		地域学校協働本部との連携事業の展開	○	○教育部	□	□	○									
33	無形民俗文化財保護管理団体への支援	財政的支援、発表機会の提供、及び継承の支援	◎			○	□	○								
34		保存・継承が危ぶまれる団体への支援策を検討する。	◎			○	◎									
35	保存に関わる人口の増加を図る	湯沢胤、しん粉細工、七夕絵どうろう等、伝統の保存・継承を、地域の内外から人を募って進める仕組みづくり	○	○観光・スポーツ推進課		○	○									
37	保存・継承に伴う原材料確保への支援	鹿嶋様の藁や茅葺き屋根の茅等、原材料確保への支援策を検討する。	○			○	○									
80	学校・社会教育連携事業(講座・ワークショップ・イベント)の開催	小中学生の遺跡発掘体験	◎	□教育部		□	○	○								
82		伝統芸能発表会の開催	◎			□	□	○								
86	現代アートとの融合の促進	文化財と現代アートとの融合を図る市民の取り組みへの支援	○	○観光・スポーツ推進課	□	○	◎	○								
93	周知機会の拡充	市内遺跡情報のHP等公開による周知活動	◎				○									

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

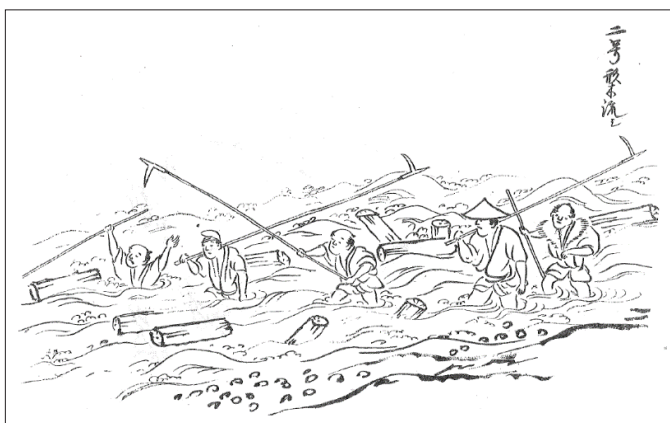
□事業継続中：現在実施中の事業

③街道と産業の発達

鉄道奥羽線が開通するまでは「人は街道」「荷物は船」と言われ物資の輸送のほとんどは雄物川を往来する川船が使われました。上流に位置する湯沢では80俵積船が最大で、角間川(現大仙市)で1,000俵積船に積み替えられ土崎湊^{みなと}へ輸送されました。湊からは北前船で大坂や各地に積み出されました。下り船では年貢米や大小豆類、煙草、生糸その他特産物が運ばれ、湯沢への上り船には京都・大坂方面からの珍しい品や海の幸を運んできました。雄物川の本流や支流に多くの船着き場、渡し場があり、幾度かの洪水によって栄えた船着き場も変わっていったようです。

また、国の伝統的工芸品の川連漆器^{かわつらしっき}に使われる原材木も皆瀬地域の山間から稲川地域へ皆瀬川を下って運ばれていました。

初代秋田藩主義宣^{よしのぶ}の父義重^{よししげ}は有屋^{ありや}峠^{とうげ}を通して領内に入りました。古代の官道であるこの難路を解消するため、秋田藩は藩境^{すぎ}の杉峠^{とうげ}(現在の雄勝峠)開削に速やかに取りかかります。町場の入口には、開削と同時に藩の南口を占める重要地として院内に番所が置かれました。また、院内銀山の産銀は海難を避けるため陸路馬背負で運ぶのが原則でした。



『椀師作業工程絵図』から

佐竹南家は入部した当初から湯沢城の麓に住居と役所を兼ねた御屋敷を構え、これを中心に町割がなされました。現代へつながる市の産業経済の基盤が作られたのもこの時代です。

旧市街地の一部区画には、今でもその町並みが残り、町人の居住区であった外町^{とまち}がひろがる羽州街道^{うしゅうかいどう}や、仙台方面から貴重な海産物が運ばれてきた小安街道^{おやすかいどう}、そして道の脇に残るケヤキの一里塚などから道跡を感じ取ることができます。

また、院内銀山の繁栄が湯沢を中継商業地として発展させ、同時に湯沢の商人も大きく成長しました。羽州街道沿いに残る「両関酒造本館^{りょうげんしゅぞうほんかん}」や商家として栄えた「山内家住宅^{やまうちけじゅうたく}」など、国登録等の歴史的建造物が往時を偲ばせます。



「愛宕神社祭典(神渡行列並びに大名行列)」
市指定無形民俗文化財



< 構成文化財 >

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	概要
1	奥山家住宅	湯沢	有形 (建造物)	未		羽州街道沿いに、山内家住宅と向きあって建ち、土蔵造板葺2階建の内蔵からは明治36(1903)年の棟札が見ついている。
2	院内番所絵図	雄勝	有形 (絵画)	市		江戸時代後期の院内口留番所の様子を描いたもので、作者は京都四条派画家山脇東暉門下生の大角南耕である。
3	川連漆器	稲川	有形 (工芸)	未		仕上げに行う「花塗り」と呼ばれる技法が特徴。昭和51(1976)年に国の伝統的工芸品に認定された。
4	佐竹南家日記	湯沢	有形 (古文書)	県		天和2(1682)年から慶応4(1868)年までの187年間にわたり、南家や家臣団の動き、町方や村方の様子などが幅広く記録されている。
5	天樹院様御用日記	稲川	有形 (古文書)	市		文化8(1811)年に記された、秋田藩9代藩主の小安行き道中の八面村の村事情や、藩主御小休処の手入れ、手水場等の設置についての記録である。
6	湯沢絵図	湯沢	有形 (歴史)	市		享保13(1728)年、佐竹南家の御抱え絵師遠藤昌宅の筆によるもので、藩庁に提出された絵図の控えである。
7	湯沢外町絵図	湯沢	有形 (歴史)	未		明和2(1765)年に描かれた絵図で、南北に広がる町人の屋敷割が詳細に記されている。
8	柳田村絵図	湯沢	有形 (歴史)	未		江戸時代に描かれた柳田地区の絵図。雄物川舟運の港が描かれている。
9	愛宕町の一里塚	湯沢	史跡	県		羽州街道に築かれたものである。塚上には樹高21.7m、樹齢約400年のケヤキ(槻木)がそびえ、塚の全面に大きな根を張り、底部は周囲33mある。
10	湯ノ原の一里塚	湯沢	史跡	市		羽州街道を横断して日本海側から太平洋側へ通じる小安街道に築かれたもので、樹高11.6m、樹齢約370年のケヤキ(槻木)である。
11	湯沢城址	湯沢	史跡	市		鎌倉時代後期、小野寺氏が築城。江戸時代に当地に入部した佐竹南家が整備したが、元和6(1620)年に破却された。現在は公園として整備されている。
12	院内番所跡	雄勝	史跡	市		慶長13(1608)年に院内所預によって設けられた番所で、現在の門は後世の複製である。もとは現在地より南に20mほど離れた辺りにあった。
13	稲庭城跡	稲川	遺跡	未		鎌倉時代に小野寺氏が築城し、本拠としていたが文禄5年(1596年)、最上氏に攻められ落城した。現在は「稲庭城」という観光施設が建てられている。
14	佐竹南家御屋敷跡	湯沢	遺跡	未		佐竹南家が所預として明治まで政務にあたった屋敷で、広さは約130坪四方、東と南は城山へと続き、西と北には堀が築かれていた。
15	両関酒造本館	湯沢	有形 (建造物)	国登録		明治7(1874)年創業の清酒醸造元。本館は大正12(1923)年の建築で、伝統的な町屋形式の意匠による建物である。
16	山内家住宅	湯沢	有形 (建造物)	国登録		文化(1804～1818)年間から昭和にかけて呉服商を営んだ山内三郎兵衛家の住宅で、建物は昭和9(1934)年に竣工。
17	愛宕神社祭典「神渡行列並びに大名行列」	湯沢	無形 民俗	市		愛宕神社祭典では、古くから神渡行列が行われていて、江戸時代末期からは町人による大名行列が合わせて行われるようになった。殿さまを中心とした編成が旧羽州街道を練り歩く。

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	概要
18	羽州街道	湯沢・雄勝	街道	未		福島県桑折町から青森県弘前市までを結ぶ、東北の主要街道の一つ。市内の街道沿いには宿場が形成され、参勤交代の際に利用された。
19	小安街道	湯沢・稲川・皆瀬	街道	未		稲川地域、皆瀬地域を経て仙台領(宮城県)につながる街道で、新鮮なホヤが峠を越えて運ばれたことから「ホヤ街道」とも呼ばれた。
20	本荘街道	湯沢	街道	未		秋田県由利本荘市を起点とし、湯沢市で羽州街道に合流する街道。本荘港で陸揚げした物資の輸送路として重視された。
21	イザベラ・バードの旅路	湯沢・雄勝	街道	未		イギリス出身の紀行家で、明治11(1878)年に来日し、7か月にわたって日本各地を旅した。7月18日～19日(推定)の間、湯沢市に滞在した。
22	湯沢大堰	湯沢	有形(建造物)	未		江戸時代に整備された、市内を4.5kmにわたり南北に流れる用水路で、木材運搬ほか、農業や生活用水、消防用水として利用された。
23	湯沢銘酒	湯沢	有形民俗	未		院内銀山という大量消費地を抱えたこの地では古くから酒造が盛んであり、市内で最も歴史のある木村酒造は元和元(1615)年創業。
24	七夕絵どうろうまつり	湯沢	無形民俗	未		約300年前から始まったとされる。市内中心部に浮世絵や美人画を描いた大小の絵灯籠が飾られ、内外から約20万人の観光客が訪れる夏祭り行事である。

<主な構成文化財>



＜現状と課題＞

街道の調査は前回実施から30年以上経過し、現状把握が不十分であるため悉皆調査等を行う必要があります。あわせて、一里塚上に立つケヤキの樹勢が衰えているものがあり回復に向けた支援が必要です。

街道の歴史に付随する河川舟運・川連漆器・酒造業等、商工業の発展についても文化財の調査から明らかにしていく必要があります。

また、近世の外観をとどめる商家・陣屋等は残っていないことから繁栄したまちの姿がわかる施設や仕組みが求められます。案内板の現況調査を行い経年劣化しているものは更新し、不十分な箇所には整備していく必要があります。

「佐竹南家御日記」翻刻事業について、事業完了の早期化と読者を増やす取り組みが必要です。

＜保存・活用の方針＞

旧羽州・旧小安街道やその周辺について、歴史文化の悉皆調査を専門家も交えて行います。あわせて、一里塚の象徴となるケヤキの延命を図るための樹勢調査を継続して実施します。

皆瀬川を利用した原木木の運搬などによって発展した国の伝統的工芸品の川連漆器について、歴史的調査ならびに工芸品的価値を見据え資料収集を行います。

また、院内銀山という大量消費地を抱えたこの地では酒造業が栄え、豊富な米と清麗な水、気象条件などが合致し、美味しいお酒を作り上げてきました。収蔵している酒造用具のデータベース化と公開展示を行います。

江戸時代より商家として栄えた山内家住宅をはじめ、市内の歴史的建造物を巡る歴史探訪や湯沢城址等の「文化財の見て歩き体験」を行います。御屋敷周辺のまち歩きマップの作成、案内板の整備、ガイドの人材育成等、来訪者が散策しやすい環境づくりを進めます。

また湯沢城址等を市民や観光客へガイド案内できる人材の養成を図ります。

佐竹南家の御用座で書かれていた公用日記「佐竹南家御日記」について翻刻事業の早期化を検討します。あわせて、歴史研究資料としての価値を周知するとともに古文書初心者向けの解説講座を実施するなど、新たな読者を増やす取り組みを進めます。

< 計画期間中の措置 >

措置 No.	措置の名称	関連文化財群の 措置内容	事業主体				事業 優先度 ☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業 継続中	財政 措置 ○：有 （内：国庫 補助 県・県補 助）	事業期間（年度）					次 期 以 降 R 8 ?					
			○ 事業主体（◎主が文化財担当） □ 事業支援・協力						計画期間										
			行政 文化財 担当	他部署 担当	所有者・保 護団体	市民・民間 学校・団体・ 企業等			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7						
4	川連漆器・漆器業の調査	「川連漆器」について有形・無形文化財両面での詳細調査の実施	◎		□		○	○											
8	記念物等の回復調査	「湯ノ原の一里塚」樹勢回復への支援	◎		○	□	□	○											
12	歴史文化の悉皆調査	ジオカルテと連携した街道にまつわる歴史文化の悉皆調査の実施	○	○観光・ジオパーク推進課	□	□	○	○											
16	酒造用具・民具の収蔵資料公開に向けた調査研究の実施。	酒造用具・民具収蔵資料を情報の公開・教育普及へ生かすための調査研究の実施	◎		□		□												
55	組織横断的な人材の養成	市民や観光客へ案内ができる人材の養成	○	○観光・ジオパーク推進課			□	◎	○										
56	地域（地区別）街歩きマップの発行（再編集）	住民の創意工夫によるフィールドワークから情報のフィードバックを形にする。	◎					□	○										
59	歴史的建造物の活用	国登録文化財の一般公開等イベントの実施	◎		□	□	□	○											
60		市内の国登録文化財等、歴史的建造物を巡る歴史探訪の実施	◎		□	□	□	○											
62		市収蔵資料（酒造用具）の公開展示	◎					□											
65		建造物や湯沢城址等、文化財の見て歩き体験と健康づくりの連携講座開催	○	○観光・ジオパーク推進課				◎	○										
70	体験・参画機会の提供（地場産業の制作体験）	川連漆器体験	○	○観光・ジオパーク推進課			□	○	○										
96	案内板等の現況調査の実施	統一した仕様による案内板整備に向けて現況や土地貸借等の調査による台帳整備	○	○観光・ジオパーク推進課				◎											
97	案内板の整備	統一した仕様による誘導案内板を道路等の主要箇所に設置する。	○	○観光・ジオパーク推進課				◎	○										
99	佐竹南家御日記 翻刻事業	毎年度の発刊	◎			□	□	○											
100		公開に向けた事業早期化の検討	◎				□	□	○	国									
101		解説者の養成	◎					◎	○										
102		現地見学会の実施	◎		□	□	◎	○											
103		周知機会の拡充	◎					○	○										
104		研究資料としての価値の発信	◎					○											
105		佐竹南家御屋敷跡への看板設置	◎					◎	○										

付記

< 事業優先度について >

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

□事業継続中：現在実施中の事業

④院内銀山の繁栄

院内銀山は慶長11(1606)年に村山宗兵衛らによって発見されたといわれています。佐竹氏は、秋田に入部した初期の頃から銀山奉行を置き鉱山の経営にあたらせていました。

開発後間もなく東西2km・南北3kmの狭小な山間に銀山町が形成され、慶長17(1612)年には江戸幕府に銀200貫(750kg)を運上するなど一時は久保田城下を凌ぐほど隆盛を極めていました。

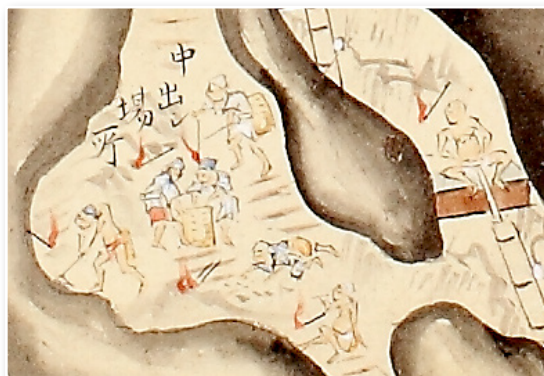
秋田藩は、上方に年貢米を出荷するときの海難回避や輸送費縮小となることから銀山内で年貢米を販売し十分な利益を上げることができました。

さらに銀山内で流通する物資すべてを鉱山の入口で厳しく監視し課税をしていました。

秋田藩にとって院内銀山は銀の生産地としてだけでなく、一大消費地としても重要な鉱山であったことがわかります。

一帯には、旧方式による採掘形態を伝える早房坑、唯一の鉱夫の出入り口であり明治天皇御巡幸の際の見学坑道でもあった御幸坑、銀山の総鎮守として藩主の尊崇の厚かった金山神社、石垣に銀山の鉱滓が使われた旧院内尋常高等小学校等があります。

さらに、樺山発電所は明治33(1900)年、院内銀山に電気を供給するために建設された秋田県内に現存する最も古い水力発電所です。



いんないぎんざんしきおかりやくえず
「院内銀山鋪岡略絵図」(部分)
市指定有形文化財(歴史資料)

<構成文化財>

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	概要
1	旧院内尋常高等小学校及び校庭の石垣	雄勝	有形(建造物)	市		明治7(1874)年の創立後、一度火災で焼失したが、明治39(1906)年に再建され、昭和54年(1979)まで学校として使用されていた。
2	樺山発電所	雄勝	有形(建造物)			明治33(1900)年に院内銀山への動力源供給のため建設された。県内に現存する水力発電所の中で最も古く、現在は秋ノ宮地区に電気を送っている。
3	院内番所絵図	雄勝	有形(絵画)	市		江戸時代後期の院内口留番所の様子を描いたもので、作者は京都四条派画家山脇東暉門下生の大角南耕である。
4	木造阿弥陀如来立像	雄勝	有形(彫刻)	県		鎌倉時代の中央仏師の作と推定される。院内銀山の西光寺の本尊であったが、同寺は大正末期に銀山から退き、現在は誓願寺に安置されている。
5	金燈籠	雄勝	有形(工芸)	市		天保6(1835)年、秋田藩十代藩主佐竹義厚が院内銀山の再興を祝して奉納したものである。

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	概要
6	五本骨扇紋付水引幕	雄勝	有形(工芸)	市		天保5(1834)年、秋田藩十代藩主佐竹義厚が院内銀山の再興を祝して奉納したものである。
7	近松永和筆 院内銀山真景 甲子春月図	雄勝	有形(歴史)	市		元治元(1864)年に春の院内銀山の様子を描いたもので、金山神社や五番坑(御幸坑)、御台所はじめとする院内銀山の町並みが描写されている。
8	近松永和筆 院内銀山鋪岡略絵図	雄勝	有形(歴史)	市		元治元(1864)年に院内銀山の鉱内の様子を描いたもので、鉱夫や坑道の進捗状況のほか、地上の建造物の名称、集落などが描写されている。
9	早房坑	雄勝	史跡	県		寛永(1624～1644)年間の坑道で、現存する坑道の中では最も古く、旧方式による採掘形態を伝える坑道である。
10	御幸坑	雄勝	史跡	県		明治14(1881)年、明治天皇御巡行の際の見学坑道であったことから、のちに記念坑として現在の名に改められた。
11	金山神社	雄勝	史跡	県		慶長12(1607)年の創建で、現在の社殿は文政13(1830)年に藩主の命により久保田藩の棟梁が建築した。
12	御膳水	雄勝	史跡	市		明治14(1881)年、明治天皇が東北御巡幸の際に点茶に使われた清水であり、今も静かに湧き出ている。
13	大切疎水道と御野立所跡	雄勝	史跡	市		宝永4(1707)年、銀山鉱床水抜きのために切り開かれ、五番坑(のちの御幸坑)までの全長1,644mの道程を4年の歳月を要して完成した。
14	正楽寺跡	雄勝	史跡	市		浄土真宗 法嶺山正楽寺は、慶長12(1607)年から慶長16(1611)年の間に創建され、昭和20(1945)年まで存続した銀山最後の寺院である。
15	鉱山分局跡	雄勝	史跡	市		産銀の収納所並びに山方役人の詰所で、長さ7間(12.5m)通しの用材を使用した銀山一の大建造物であった。
16	西光寺跡	雄勝	史跡	市		浄土宗 院内山西光寺は、院内銀山初期に建立された寺院の一つで、大正末期に廃寺となった。
17	小関清水	雄勝	史跡	市		昭和52(1977)年、山崩れのあとを整地中、この小関清水と、「南無阿弥陀仏」の名号を刻んだ石が発見された。
18	門屋家墓所	雄勝	史跡	市		4世代にわたって院内銀山町で医師を務めた門屋家の墓所である。
19	院内番所跡	雄勝	史跡	市		慶長13(1608)年に院内所預によって設けられた番所で、現在の門は後世の複製である。もとは現在地より南に20mほど離れた辺りにあった。
20	院内所預大山家墓所	雄勝	史跡	市		信翁院墓地にあり、延宝8(1680)年から院内所預を務めた大山家11代から16代までと、その夫人の墓碑が並ぶ。
21	院内銀山異人館	雄勝	展示施設			院内銀山に関する歴史を、資料や坑道の再現ジオラマ等から学ぶことができる展示施設である。

<主な構成文化財>



No.11 金山神社



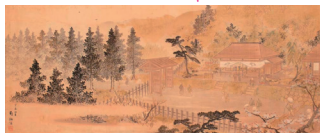
No.21 院内銀山異人館



No. 2 樺山発電所



No.6 五本骨扇紋付水引幕



No. 3 院内番所絵図



<現状と課題>

湯沢市の特筆すべき事項であるものの、調査や保存・活用の検討が十分ではないため、その魅力を市内外に伝えきれていないことから、所有者をはじめ関係団体と連携し、保存管理計画の作成や院内銀山全体をより知ってもらう機会を増やす等の取組が必要です。

展示施設においては、企画展をはじめ、魅力的なプログラムを作成し、情報発信していく必要があります。

<保存・活用の方針>

所有者・関係団体連携により院内銀山の保存管理計画の作成を進めます。

構成文化財の「見て歩き体験」を庁内関係部局等と連携して行います。

この地域の回遊の拠点となる院内銀山異人館について、その歴史を学ぶ企画展や魅力的なプログラムの提供により周辺施設と連携して活用を図る等、情報発信に努めていきます。

<計画期間中の措置>

措置No.	措置の名称	関連文化財群の措置内容	事業主体				事業優先度	財政措置	事業期間(年度)					次期以降		
			事業主体 (◎主が文化財担当) □事業支援・協力						行政	事業優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業継続中	○:有 (内:国庫補助 県・県補助)	計画期間				
			文化財担当	他部署担当	所有者・保護団体	市民・民間・学校・団体・企業等	R3	R4				R5	R6	R7	R8)	
1	近現代の歴史的建造物の把握調査	権山発電所等の建造物調査実施	◎		□	□	◎	○		→						
18	市民研究員制度の導入	院内銀山をテーマに研究する市民研究員の募集・支援	◎	□観光・ジオパーク推進課	□		○									→
39	保存管理計画の整備	院内銀山に関する保存管理計画作成	◎	□観光・ジオパーク推進課	□	□	□									→
51	サテライト施設の特徴を生かした文化財展等の開催	院内銀山異人館での「院内銀山の歴史」を学ぶ企画展の開催	◎				□	○								→
65	歴史的建造物の活用	院内銀山と周辺の文化財の見て歩き体験と健康づくりの連携講座開催	○	○観光・ジオパーク推進課			◎	○								→
96	案内板等の現況調査の実施	院内銀山内の案内板等の現況調査	○	○観光・ジオパーク推進課			◎									→
109	サテライト拠点間を周遊できる仕組みづくり	院内銀山異人館での企画展とその他サテライト拠点間を連携する学びの仕組み作成	○	○観光・ジオパーク推進課			☆									→

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

□事業継続中：現在実施中の事業

第7章 文化財の防災・防犯

1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

「湯沢市地域防災計画」には文化財に関する取り組み等が掲載されていますが、周知・浸透は十分とは言えない現状にあります。

県指定天然記念物「川原毛の酸性変質帯」については、保存管理計画に災害発生時の対応を示す等、消防を含め関係機関で共有化されていますが、他の「記念物」には同様の計画やマニュアルがないことから早急な対応が求められます。

加えて、遺跡(史跡)、記念物等は定期的なパトロールにより、地震や雪害による危険個所の早期発見と改善に努めていく必要があります。

災害発生時の対応について、行政・地域・所有者等、各々の役割を検討していく必要があります。

防災・防犯等への取組についても、十分ではなかったことから、今後は国の指針や「湯沢市地域防災計画」との整合を図りながら、方針や措置を実施していく必要があります。

2. 文化財の防災・防犯に関する方針

不慮の災害による文化財本体とそれを取り巻く、人・物・その他周囲への影響が極力及ばないように訓練の実施や文化財情報の収集、記念物の保存管理計画策定、予防(危機管理)マニュアル・ハザードマップ等の整備を段階的に進めます。あわせて建造物の診断や、ヘリテージマネージャー等専門家の意見も聞きながら設備の検討のほか、耐震化等の防災や防犯に向けた方策について所有者等と検討を加えていきます。

指定(登録)文化財(建造物)等について、雪害による被害を防止するため、雪下ろしや除排雪への支援をしていきます。

また体制づくりでは、災害発生時の緊急車両進入路の確保等、国・県・市・消防署・警察署等、関係機関の連携や各々(行政・地域・所有者等)の役割を検討していきます。

<方針のまとめ>

- ①文化財の防火・防災訓練の実施や防災設備の検討を進める。
- ②指定記念物の保存管理計画策定を進める。
- ③文化財防火・防災・防犯マニュアル・文化財ハザードマップ作成等による市民への周知を図る。
- ④雪害対策費等、指定(登録)建造物へ継続支援を図る。
- ⑤行政・地域・所有者等、関係機関が連携した防火・防災・防犯体制の構築を進める。

3. 文化財の防災・防犯に関する措置

措置 No.	措置の名称	措置の内容	事業主体				事業 優先度	財政 措置	事業期間(年度)					次 期 以 降			
			行政		所有者・保 護団体	市民・民間 学校・団体・ 企業等			☆優先度1 ◎優先度2 ○優先度3 □事業 継続中	○:有 内:国庫 補助 県:県補 助	計画期間						
			文化財 担当	他部署 担当			R 3	R 4			R 5	R 6	R 7	R 8 ?			
111	文化財防火・防災訓練の実施	市民を巻き込んだ文化財防火・防災訓練を定期的実施していく。	○	○総務課	○	□	□										
112	文化財防災設備の整備	文化財防災設備の整備について検討していく。	○	○総務課	○		◎	○									
39	保存管理計画の整備 【(3)保存・継承から再掲】	関係者による保存管理協議会等を設置し保護を図る。	◎	□観光・ ジオパーク 推進課	□	□	□										
113	文化財防災マニュアルの作成・ 配布	文化財防災マニュアルを作成し、市民等に配布する。	○	○総務課	○		◎	○									
114	文化財ハザードマップの作成・ 配布	文化財ハザードマップを作成し、市民等に配布する。	○	○総務課	○		◎	○									
115	災害発生時の対応マニュアル の整備	災害発生時対応に役立つ段階的マニュアルを整備する。	○	○総務課	○		◎										
116	指定(登録)建造物の雪害対策 への支援	建造物の雪下ろしや除排雪等の経費への支援	◎		○		□	○									
117	文化財防火・防災・防犯体制の 整備	文化財防火・防災・防犯体制整備に向けた検討をしていく。	○	○総務課	○		◎										
118	消防署・警察署等の関係機関と の連携	連絡体制等を構築する。	○	○総務課	□		◎										

付記

<事業優先度について>

☆優先度1：計画認定後、優先して取り組む事項

◎優先度2：計画期間内に事業の完了もしくは継続実施を可能とすることを旨とする事項

○優先度3：中長期的に実施する事項

□事業継続中：現在実施中の事業

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 湯沢市の体制

湯沢市の文化財保護に関する行政は、湯沢市文化財保護条例に基づき、湯沢市教育委員会が担っています。教育委員会の諮問機関として、湯沢市文化財保護審議会を設置し御意見をいただいているほか、必要に応じて、県研究機関等と連携して各種調査事業を行ってきています。

組 織		主な業務内容	構 成
教育委員会 生涯学習課	文化財保護室	文化財の保護、保存及び活用に関すること。 埋蔵文化財に関すること。 民俗芸能の保存に関すること。 文化財保護審議会に関すること。 佐竹南家御日記編さんに関すること。 郷土資料の収集及び編さんに関すること。 文化財の保存及び展示施設に関すること。	職員4人 (内学芸員2人)
教育委員会 の附属機関	湯沢市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議を行う。 (湯沢市文化財保護条例第34条)	委員9人
	湯沢市文化財保存活用 地域計画推進協議会(仮称)	湯沢市文化財保存活用地域計画作成後、成果の検証や見直しを行う	委員20人 (予定)

組 織		主な連携内容
庁内の 関連部局	協働事業推進課	市民参加と協働のまちづくりに関すること。
	総務部総務課	地域防災計画、その他防災に関すること。
	総務部企画課	総合計画、公共施設等総合管理計画の推進に関すること。
	福祉保健部健康対策課	健康づくりに関すること。
	産業振興部農林課	食育に関すること。
	産業振興部商工課	地場産業の振興に関すること。
	産業振興部観光・ ジオパーク推進課	伝統的観光行事に関すること。自然公園及び国定公園に関すること。 ジオパーク推進に関すること。
	建設部建設課	市道に関すること。
	建設部都市計画課	都市計画に関すること、都市公園の整備に関すること。
	教育部教育総務課	学校給食に関すること。
	教育部学校教育課	学習指導に関すること。教職員の研修に関すること。 教科書事務に関すること。
	教育部生涯学習課	生涯学習推進事業に関すること。生涯の各時期にわたる社会教育に関すること。学校と地域の連携に関すること。芸術文化振興に関すること。
市内の 関係機関	湯沢市ジオパーク推進協議会	ジオパーク推進に関すること。
	商工団体	商工業の振興、地域づくりに関すること。
	観光団体	観光案内、特産品販売に関すること。
市内の 民間団体	文化財保護協会	文化財の保護、文化財や歴史の資料調査研究に関すること。
	ガイドの会	観光・ジオパークの案内に関すること。
秋田県	秋田県教育庁 生涯学習課文化財保護室	指定文化財の保存・活用等 埋蔵文化財の保存・活用、世界遺産登録推進等
	秋田県立博物館	県内の歴史文化、自然に関する資料の収集、保存、調査研究及び教育普及に関すること。
	県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の調査研究、出土品の整理・収蔵等
	秋田県公文書館	県内の古文書・歴史資料等の収集・保存、調査研究、普及啓発に関すること。

2. 体制整備の方針

湯沢市文化財保存活用地域計画推進協議会(仮称)を主体としながら、各地域の文化財保護協会、地域づくり協議会、観光団体、商工団体、各小中高の公立学校、民間ボランティア団体等が一体となって計画を推進していきます。

また、計画の推進には「空き家」「景観」「道路」「防災」「防犯」等、市の部署の垣根を越えた連携が不可欠です。

そのため、観光、産業、環境等の関連部署が、積極的に連携して取り組む体制づくりを図っていきます。

(1) 地域計画推進に係る各主体の役割と外部連携について

① 地域(住民・学校)

文化財の保存・活用には、市民の一人ひとりが関わっていく当事者意識をもち、身近にある歴史文化を感じ取りながら認識を高めていきます。

そのためには、市内の地域づくり協議会による地域の魅力を再発見する取り組みや、文化財所有者、市民研究員、文化財保護協会、観光団体、商工団体、湯沢市ジオパーク推進協議会、観光ガイドの会等が連携して、文化財の保存・継承と活用による情報発信をしていきます。

学校においても、子ども達が郷土に残る誇るべき歴史文化を、発見したり、知ったりすることができるよう地域学習等の体験活動の機会を作っていきます。あわせて、地域学校協働活動等を活用しながら地域住民・教師・児童生徒が共に学べる機会も提供していきます。

② 行政

文化庁、県教育庁から提供される、文化財の保存・活用に関する補助事業等を含めた情報や指導助言を有効に活用していきます。

また、国・県・市関係部局との密接な情報交換・連携により、地域計画を円滑・効果的に進めるとともに、観光を含む産業振興や地域の活性化にも寄与するよう取り組みます。

さらに、地域等各主体の取り組みを後押しするための仕組みを整備していきます。

③ 外部連携

県立博物館等の専門機関や学術専門家との調査研究、情報交換、公開展示に係る文化財の借用等、連携体制を構築していきます。

周辺自治体等との連携により文化財に関する情報交換・調査研究や、広域連携した事業の検討等も行っていきます。

(2)文化財保存活用アドバイザーの役割について

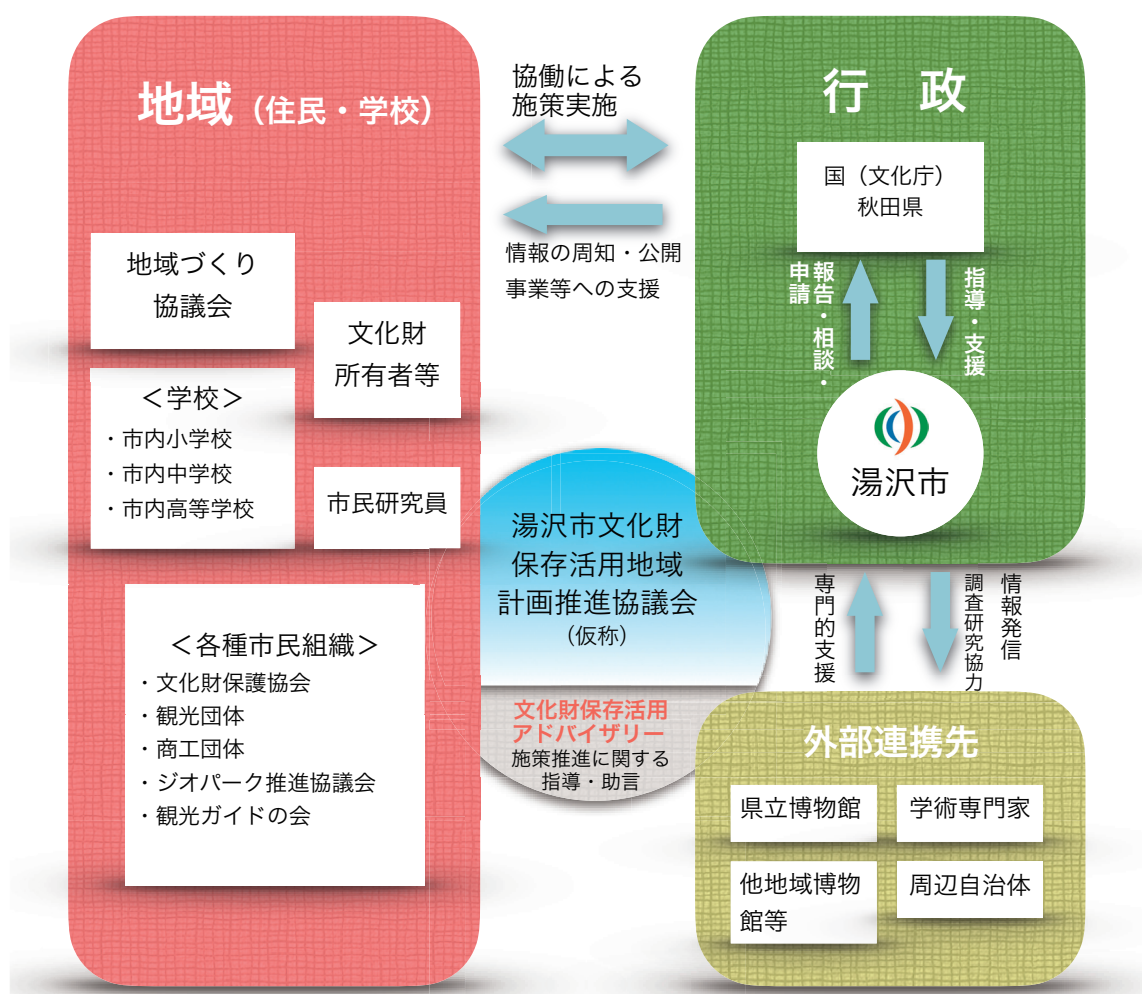
地域計画の事業展開を図る上で、専門的見地と実務経験豊富なアドバイザーを置き、計画の推進に係る指導助言を行政・地域・学校・文化財所有者等を対象に実施します。

特に、新たな展示施設(センター拠点)の整備(展示等の基本計画)や既存の展示施設(サテライト拠点)の展示内容の見直し等による有機的な連携や相乗効果の創出を図る役割を担います。

<具体的な業務内容>

業務項目	具体的内容
文化財資料収集(受贈)方針作成への指導助言	・方針作成への指導助言
未指定文化財の調査	・各地域から発掘された未指定の文化財資料の調査(価値づけ、評価)
文化財資料収蔵庫の最適化プラン作成への指導助言	・資料の取扱いに関する指導(洗浄、乾燥、燻蒸、その他対策) ・資料保管場所の集約化に向けた、収蔵配置計画作成への指導助言
駅周辺複合施設 基本計画(展示施設)準備(常設展ほか)	・センター拠点基本計画の検討 ・常設展の展示内容・ストーリー性の検討
駅周辺複合施設(センター拠点)と既存展示施設(サテライト拠点)を互いに効果的に誘導を図る構想検討への指導助言(サテライト拠点の展示再配置計画)	・センター拠点とサテライト拠点間の誘導につなげる仕組み等の構想作成 ・サテライト拠点の展示変更計画の検討

業務項目	具体的内容
企画展の開催に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案・周知への指導 ・他館からの借用物の取扱いや留意事項の指導 ・展示キャプションへの指導 ・展示室の保存環境(温湿度等)に関する指導
文化財所有者への保存管理に関する指導助言	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者対象の保存管理の仕方を講座形式で開催。 (例：軸装の巻き方、保管方法、文化財の防虫・防菌処理講座)
市民研究員制度(市民研究員)への指導助言	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座の講師 ・市民研究員へのアドバイス ・市民研究員の発表機会での講評・アドバイス



各主体の関係図

湯沢市文化財保存活用地域計画

発行 令和3年 12月
編集 秋田県湯沢市教育委員会
〒012-8501
秋田県湯沢市佐竹町1番1号
TEL 0183-55-8193
FAX 0183-72-8515
印刷 株式会社 奥山印刷所



Yuzawa City, Akita Prefecture

Cultural Property